

足立区

高齢者保健福祉計画

第8期

介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の目的.....	1
2 計画策定の背景及び趣旨.....	1
3 法令等の根拠.....	1
4 計画の位置付け.....	2
5 計画の策定経過等.....	3
6 計画の期間.....	5
第2章 前期（第7期）計画の成果	6
1 事業の進捗状況.....	6
2 成果と今後の展望.....	8
第3章 地域包括ケアシステムビジョンについて	9
第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業	12
1 健康の維持.....	12
2 孤立の防止.....	13
3 地域での活躍.....	14
4 老いへの備え.....	15
5 異変への気づき.....	16
6 専門機関とのつながり.....	17
7 将来の住まいへの備え.....	18
8 在宅生活を支える支援.....	19
9 安心の向上や楽しみの持続.....	20
10 医療と介護の連携促進.....	21
11 人材の確保・育成.....	22
12 安定的な介護サービスの提供.....	23
13 安心できる住まいの確保.....	24
14 地域とのつながりの維持.....	25
15 本人の意思に基づく専門的支援.....	26
16 看取りを視野に入れた対応の推進.....	27
17 支援の質を高める連携の強化.....	28
18 施設ニーズにも対応した住環境の確保.....	29
各柱に関連する事業及び関連する目標値.....	30
第5章 第8期介護保険事業計画	83
1 介護保険事業の現状と推計.....	83
2 介護給付費の適正化.....	105
3 介護保険制度の主な改正点.....	106
4 介護保険料の算出.....	107
5 自立支援・重度化防止等に関する取り組み.....	111

資料編	118
1 年度別給付費等	119
2 足立区高齢社会対策基本条例	121
3 足立区地域保健福祉推進協議会条例	126
4 足立区地域保健福祉推進協議会条例施行規則	128
5 足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会設置細則	130
6 足立区地域保健福祉推進協議会委員名簿	131
7 足立区特別養護老人ホーム整備方針	134

第1章 計画の概要

1 計画策定の目的

『足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（2021年度（令和3年度）～2023年度（令和5年度））』は、本区の高齢者が、安心して暮らすことができるように、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図ることを目的としています。また、平成31年3月に策定した、『足立区地域包括ケアシステムビジョン』の行動計画としての位置づけをもつものです。

2 計画策定の背景及び趣旨

団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦、高齢者のみの世帯及び認知症高齢者の増加が予想される中、足立区でも平成29年には、後期高齢者が前期高齢者を上回り、今後も増加が見込まれます。

平成12年度にスタートした介護保険制度は、支援を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みとして定着、発展してきました。平成18年4月からは、地域密着型サービスの導入や地域包括支援センターの創設など新たなサービス体系を構築し、推進してきました。そして平成27年度から29年度には、「地域包括ケアシステムの構築」を推進するため、「介護予防・日常生活支援総合事業」や「認知症施策推進事業」等の取り組みがスタートしました。平成30年度からは、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「介護保険制度の持続可能性の確保」が大きな柱として掲げられ、取り組みを進めてきました。

平成31年3月には『足立区地域包括ケアシステムビジョン』を策定し、「地域全体で、見守り、寄り添いながら、ゆるやかなつながりを保ち、今後の生活を送るにあたって必要な情報が容易に得られ、要介護状態になっても自分が望むサービスや住まいを自己決定できる」まちをめざして取り組みを進めているところです。また、令和2年6月の社会福祉法の改正により、「地域共生社会の実現」等が柱として盛り込まれ、2040年度（令和22年度）を見据えた基盤整備・人材確保にも取り組むことが求められています。

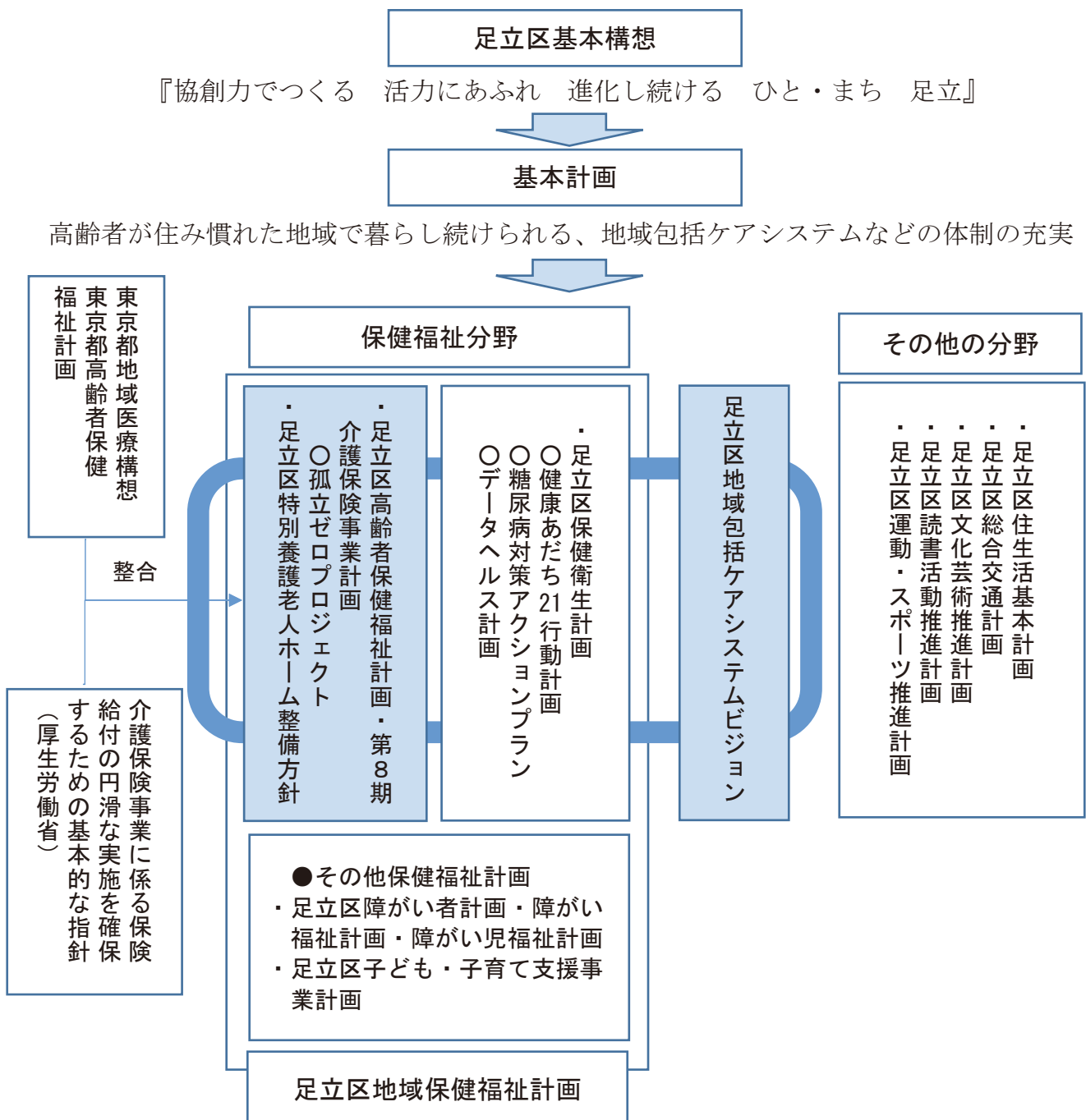
3 法令等の根拠

本計画は老人福祉法第20条の8第1項及び介護保険法第117条第1項に基づき策定するものです。

4 計画の位置付け

本計画は、「足立区基本計画」を上位計画とし、「足立区地域保健福祉計画」における高齢者分野の計画に位置付けられ、「足立区地域包括ケアシステムビジョン」に定める将来像の実現に向けて、18本の柱ごとに成果指標、取り組む事業や各年度の目標値を定めています。

また、厚生労働省が告示した「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び「東京都高齢者保健福祉計画」「東京都地域医療構想」との整合性を図り、「足立区保健衛生計画」「足立区障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「足立区子ども・子育て支援事業計画」などの保健福祉計画や、「足立区総合交通計画」「足立区住生活基本計画」「足立区運動・スポーツ推進計画」などの関連計画と調和がとれたものとします。



5 計画の策定経過等

(1) 計画策定体制

本計画の策定にあたっては、福祉・保健・医療分野の専門家、学識経験者並びに区民代表で構成する区長の附属機関「地域保健福祉推進協議会」及び「同協議会介護保険・障がい福祉専門部会」において必要な事項の協議・検討を行いました。

令和元年	
12月16日(月)	高齢者実態調査実施
令和2年	
5月11日(月)	第1回介護保険・障がい福祉専門部会 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、資料送付のみ
7月6日(月)	第2回介護保険・障がい福祉専門部会 ・足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画のための高齢者等実態調査分析の報告について ・令和元年度足立区介護保険事業実施状況(速報値)について
7月29日(水)	第1回足立区地域保健福祉推進協議会 ・足立区地域保健福祉推進協議会へ第8期介護保険料諮問 ・第1、2回専門部会と同内容を報告
9月9日(水)	第3回介護保険・障がい福祉専門部会 ・足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定に伴う中間報告(案)について ・令和元年度介護保険事業の実績について
10月17日(土)～10月28日(水)	中間報告公聴会実施
10月16日(金)～11月16日(月)	中間報告パブリックコメント実施
11月20日(金)	第4回介護保険・障がい福祉専門部会 ・足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画公聴会及びパブリックコメントについて
12月24日(木)	第2回足立区地域保健福祉推進協議会 ・第3、4回専門部会と同内容を報告
令和3年	
2月3日(水)	第5回介護保険・障がい福祉専門部会 ・第8期介護保険料答申案について審議 ・本計画策定案について審議
2月12日(金)	第3回足立区地域保健福祉推進協議会 ・足立区地域保健福祉推進協議会から区長へ第8期介護保険料答申 ・本計画策定案について審議
3月25日(木)	第4回足立区地域保健福祉推進協議会

(2) 計画策定への区民参加・区民への周知

より多くの区民の意見や意向を計画に反映するため、以下の方法を採用しました。

ア 高齢者等実態調査

幅広く区民の意見や意向を反映し、高齢者等の実態を把握するため、令和元年12月から令和2年2月にかけて、以下、全9種の調査を並行して実施しています。区民対象の調査では、住民の状態や介護の希望を把握し、本計画の策定の参考にします。

調査票		発送数	回収数	有効票	無効票	回収率
区民対象調査	①介護予防・日常生活圏域ニーズに関する調査	7,500	4,103	3,967	136	54.7%
	②高齢者単身世帯実態調査	2,500	1,353	796	557	54.1%
	③要介護認定者に関する実態調査	5,000	2,637	2,637	0	52.7%
	④在宅介護の実態に関する調査	942	688	687	1	73.0%
事業所対象調査	⑤在宅サービス事業所調査	738	449	449	0	60.8%
	⑥居宅介護支援事業所調査	219	156	156	0	71.2%
	⑦介護保険施設調査	44	36	36	0	81.8%
	⑧有料老人ホーム施設調査	45	19	19	0	42.2%
	⑨サービス付き高齢者向け住宅調査	36	22	22	0	61.1%

イ 公聴会

令和2年10月に、区民に中間報告を説明するため、公聴会を実施しました。

(ア) 日程・参加者等

No.	開催日	時間	会場	参加者
1	10月17日(土)	午後2時～3時30分	生涯学習センター(千住)	17人
2	10月20日(火)	午後2時～3時30分	梅田地域学習センター	7人
3	10月22日(木)	午後7時～8時30分	勤労福祉会館(綾瀬)	10人
4	10月25日(日)	午後2時～3時30分	江北地域学習センター	29人
5	10月27日(火)	午後7時～8時30分	保塚地域学習センター	14人
6	10月28日(水)	午後2時～3時30分	竹の塚地域学習センター	45人
合計			6回実施	122人

(イ) 主な意見・要望等

- ・介護保険料を値上げしないでほしい。
- ・国の負担をもっと増やすよう要望してほしい。
- ・新型コロナで苦慮している介護事業者を支援してほしい。
- ・特養の入所が必要な高齢者を今すぐどうにかしてほしい。
- ・地域包括支援センターが多忙だ、本来の活動ができるようにしてほしい。
- ・元気なうちに素人にも出来る介護の知識を普及してほしい。

(ウ) 町会・自治会連合会への説明会

25 の地区町会・自治会連合会に対して、要望があった2 か所で説明会を実施（参加人数 25 名）。資料のみの請求があった 10 か所に資料 186 部を配布した。

ウ パブリックコメントの実施

(ア) 実施期間

令和 2 年 10 月 16 日（金）から 11 月 16 日（月）まで

(イ) 実施結果

710 件（個人 438 名、法人 2 団体から）

(ウ) 主な意見・要望

No	内訳	件数
1	介護保険料について	420 件
2	介護サービスの利用者負担について	13 件
3	施設整備について	15 件
4	介護人材の確保について	22 件
5	介護報酬改定について	7 件
6	その他	233 件
合 計		710 件

- ・介護保険料が高い。値上げしないでほしい。
- ・介護サービス利用料の負担が重い。
- ・特別養護老人ホームをもっと増やしてほしい。
- ・介護職員の待遇を改善してほしい。
- ・国の財源負担を増やすよう強く要望してほしい。

6 計画の期間

この計画は、老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画と、介護保険法に基づく3年計画として第8期介護保険事業計画を包含した計画であり、計画期間は、2021 年度（令和3年度）から2023 年度（令和5年度）までの3か年とします。

なお、本計画は、厚生労働省が告示した「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が示すとおり、第7期計画までの取り組みを踏まえ、また第9期計画以降、2040 年度（令和22年度）のめざすべき姿を念頭におき、計画を策定し、推進していくものとします。

平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第7期計画											
	見直し		第8期計画								
			見直し		第9期計画（予定）						
						見直し		第10期計画（予定）			

第2章 前期（第7期）計画の成果

1 事業の進捗状況

前期（第7期）計画では、「高齢者の健康を保持・増進し、社会参加を進めます」「介護保険サービスを適切に提供します」「高齢者の在宅生活を支援します」「高齢者の権利を守るしくみを充実します」「地域で支えあうしくみを充実します」「福祉サービスの質を高めていきます」の6本の柱で、取り組みを進めてきました。

重点的に取り組んだ事業として、地域包括ケアシステム梅田地区モデル事業の実施、生活支援サポーター養成の開始、認知症サポーター養成講座や元気応援ポイント事業などがあり、事業の参加者も着実に増えています。

しかし、令和元年度後半では、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、介護予防につながる各種の教室事業や検診事業において十分な事業展開ができませんでした。

（1）高齢者の健康を保持・増進し、社会参加を進めます

ア 健康寿命の延伸

「健康づくり推進員」の育成・支援では、各保健センターでの会議や学習会で、糖尿病対策を推進するための情報提供や体制作りを実施しています。区全体では年2回の研修会を通して、区民の健康実態や野菜の摂取量の現状を説明し、「野菜から食べよう」の声かけの重要性を伝え、「あだちベジタベライフ」の啓発に取り組みました。また、野菜たっぷりメニュー等を提供するあだちベジタベライフ協力店を、新規開拓委託等により87店舗増加し815店舗となるなど、目標（720店舗）以上に協力店が増加しており、取り組みの定着が図られています。

イ 介護予防による地域づくり

65歳以上の区民へ元気応援ポイント事業のボランティア活動を紹介する「元気応援通信」の配布を行い、高齢者ボランティア（元気応援ポイント）の推進に努めた結果、参加者は2,732人となり、こちらも目標（2,500人）以上の参加者を集めています。

（2）介護保険サービスを適切に提供します

ア 地域密着型サービスの提供

地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム、小規模多機能サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護）事業者との意見交換・連絡調整を定期的に行い、情報交換等を行っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、十分に実施することができませんでした。

イ 特別養護老人ホームの整備

特別養護老人ホーム入所検討委員会を定期的に行っており、優先度の高い方から入所できるように待機者名簿の調整を行っています。しかし、令和2年6月時点では、2,554人の待機者がおり、なおかつ今後も高齢者人口の増加が見込まれることから、令和2年度～11年度の特別養護老人ホーム整備方針を定め、中長期的な整備を進めていくこととしました。

（3）高齢者の在宅生活を支援します

ア 在宅医療・介護の連携

在宅医療・介護連携に関する相談支援では、利用促進のため、新たにちらしを作成し、区内医療・介護関係者が集まるイベント等で周知した結果、令和元年度においては295件の相談があり、目標件数（100件）を大幅に上回る件数の相談がありました。

イ 認知症高齢者の支援

認知症を正しく理解し、適切に対応する環境作りでは、認知症講演会の実施や新たな認知症啓発用リーフレット等（「知って・備えて認知症」）の配布を行っています。また、地域包括支援センターが「認知症サポーター養成講座」を開催し、受講者数は目標（4,500人）に達していませんが、平成30年度2,380人、令和元年度3,041人と年々増加してきています。

ウ 高齢者の在宅支援を進めるモデル事業

高齢者の在宅支援を進めるモデル事業を梅田地区で実施し、居場所の開設、認知症高齢者への声かけ訓練、ICTを活用した医療介護連携の試行などを実施しました。

（4）高齢者の権利を守るしくみを充実します

ア 成年後見制度の利用促進

認知症等の原因により判断能力が不十分な高齢者等の権利及び財産等を守る仕組みである成年後見制度の活用促進について、申立て及び後見報酬費用助成の環境整備および周知を進めたことにより、制度利用者は、平成30年末1,014人、令和元年末1,109人、助成利用者は、平成30年度22件、令和元年度38件と徐々に増加しています。一方、区長申立件数は目標（100件）を下回り、67件という状況ですが、引き続き、区長申立審査会を毎月実施し、権利擁護支援が必要な区民を区長申立につなげていきます。

また、成年後見制度利用促進法の施行に基づき、「権利擁護センターあだち」では、成年後見制度の利用が必要な区民に対し、制度が適正に利用できるよう制度の普及・啓発に努めました。

（5）地域で支えあうしくみを充実します

ア 地域の包括支援体制を整える

地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの機能強化のため、業務の見直し、整理などを行ってきました。また、センターに対する公平な評価の実施に向けて、検証と試行を区内全25センターで実施しました。

イ 地域の見守り体制を整える

地域包括支援センターが中心となり、高齢者やその家族の不安や悩みを早期に発見し、地域ぐるみで支えていく「絆のあんしんネットワーク」に取り組み、町会・自治会との連携による見守りネットワークの強化を図ったことにより、「絆のあんしん協力機関」に登録した町会・自治会は93団体となり、目標（80団体）を上回りました。

（6）福祉サービスの質を高めていきます

ア 福祉分野の人材の確保と育成

福祉分野の人材確保と区民の就業の機会を図るため、身近な地域に居住する潜在的福祉人材を掘り起こし、求人事業者と結び付けるハローワークと共催した「介護のしごと相談・面接会」を実施し、目標人数（150人）を達成する参加となりました。また、認知症サポーター養成講座に積極的に取り組み、講座の受講者数は、これまでの累計で30,000人を超えました。

さらに、新しい介護サービスの担い手として、清掃や洗濯などの支援を行う生活支援サポーターの養成も開始しました。

2 成果と今後の展望

令和元年12月に実施した高齢者等実態調査では、幸福度を7点以上とした高齢者の割合は61.0%となり、平成28年11月に実施した調査時（以下、「前回調査時」という。）の56.8%から4.2ポイント上昇しました。

また、今後の生活について不安を感じている高齢者の割合は56.1%と、前回調査時の54.5%と比べ1.6ポイント増えるなど、将来の健康、住まい、医療などの不安をどう払拭するかが課題と言えます。

今後は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、感染のリスクには十分留意しつつ、少人数での事業実施、スマートフォン等ICT機器を活用した事業展開等、3密の回避をはじめとする「新しい生活様式」に応じた工夫をしつつ、介護サービス事業者への衛生物品の配布など、感染症拡大予防につながる支援を引き続き実施していきます。

第3章 地域包括ケアシステムビジョンについて

【第7期体系図】

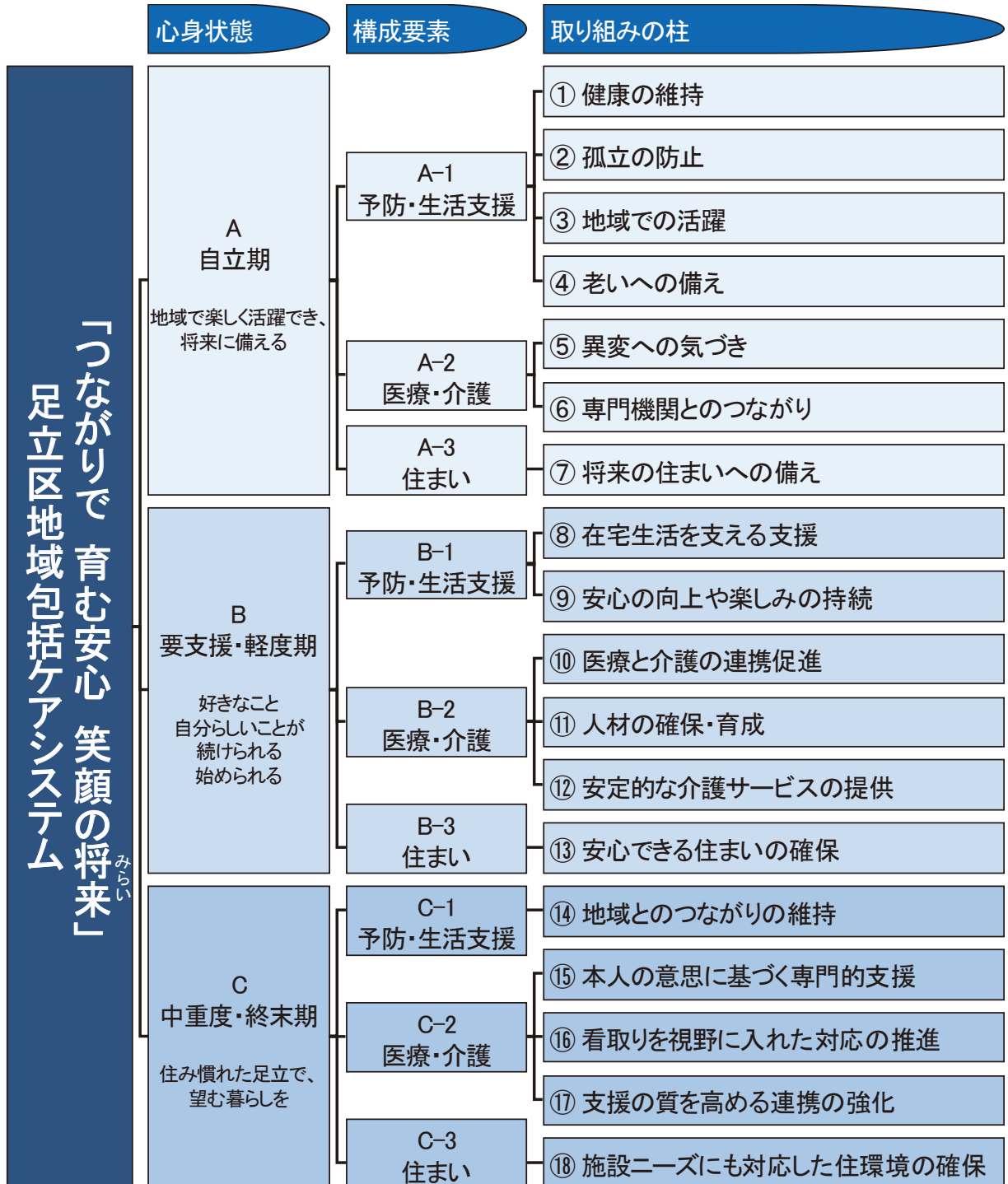
「高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」は、地域包括ケアシステムビジョンが策定（平成30年度策定）される前の平成29年度にまとめました。

第7期計画の柱	第7期計画の施策群	第8期計画との関係
1 高齢者の健康を保持・増進し、社会参加を進めます	(1)健康寿命の延伸を実現します	A-1-①健康の維持 A-2-⑤異変への気づき
	(2)介護予防による地域づくりを進めます	A-1-①健康の維持 A-1-③地域での活躍
	(3)高齢者の社会参加を進めます	A-1-①健康の維持 A-1-②孤立の防止 A-1-③地域での活躍
2 介護保険サービスを適切に提供します	(1)介護保険施設等の整備を拡充します	B-2-⑫安定的な介護サービスの提供 C-3-⑱施設ニーズにも対応した住環境の確保
	(2)介護保険サービスを供給します	B-1-⑧在宅生活を支える支援 B-2-⑫安定的な介護サービスの提供 C-3-⑱施設ニーズにも対応した住環境の確保
3 高齢者の在宅生活を支援します	(1)在宅医療・介護の連携を進めます	A-2-⑥専門機関とのつながり B-2-⑩医療と介護の連携促進
	(2)認知症高齢者の支援を進めます	A-2-⑤異変への気づき
	(3)日常生活支援します	B-1-⑧在宅生活を支える支援
	(4)高齢者向け住宅の確保を進めます	A-3-⑦将来の住まいへの備え B-3-⑬安心できる住まいの確保
	(5)介護者の支援を進めます	C-1-⑭地域とのつながりの維持
	(6)高齢者対応型のまちづくりを進めます	A-3-⑦将来の住まいへの備え B-1-⑨安心の向上や楽しみの持続
4 高齢者の権利を守るしくみを充実します	(1)高齢者の権利を守るしくみを充実します	A-1-④老いへの備え B-1-⑨安心の向上や楽しみの持続 C-2-⑮本人の意思に基づく専門的支援
5 地域で支えあうしくみを充実します	(1)地域の包括支援体制を整えます	A-2-⑥専門機関とのつながり B-2-⑩医療と介護の連携促進 C-2-⑮本人の意思に基づく専門的支援 C-2-⑯看取りを視野に入れた対応の推進 C-2-⑰支援の質を高める連携の強化
	(2)地域の見守り体制を整えます	A-1-②孤立の防止 A-1-③地域での活躍 B-1-⑨安心の向上や楽しみの持続 C-1-⑭地域とのつながりの維持
	(3)情報提供と相談の体制を整えます	B-2-⑩医療と介護の連携促進 B-2-⑫安定的な介護サービスの提供
	(4)幅広いボランティア・NPO活動を支援します	A-1-③地域での活躍
6 福祉サービスの質を高めていきます	(1)人材の確保と育成を進めます	B-2-⑪人材の確保・育成
	(2)福祉サービスの質の確保と向上を目指します	B-3-⑬安心できる住まいの確保 C-2-⑰支援の質を高める連携の強化



【第8期体系図】

平成30年度に地域包括ケアシステムビジョンが、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の上位計画として策定されたため、「高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」からは、その体系に基づき事業を展開します。



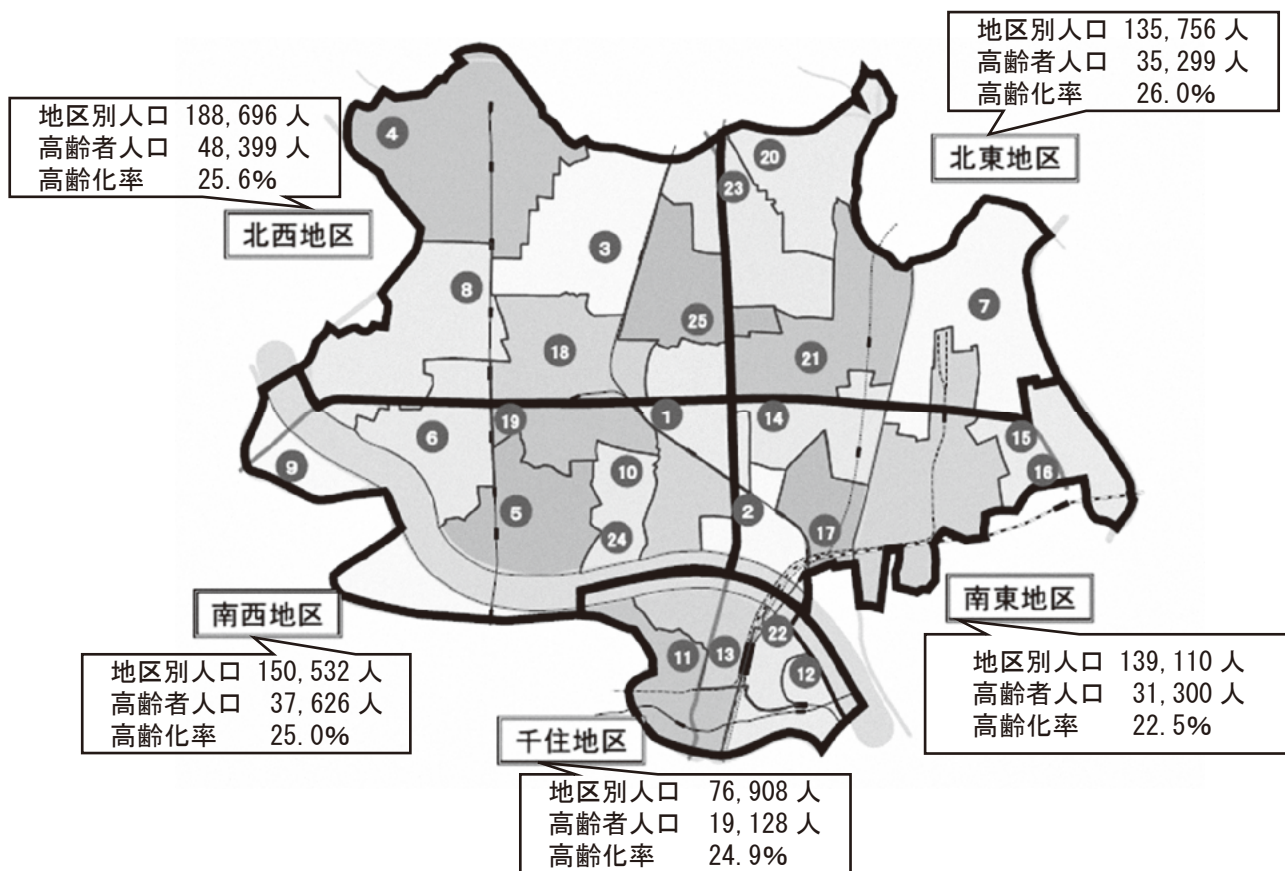
自立期:介護の必要がない状態

要支援・軽度期:介護認定がおおよそ「要支援1」～「要介護2」程度の身体状態・認知機能・障がいの状態

中重度・終末期:介護認定がおおよそ「要介護3」～「要介護5」程度の身体状態・認知機能・障がいの状態

【サービスの提供圏域と地域包括支援センター】

地域包括ケアシステムビジョンでは、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、日常生活圏域を5地区に分け、25の地域包括支援センターを中核とし、高齢者に関わる各種事業に取り組みます。



足立区地域包括支援センター一覧

No.	名称	住所	No.	名称	住所
①	基幹	梅島 2-1-20	⑭	中央本町	中央本町 4-14-20
②	あだち	足立 4-13-22	⑮	東和	東和 4-7-23
③	伊興	伊興 3-7-4	⑯	中川	中川 4-2-14
④	入谷	入谷 9-15-18	⑰	西綾瀬	西綾瀬 3-2-1
⑤	扇	扇 1-52-23	⑱	西新井	西新井 2-5-5
⑥	江北	江北 3-14-1	⑲	西新井本町	西新井本町 2-23-1
⑦	さの	佐野 2-30-12	⑳	はなはた	花畑 4-39-11
⑧	鹿浜	皿沼 2-8-8	㉑	一ツ家	一ツ家 4-5-11
⑨	新田	新田 3-4-10	㉒	日の出	日ノ出町 27-4-112
⑩	関原	関原 2-10-10	㉓	保木間	保木間 5-23-20
⑪	千住西	千住中居町 10-10	㉔	本木関原	本木 1-4-10
⑫	千寿の郷	柳原 1-25-15	㉕	六月	六月 1-6-1
⑬	千住本町	千住 3-7-101	(②～⑤は50音順)		

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業

地域包括ケアシステムビジョンでは目標とする将来像の実現のために、10ページの【第8期体系図】のとおり、3つの心身状態及び3つの構成要素で分けられた9つの区分と取り組むべき18本の「柱」を設定しています。

1 健康の維持



(1) 目指すべき姿

自立した生活を少しでも長く続けるためには、健康を維持することが何よりも大切です。そのため、高齢者自身は、各種講座や運動・体操プログラムなどに参加して、介護予防に努めます。また、区や専門機関は、高齢者が適度な運動とバランスのとれた食生活で、規則正しい生活が送れるよう啓発をしていきます。

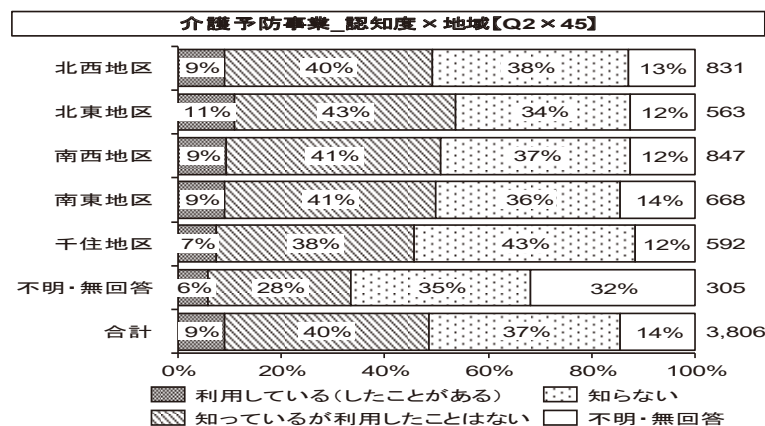
(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱1-I	健康寿命（男性）	77.49 歳	78.90 歳
	健康寿命（女性）	82.31 歳	83.30 歳

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

介護予防事業の認知度は、区全体では「利用している（したことがある）」と「知っているが利用したことはない」の合計は約半数（49%）ですが、37%が「知らない」となっています。



出典：①介護予防・日常生活圏域ニーズに関する調査 問2, 問45

(4) 注力する視点

介護予防事業の認知度向上の取り組みとあわせ、自分にあった取り組みを高齢者に理解してもらう工夫が必要となります。

高齢者が自身の状態を知ること、専門職による個別アドバイスができる仕組みを取り入れていくことが重要です。

2 孤立の防止

予防・生活支援 医療・介護 住まい



(1) 目指すべき姿

退職や家族構成の変化を迎える高齢期は、職場や家庭、地域における人間関係が希薄になりがちです。住み慣れた自宅・地域で長く暮らしていくために、ゆるやかに社会とつながりを持てる地域ネットワークを作っていきます。

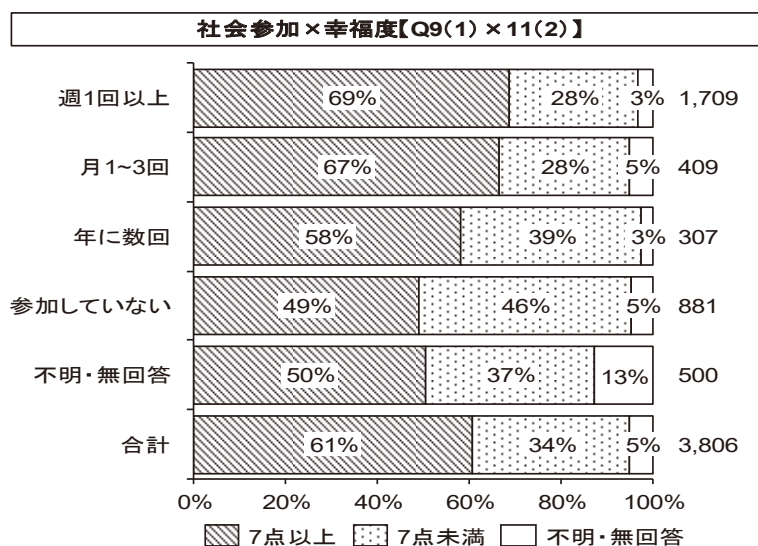
(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱2-I	心配事や愚痴を聞いてくれる人が「いる」人の割合 (介護予防・日常生活圏域ニーズに関する調査から)	91.8%	93.8%
柱2-II	閉じこもり傾向のある高齢者の割合 (外出が週1回以下)	11.5%	10.0%
柱2-III	現在の幸福度を7点以上(10点満点)とした高齢者の割合 (介護予防・日常生活圏域ニーズに関する調査から)	61.0%	62.7%
柱2-IV	高齢者孤立防止・見守り活動への協力意向を持つ 高齢者の割合	54.8%	57.8%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

区全体では、幸福と感じている(7点以上)割合は61%であるのに対して、社会参加が週1回以上の場合には69%、月1~3回の場合には67%と、社会参加している頻度が多いほど、幸福度がより高くなっています。



出典：①介護予防・日常生活圏域ニーズに関する調査 問9(1), 問11(2)

(4) 注力する視点

高齢者をいかに地域ネットワークへ巻き込んでいくかが重要であり、特に男性は女性に比べ地域との関わりが少ないため、工夫した取り組みが必要となります。

地域高齢者の受け皿となる地域ネットワークを育てていく仕組みの構築が必要となります。

予防・生活支援 医療・介護 住まい

3 地域での活躍



(1) 目指すべき姿

人生100年時代を迎える今後、高齢者が地域でいきいきと活動・活躍でき、楽しさや生きがいを感じられるまちにしていきます。

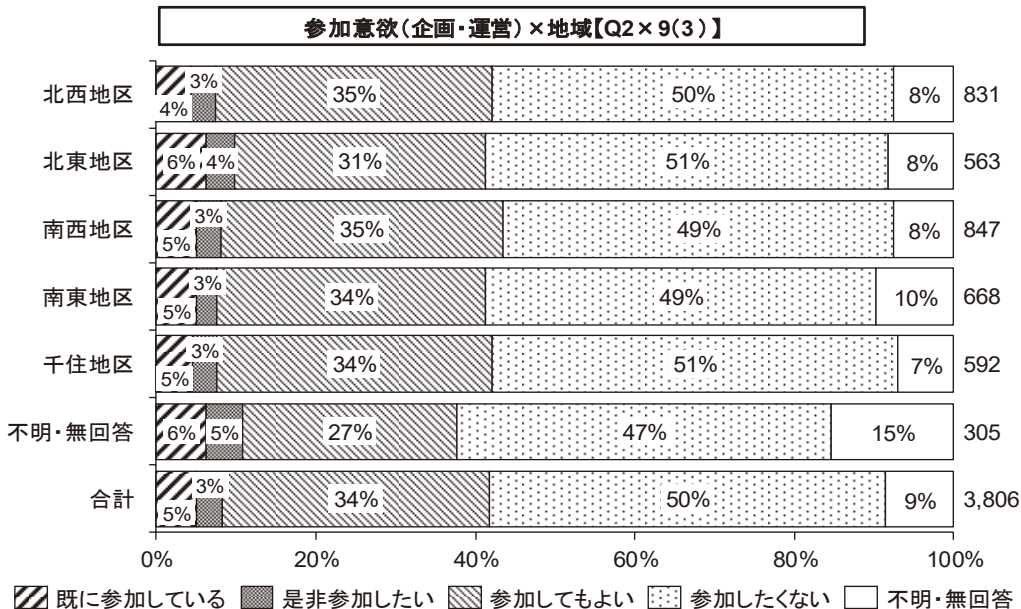
(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱3-I	地域活動へ「年数回以上」参加している高齢者の割合	63.3%	65.3%
柱3-II	高齢者孤立防止・見守り活動への参加意向を持つ高齢者の割合【再掲】	54.8%	57.8%
柱3-III	現在の幸福度を7点以上（10点満点）とした高齢者の割合（介護予防・日常生活圏域ニーズに関する調査から）【再掲】	61.0%	62.7%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

通いの場の企画・運営としての参加意欲については、区全体では「既に参加している」「是非参加したい」「参加してもよい」を合わせて約40%が参加意欲を示しています。



出典：①介護予防・日常生活圏域ニーズに関する調査 問2，問9(3)

(4) 注力する視点

地域活動に参加する意向のある高齢者を発掘していく仕組みが必要になります。また、地域ネットワークのリーダーとなりうる人材の発掘、養成が重要です。

4 老いへの備え

予防・生活支援 医療・介護 住まい



(1) 目指すべき姿

高齢者本人が、自立期のうちから権利擁護や介護保険制度等を学び、「老い」に向けた準備ができるよう、区は場や機会の提供などの支援に取り組んでいきます。また、長く続けられる楽しみを見出すことも、豊かな老いを迎えるための備えになります。

(2) 柱の成果指標

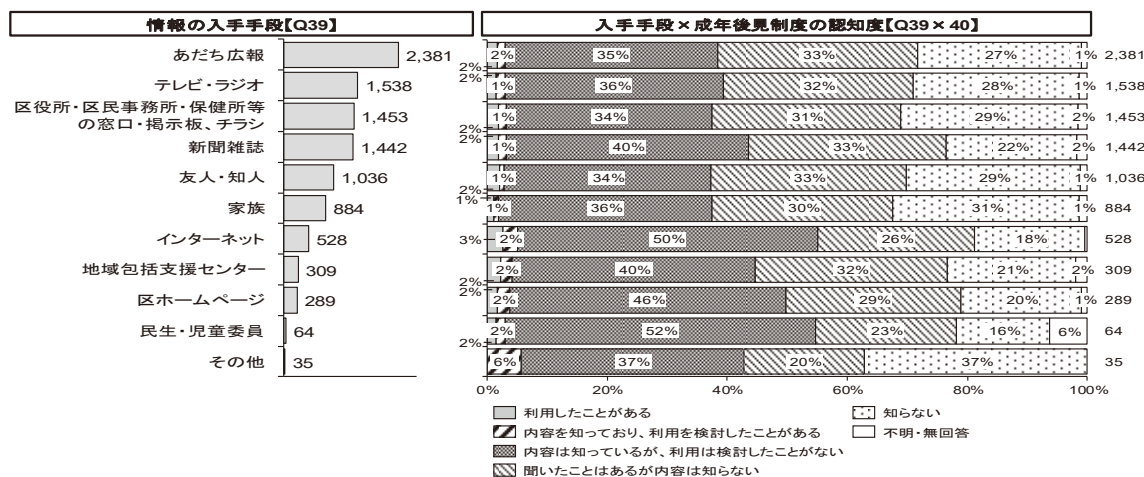
下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱4-I	老いへの備えを「考えている」高齢者の割合	38.9%	41.9%
柱4-II	趣味が「ある」高齢者の割合（介護予防・日常生活圏域ニーズに関する調査から）	69.1%	70.0%
柱4-III	生きがいがある「ある」高齢者の割合（介護予防・日常生活圏域ニーズに関する調査から）	55.0%	58.0%
柱4-IV	現在の幸福度を7点以上（10点満点）とした高齢者の割合（介護予防・日常生活圏域ニーズに関する調査から）【再掲】	61.0%	62.7%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

自立期の高齢者の身近なくらしの情報入手手段としては、「あだち広報」が最も多く、次いで「テレビ・ラジオ」、「区役所・区民事務所・保健所等の窓口・掲示板、チラシ」、「新聞雑誌」となっています。

成年後見制度については、「インターネット」や「民生・児童委員」、「区ホームページ」から情報を入手している層が、制度の利用につながっています。



出典：①介護予防・日常生活圏域ニーズに関する調査 問39, 問40

(4) 注力する視点

高齢者に対する情報発信を、きめ細かく地域ごとに行える仕組みの構築が必要になります。また、パソコンやスマートフォンを日常的に使用してきた世代が徐々に高齢化し、ICTを活用した情報発信も工夫していく必要があります。

予防・生活支援 医療・介護 住まい

5 異変への気づき



(1) 目指すべき姿

高齢者は自身の変化に気づけるよう定期的に健康診査を受診し、区や専門機関は受診啓発に努めることが大切です。周囲の人が高齢者の異変に気付いた場合は、声を掛けたり関係機関へつなぐなどして、病気の早期発見・早期治療につながるまちづくりを進めます。

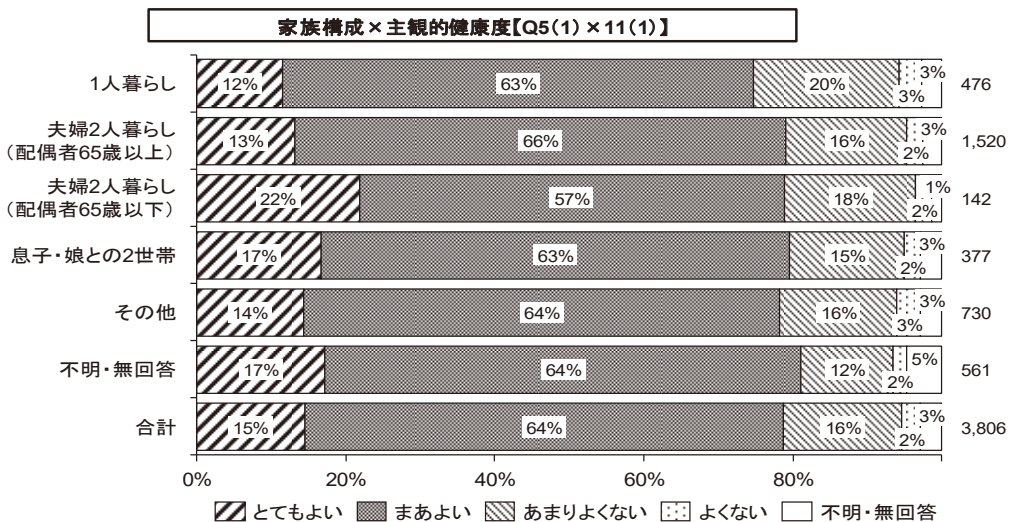
(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱5-I	認知症サポーター数（新規養成者数）	2,250人	3,500人
柱5-II	特定健診受診率	53.0%	63.0%
柱5-III	後期高齢者医療健診受診率	55.0%	65.0%
柱5-IV	心配事や愚痴を聞いてくれる人が「いる」人の割合（介護予防・日常生活圏域ニーズに関する調査から） 【再掲】	91.8%	93.8%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

自立期高齢者の主観的健康度について、区全体では「とてもよい」が15%、「まあよい」が64%となっています。家族構成別でみると、「とてもよい」が1人暮らし世帯で12%、夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）で13%と低く、夫婦2人暮らし（配偶者65歳以下）で22%と高くなっています。



出典：①介護予防・日常生活圏域ニーズに関する調査 問5(1)，問11(1)

(4) 注力する視点

健診データなどを活用し、個別アプローチでより具体的な指導・支援ができる仕組みの構築が必要です。

専門職を巻き込みながら、その人にあった支援が行える体制を構築することが必要になります。

6 専門機関とのつながり



(1) 目指すべき姿

かかりつけ医・歯科医・薬局など、健康状態を把握してくれる専門家や、日常生活を支援する介護事業者、地域包括支援センターが、早期に高齢者につながる体制を作ることで、高齢者の自立度と安心感を高めていきます。

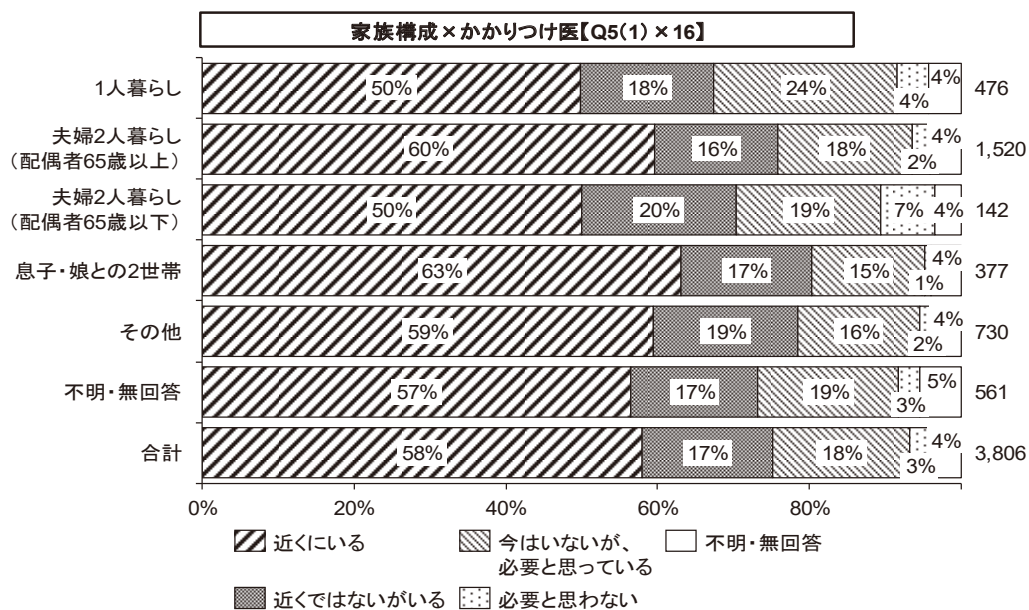
(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱6-I	日常の健康について相談するかかりつけの医師がいる割合	75.0%	77.0%
柱6-II	地域包括支援センターを知っている高齢者の割合	55.3%	58.3%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

自立期高齢者のかかりつけ医の状況は、区全体では「近くにいる」が58%、「近くではないがいる」が17%であり、「今はいないが必要と思っている」が18%となっています。



出典：①介護予防・日常生活圏域ニーズに関する調査 問5(1)，問16

(4) 注力する視点

医療と介護の連携や、ライフプランにおける「かかりつけ医」を持つことの重要性など、その必要性を具体的に示して、理解を広めていく工夫が必要です。

予防・生活支援 医療・介護 住まい

7 将来の住まいへの備え



(1) 目指すべき姿

関連する事業者・専門機関は、高齢者の住まいの悩みに適切に対応できる人材を育成するとともに相談窓口を設けます。区は、高齢者が必要とする住まいに関する情報を、確実に得ることができるよう支援します。

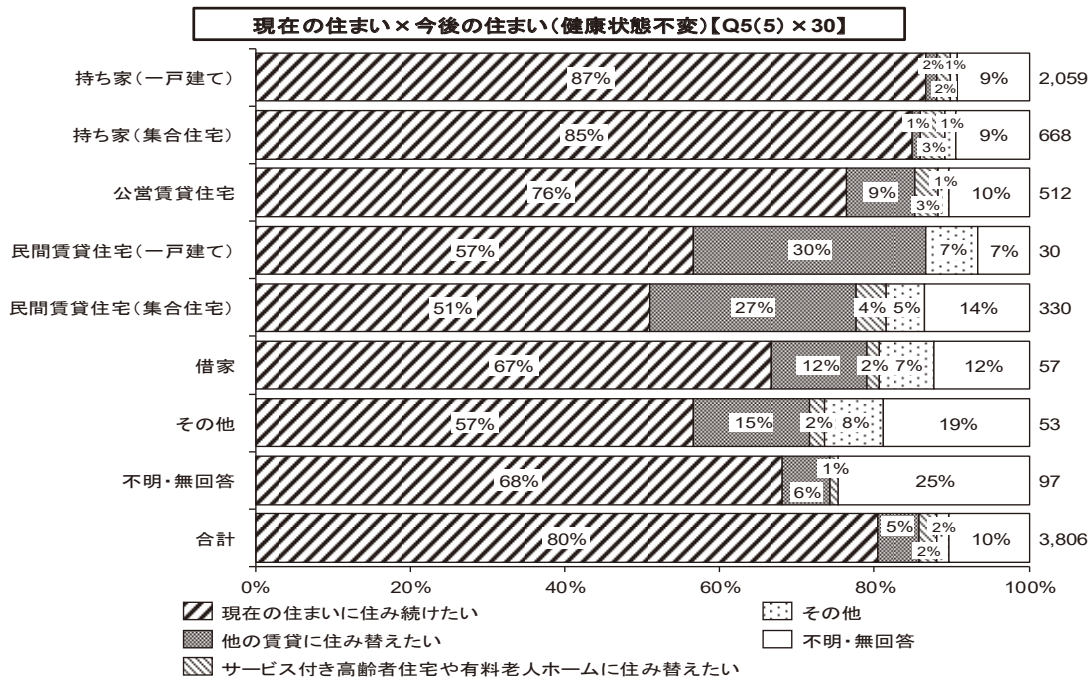
(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱7-I	今後の生活について、住まいに不安を感じている高齢者の割合（介護予防・日常生活圏域ニーズに関する調査・高齢者単身世帯実態調査から）	8.8%	7.0%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

現在の住まいについては、区全体では、「持ち家（一戸建て）」が54%、「持ち家（集合住宅）」が18%、「公営賃貸住宅」が13%となっています。今後の住まいについて、区全体では、「現在の住まいに住み続けたい」が80%、「他の賃貸に住み替えたい」が5%となっています。



出典：①介護予防・日常生活圏域ニーズに関する調査 問5(5)，問30

(4) 注力する視点

在宅生活を継続していくために必要な、具体的な備えや蓄えを理解してもらう取り組みが重要です。

8 在宅生活を支える支援



(1) 目指すべき姿

介護の重度化を防ぐには、介護事業者等が、高齢者自らができることを最大限尊重しながら、早期に適切な支援を行っていくことが重要です。区も生活支援サービスのメニューを増やし、高齢者の自立生活維持をサポートできる体制を整えます。

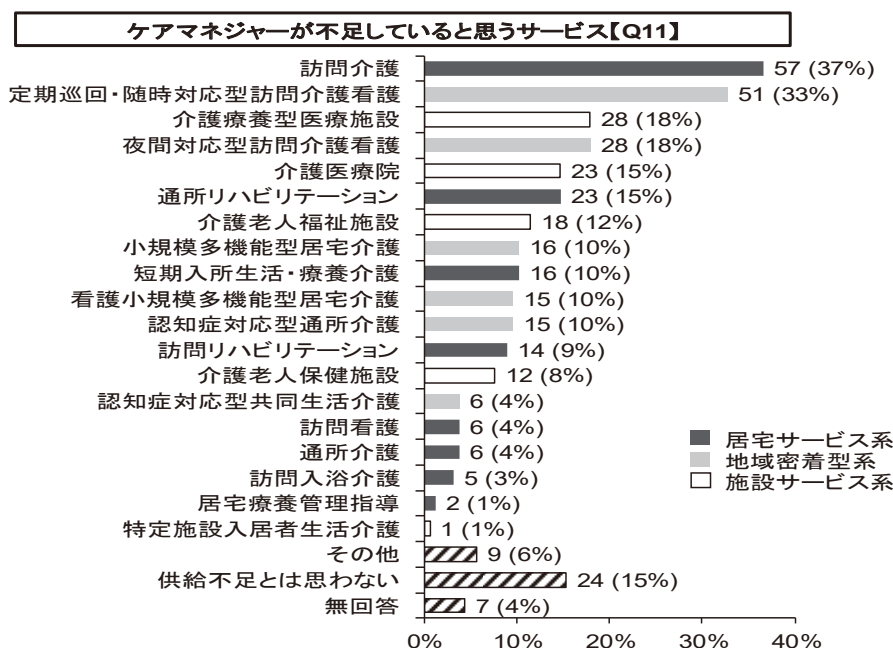
(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱8-I	在宅サービスに「満足している」高齢者の割合	66.1%	69.1%
柱8-II	BMIが20.0以下（やせ、低栄養傾向）の高齢者の割合	16.9%	16.0%
柱8-III	心配事や愚痴を聞いてくれる人が「いる」人の割合（要介護認定者に関する実態調査から）	87.3%	89.3%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

ケアマネジャーが不足していると思うサービスは、訪問介護が37%、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が33%と高い割合で、次いで介護療養型医療施設と夜間対応型訪問介護看護が18%となっています。



出典：⑥居宅介護支援事業所調査 問11

(4) 注力する視点

介護サービスのほかに、地域住民による生活支援の仕組みを制度的に構築していくことが必要です。また、介護サービスの担い手拡大のために、より幅広く人材を受け入れられる工夫が必要になります。

予防・生活支援 医療・介護 住まい

9 安心の向上や楽しみの持続



(1) 目指すべき姿

この時期の高齢者には、身体の衰えや認知症の症状が出始める方もいますが、多くの場合、周囲の支えにより在宅生活を継続できます。区や専門機関は高齢者の孤立を防ぎ、安心感や生活上の楽しみを持ち続けられるように、在宅生活を支えます。

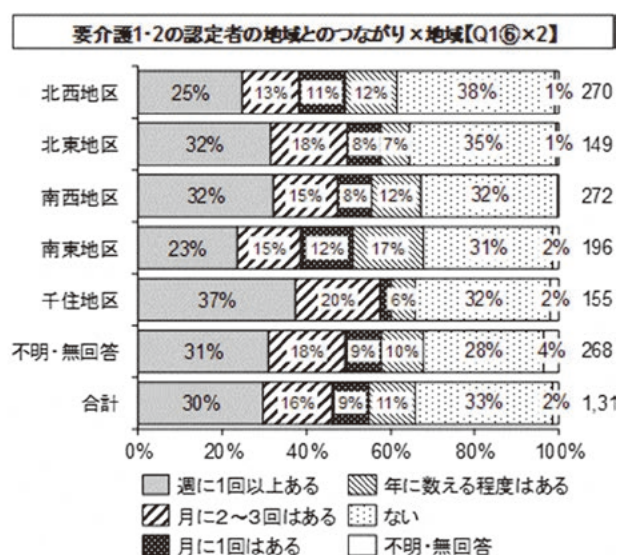
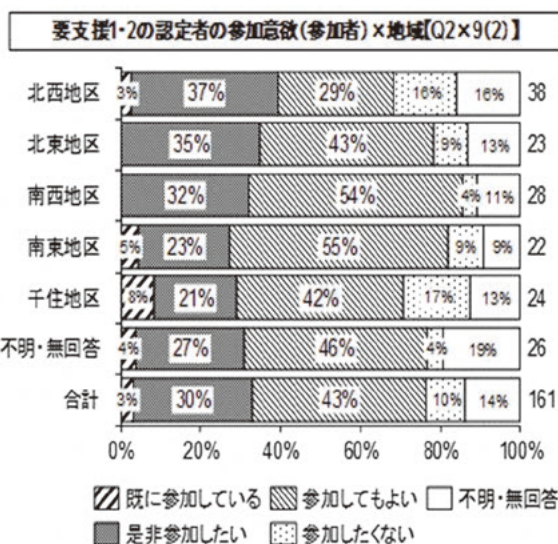
(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱9-I	消費者被害やオレオレ詐欺にあったことがある高齢者の割合	5.7%	4.0%
柱9-II	今後の生活について、不安を感じている高齢者の割合	62.1%	59.1%
柱9-III	趣味が「ある」高齢者の割合（要介護認定者に関する実態調査から）	35.6%	36.0%
柱9-IV	生きがいが「ある」高齢者の割合（要介護認定者に関する実態調査から）	26.7%	29.7%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

要支援1・2の方の地域での活動参加意欲は、区全体では「既に参加している」「是非参加したい」「参加してもよい」を合わせると76%となっています。要介護1・2の方の地域とのつながりについては、区全体では「週に1回以上ある」「月に2～3回はある」「月に1回はある」を合わせると55%となっています。



出典:①介護予防・日常生活圏域ニーズに関する調査 問2、問9 (2) 出典:③要介護認定者に関する実態調査 問2、問1⑥

(4) 注力する視点

認知症になっても、これまでの生活が続けられるよう、地域で支えられるような人材を発掘、育成し活用できる仕組みの構築が必要になります。

10 医療と介護の連携促進



(1) 目指すべき姿

診断から適切な医療・介護サービスの提供、機能回復訓練へとつなげるためには、医療と介護に加え、理学療法士や作業療法士等のリハビリ職、柔道整復師といった、多様な職種との連携も重要です。また、医療機関相互においても、大規模な病院と地域の診療所とのいわゆる「病診連携」を強め、より効果的・効率的に医療が提供される体制を推進します。

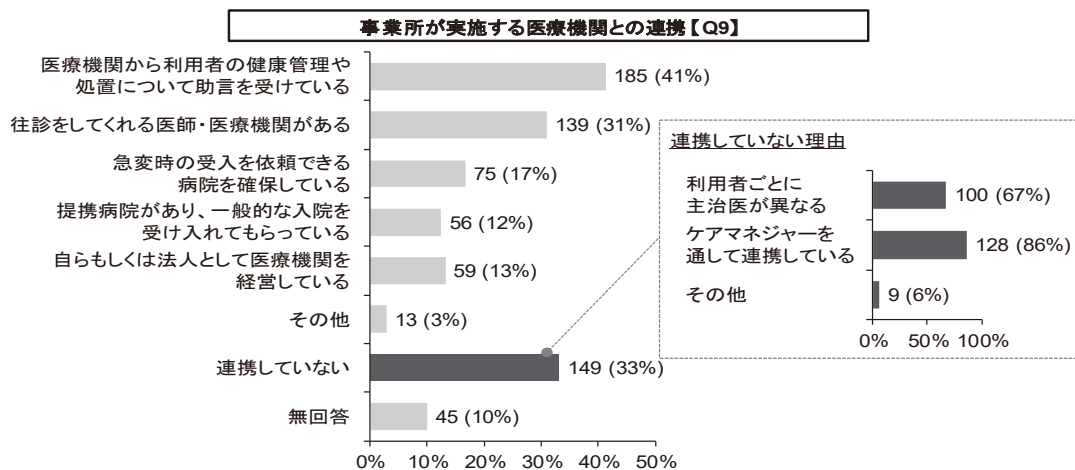
(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱 10-I	(居宅介護支援) ケアプラン作成時に主治医と連携している事業所の割合	71.7%	73.0%
柱 10-II	医療機関と連携して取り組んでいることが「ある」在宅サービス事業所の割合	56.8%	59.8%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

医療機関との連携については、33%の介護事業所が直接連携していないと回答していますが、そのうち86%はケアマネジャーを通して間接的に連携しています。



出典：⑤在宅サービス事業所調査 問9, 問9-1

(4) 注力する視点

医療介護連携のためのツールとして、ICTを活用した仕組みを導入し、効果的・効率的な連携体制の強化が必要です。

地域課題の解決に向けて、地域ごとに医療と介護の連携プラットフォームが構築される必要があります。

予防・生活支援 医療・介護 住まい

11 人材の確保・育成



(1) 目指すべき姿

認知症や介護の重度化防止支援に対するニーズが高まる中、高齢者一人ひとりの心身状態に応じた質の高いケアを提供するために、区は介護人材の確保と育成を行い、区民が望むサービスを安定して提供できるよう努めます。

(2) 柱の成果指標

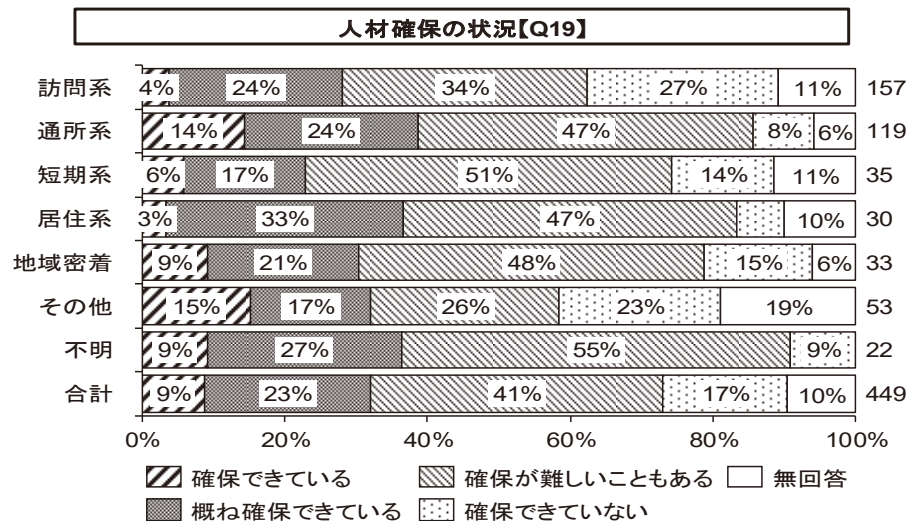
下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱 11-I	人材が確保できている事業所の割合（在宅サービス事業所・居宅介護支援事業所・介護保険施設・有料老人ホーム施設・サービス付き高齢者向け住宅調査から）	58.7%	60.7%
柱 11-II	利用している介護保険サービスに満足している人の割合	66.1%	68.1%
柱 11-III	担当しているケアマネジャーに満足している高齢者の割合	76.7%	79.7%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

人材確保の状況は、区全体では 41%が「確保が難しいこともある」と回答しており、「確保できている」の回答は9%、「概ね確保できている」でも 23%と低くなっています。

サービス別にみると、訪問系で 27%が確保できていないと回答しており、全国的な状況と同様に人材確保に窮しています。



出典：⑤在宅サービス事業所調査 問 19

(4) 注力する視点

医療と介護の連携に根差した人材育成を、体系的に行っていく取り組みや、仕組みが必要です。「あだち」の高齢者福祉フィールドで働くことの魅力を発信し、区の人材の確保策を体系的に示していくことが重要です。

12 安定的な介護サービスの提供



(1) 目指すべき姿

在宅での生活ニーズにきめ細かく応えられるよう、区は介護保険における地域密着型サービスの普及に努めるとともに、高齢者にも分かりやすくサービスの内容等を伝えていきます。

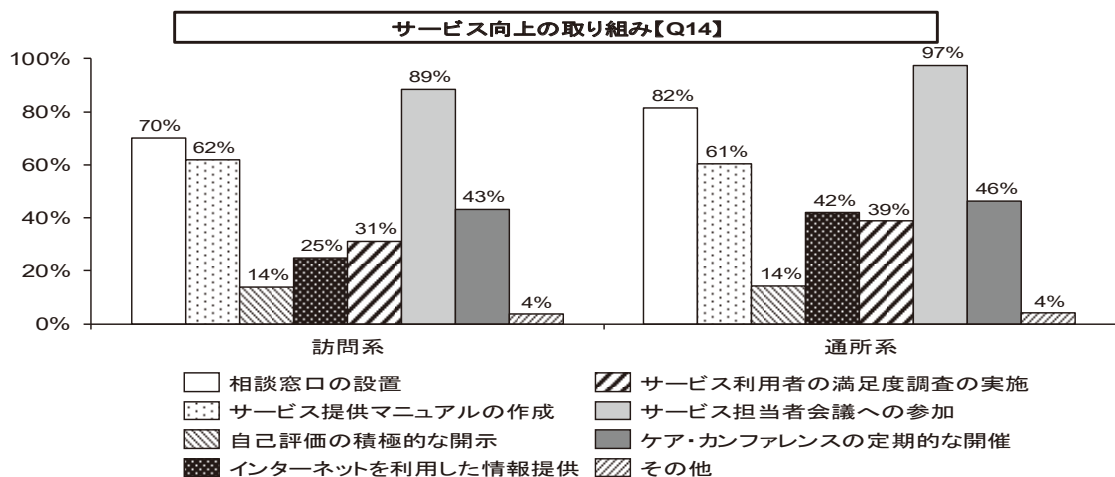
(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱 12-I	サービスの今後の方針について「拡大予定」または「現状維持」と回答した在宅サービス事業所の割合	84.6%	87.6%
柱 12-II	人材が確保できている事業所の割合（在宅サービス事業所・居宅介護支援事業所・介護保険施設・有料老人ホーム施設・サービス付き高齢者向け住宅調査から）【再掲】	58.7%	60.7%
柱 12-III	利用している介護保険サービスに満足している人の割合【再掲】	66.1%	68.1%
柱 12-IV	担当しているケアマネジャーに満足している高齢者の割合【再掲】	76.7%	79.7%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

事業所数の多い訪問系および通所系について、サービス向上の取り組みを集計すると、「サービス担当者会議への参加」を9割前後、「相談窓口の設置」を7~8割、「サービス提供マニュアルの作成」を6割以上が実施している一方で、「利用者の満足度調査」については全体の約1/3しか実施していません。



出典：⑤在宅サービス事業所調査 問14

(4) 注力する視点

地域密着型サービスを含む介護サービスを安定的に提供するとともに、サービスの向上を図ります。

予防・生活支援 医療・介護 住まい

13 安心できる住まいの確保



(1) 目指すべき姿

高齢者の心身の状態が変化しても、区や専門機関は、住宅改修費の助成や住み替えにおける家主とのマッチング等により、住み慣れた自宅・地域で暮らし続けられるよう支援します。また、区は有料老人ホームなどの居住系サービスの質の確保等に取り組んでいきます。

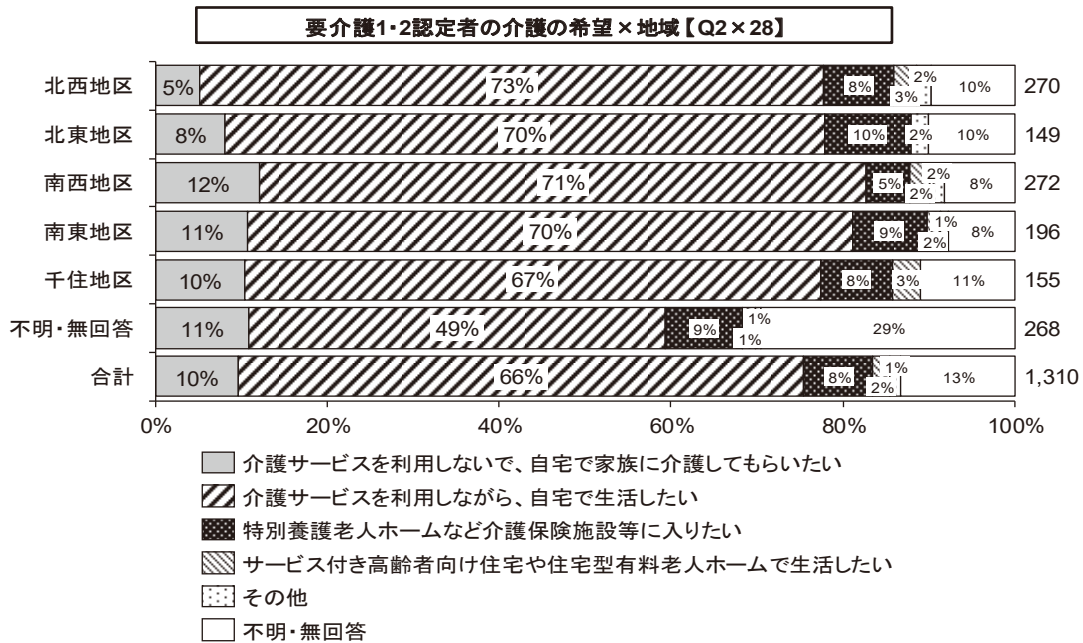
(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱 13- I	今後の生活について、住まいに不安を感じている高齢者の割合（高齢者単身世帯実態調査・要介護認定者に関する実態調査から）	12.2%	11.2%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

要介護1・2の方の介護の希望については、区全体では「介護サービスを利用しながら、自宅で生活したい」が66%と一番高く、「特別養護老人ホームなど介護保険施設等に入りたい」は8%と低くなっています。

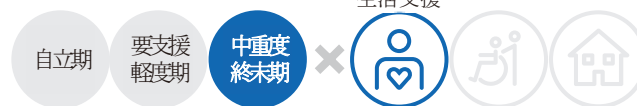


出典：③要介護認定者に関する実態調査 問2, 問28

(4) 注力する視点

高齢者の住まい確保の際の課題となっている保証人がいない、緊急連絡先がないなどの解決に向け、支援メニューの整備とあわせ、サポート体制の構築が必要です。

14 地域とのつながりの維持



(1) 目指すべき姿

中重度・終末期では医療や介護などの専門機関による支援が中心ですが、地域の方々が本人や家族を気に掛け、つながりを保つことも大切なサポートです。区も高齢者やその家族を孤立させないための支援に取り組んでいきます。

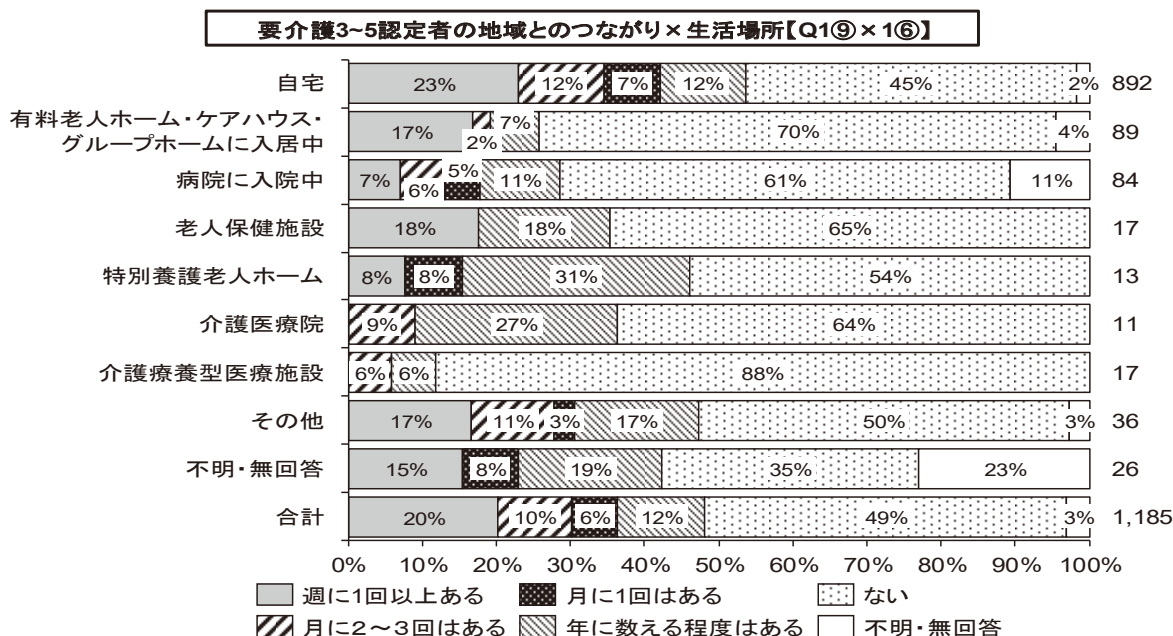
(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱 14-I	自身が健康と感じる主介護者の割合（「とても健康」「まあ健康」の割合）	52.9%	55.9%
柱 14-II	地域とのつながりがある高齢者の割合	48.0%	50.5%
柱 14-III	現在の幸福度を7点以上（10点満点）とした高齢者の割合（要介護認定者に関する実態調査から）	28.4%	31.4%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

地域とのつながりの頻度について、生活場所別にみると、自宅以外になると地域とのつながりの頻度が大きく減少しており、介護療養型医療施設では88%、有料老人ホーム・ケアハウス・グループホームに入居中では、70%が「ない」と回答しています。



出典：③要介護認定者に関する実態調査 問1⑨，問1⑥

(4) 注力する視点

自宅以外で暮らす高齢者が地域とつながりを保てるよう、病院や介護施設が地域ネットワークへ参加する仕組みの構築に努める必要があります。

予防・生活支援 医療・介護 住まい

15 本人の意思に基づく専門的支援



(1) 目指すべき姿

中重度・終末期の高齢者の医療・介護ニーズは刻々と変化します。医療機関や介護事業者は、本人や介護家族等と意思疎通を密にし、本人等の意向を最大限尊重した治療や介護を行っていく必要があります。

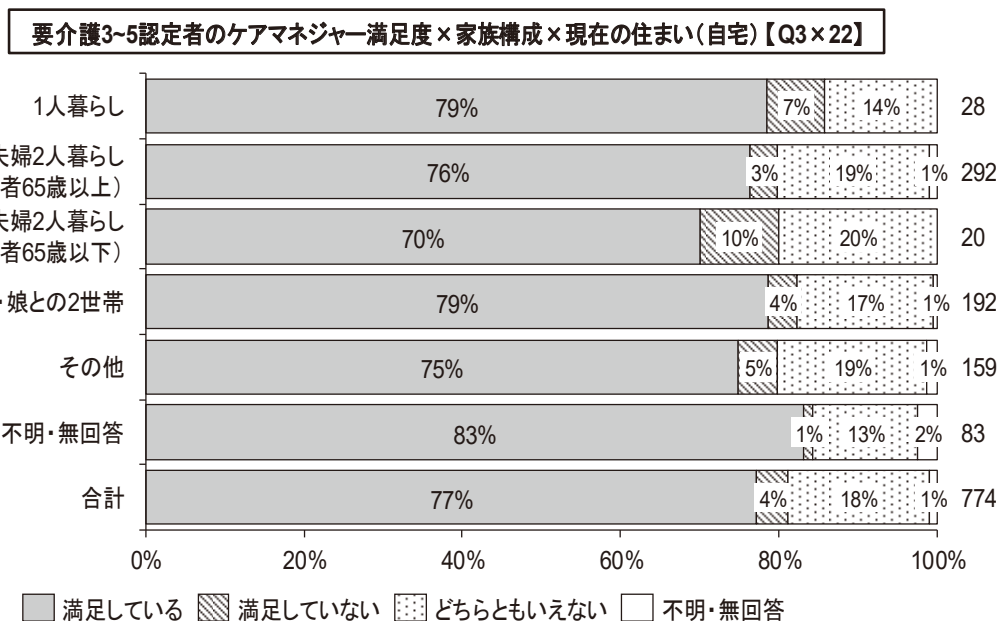
(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱 15-I	成年後見制度利用者数	1,220 件	1,350 件
柱 15-II	担当しているケアマネジャーに満足している高齢者の割合【再掲】	76.7%	79.7%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

ケアマネジャーに対する満足度は、家族構成別にみると、夫婦2人暮らし（配偶者65歳以下）では70%と最も低い水準となっています。



出典：③要介護認定者に関する実態調査 問3，問22-6

(4) 注力する視点

終末期へと向かう本人の意思を確認するツールや仕組みの周知と、その必要性の理解を広げる取り組みが必要です。

16 看取りを視野に入れた対応の推進

予防・生活支援 医療・介護 住まい



(1) 目指すべき姿

専門機関は、在宅療養に対応できる医師、看護師や、医療ニーズの高い高齢者の介護、看取り段階のケアを適切にできる医療・介護人材を育成するとともに、区は専門機関同士の連携を促進することや、看取りに取り組む体制の支援を行なっていきます。

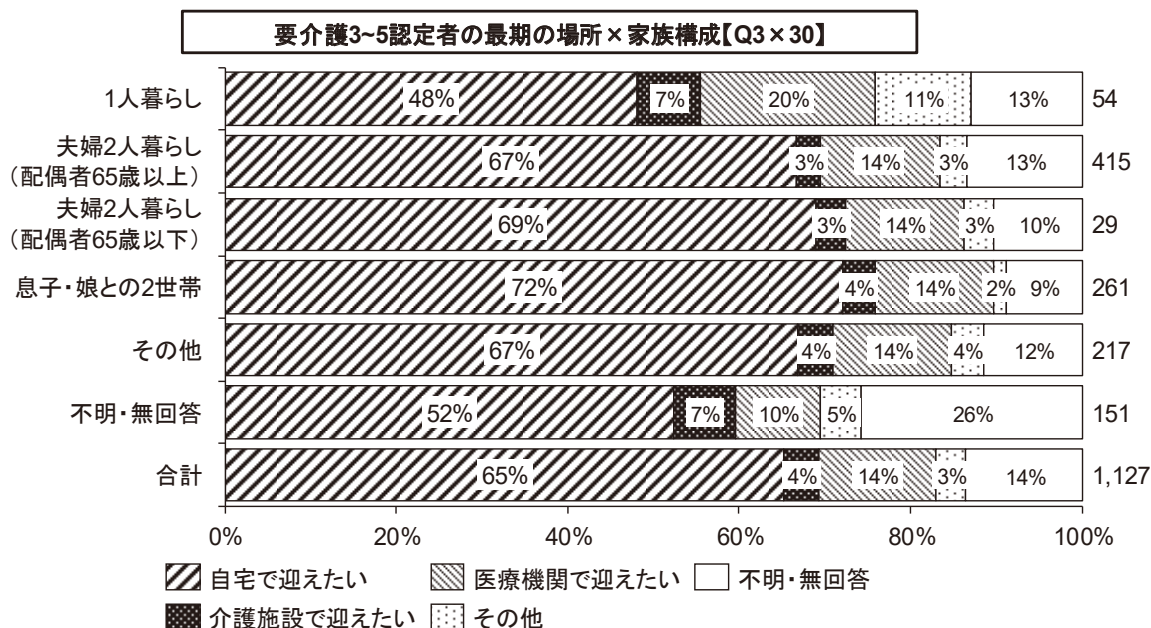
(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱 16-I	看取りの相談に対応する体制がある事業者の割合	93.0%	96.0%
柱 16-II	看取りを実施している施設の割合	89.6%	92.6%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

最期の場所として、65%が「自宅で迎えたい」と回答しています。家族構成別では、1人暮らし高齢者は自宅以外を希望する割合が高く、20%が「医療機関で迎えたい」と回答しています。



出典：③要介護認定者に関する実態調査 問3, 問30

(4) 注力する視点

容体の急変などに対応した医療と介護の連携に向けて、個々の支援チームのネットワーク強化や、情報共有の仕組みを構築する必要があります。

予防・生活支援 医療・介護 住まい

17 支援の質を高める連携の強化



(1) 目指すべき姿

この時期の高齢者を支える中心は、医療や介護の専門機関です。区も専門機関と協力し、在宅療養や介護サービスなどの連携を強めるモデル事業を実施するとともに、サービスの根幹である介護保険制度の安定的な運営を堅持していきます。

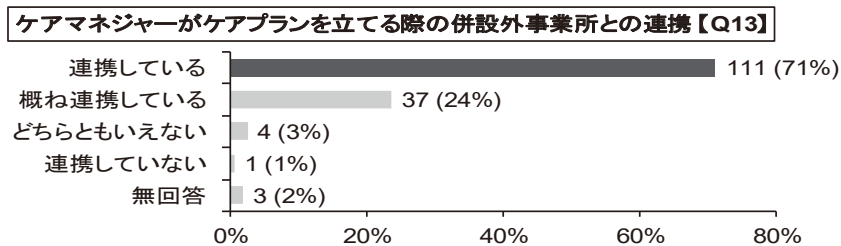
(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

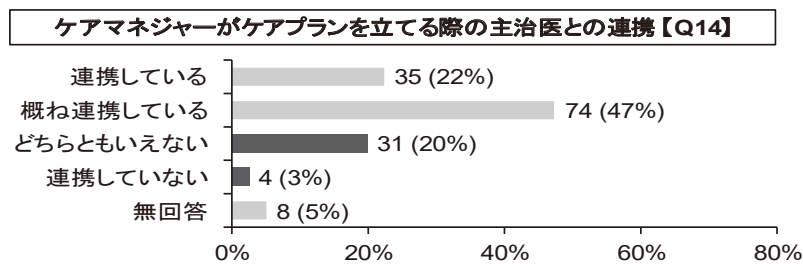
No	指標名	現状値	目標値
柱 17-I	医療機関との連携が強化されていると回答した居宅介護支援事業者の割合	53.8%	56.8%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

ケアプランを立てる際の事業所間の連携については、71%で実施されていますが、主治医とは「連携していない」が3%、「どちらともいえない」が20%となっており、事業者間の連携と比較すると主治医との連携には課題があるものと考えられます。



出典：⑥居宅介護支援事業所調査 問 13



出典：⑥居宅介護支援事業所調査 問 14

(4) 注力する視点

支援チームで共有が必要な個人情報の取り扱いルールや範囲について明確化し、質の高いケアが提供できる基盤の構築が必要です。

18 施設ニーズにも対応した住環境の確保



(1) 目指すべき姿

人生の最期を迎えるにあたっては、本人や介護者家族等、誰もが不安を抱えることとなります。区は、住み続けられる家や安心できる質の高い介護施設を提供することで、住まいに関する不安や焦り・負担感を軽減し、最後まで穏やかな日々を過ごせるよう取り組んでいきます。

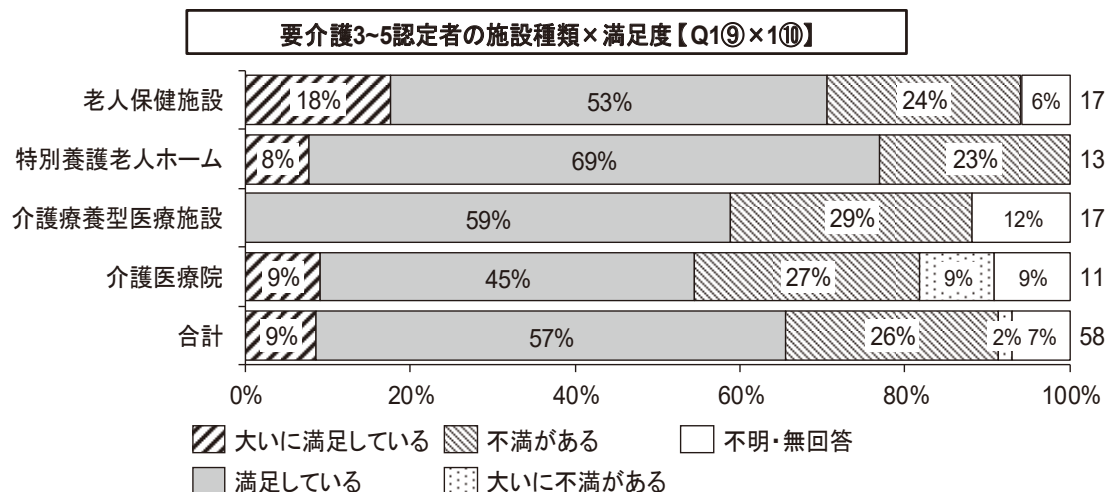
(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱 18-I	入所している老人保健施設・介護療養型医療施設・特別養護老人ホームに満足している高齢者の割合	66.0%	68.0%
柱 18-II	今後の生活について、住まいに不安を感じている高齢者の割合（高齢者単身世帯実態調査・要介護認定者に関する実態調査から）【再掲】	12.2%	11.2%

(3) 関連する高齢者等実態調査の結果

施設利用者の満足度は、特別養護老人ホームで「大いに満足している」と「満足している」を合わせて77%と最も高く、次いで老人保健施設で71%、介護療養型医療施設59%となっています。



出典：③要介護認定者に関する実態調査 問1⑨、問1⑩

(4) 注力する視点

施設ニーズを正確に把握し、安定的に施設の供給が可能となるよう中長期的な計画に基づき、整備していく必要があります。

各柱に関連する事業及び関連する目標値

各柱に関連する事業及び、関連する目標値について、次ページ以降でまとめます。

1 健康の維持

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	事業概要
①-1	悠々会館健康体操事業	悠々会館を利用し、運動経験の少ない高齢者を対象とした健康体操教室を実施します（令和3年度から令和5年度にかけて改修工事のため休館期間あり）。
①-2	パークで筋トレ【重点】	公園や遊歩道を活用し、ストレッチや筋力トレーニング、ウォーキング等、気軽に参加でき、参加者が自主的に継続していただけることを目標に事業を開催します。
①-3	ウォーキング教室【重点】	公園施設や遊歩道等を活用し、安全で気軽にウォーキングを楽しみながら、自主的に実践していくことを目的に開催します。
①-4	高齢者の健康体力づくり活動の機会提供事業	総合型地域クラブによる高齢者を対象とした事業を開催します。
①-5	スポーツ推進委員会による事業	高齢者を中心に体力測定を実施し（スポーツカーニバル）運動・スポーツを始めるきっかけづくりに発展させていきます。
①-6	スポーツ施設高齢者対象事業	高齢者を対象とした健康体力づくり事業を開催していきます。
①-7	体育協会による活動支援事業	体育協会加盟団体の高齢者の継続的な運動・スポーツ活動に対して支援していきます。
①-8	特定健康診査・特定保健指導【重点】	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施します。また、特定健康診査の結果を階層化してレベルに合わせた特定保健指導を行います。
①-9	後期高齢者医療健康診査【重点】	後期高齢者の生活習慣病の早期発見及び健康の保持増進を目的とした後期高齢者医療健康診査を実施します。
①-10	後期高齢者歯科健診	高齢期における口腔機能の低下を予防し、健康の維持・増進を図るため歯科健診を実施します。
①-11	高齢者の健康・趣味の講座	後期高齢者医療被保険者を対象に地域学習センターで各種講座等を開催することで健康増進の積極的推進と社会参加の促進を図ります。
①-12	配食サービス促進事業【重点】	高齢者の食生活の向上及び孤独感の解消のため、定期的に配食サービスを提供している配食サービス協力店を支援します。

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
①-1	悠々会館健康体操 実施回数	16回	8回	0回	8回	住区推進課	
			(改修工事のため休館期間あり)				
	参加者延べ人数	320人	160人	0人	160人		
①-2	パークで筋トレ実施回数	595回	752回	790回	828回	スポーツ 振興課	
	参加人数	15,500人	19,400人	20,200人	21,000人		
①-3	ウォーキング教室 実施回数	33回	46回	47回	48回	スポーツ 振興課	
	参加人数	660人	920人	940人	960人		
①-4	総合型地域クラブによる 高齢者対象の事業開催数	25事業	26事業	27事業	27事業	スポーツ 振興課	
	参加人数	5,778人	7,280人	7,560人	8,100人		
①-5	スポーツカーニバルの 体力測定に参加した 高齢者数	0人	500人	500人	500人	スポーツ 振興課	
①-6	高齢者の参加を対象 とした事業数	128事業	180事業	180事業	180事業	スポーツ 振興課	
①-7	体育協会加盟団体の 高齢者登録数	8,200人	8,500人	9,000人	9,500人	スポーツ 振興課	
①-8	特定健診受診率 (高齢者対象)	53%	55%	57%	60%	国民健康 保険課	
①-9	健康診査受診率	55%	58%	62%	65%	高齢医療・ 年金課	
①-10	後期高齢者歯科健診 受診者数	1,250人	1,300人	1,400人	1,450人	高齢医療・ 年金課	
①-11	長寿健康増進事業 参加人数	585人	735人	770人	805人	高齢医療・ 年金課	
①-12	配食件数	601,352食	605,000食	605,000食	605,000食	高齢福祉課	

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【各柱に関連する事業及び、関連する目標値】

No	事業名		事業概要
①-13	高齢者入浴事業 (ゆ〜ゆ〜湯入浴事業)		4月1日現在、満70歳以上の高齢者に対し、毎月第二・第三・第四水曜日を含む週の月〜土曜日に、各1回350円引きで入浴できる「ゆ〜ゆ〜湯入浴証」を発行します。
①-14	はつらつ教室(通所型) 【重点】		屋内で気軽に介護予防に取り組めるよう、運動機能向上や閉じこもり予防を目的とした教室を開催します。
①-15	自主グループの育成 【重点】		社会参加促進のための高齢者の自主的な健康づくりグループを育成します。
①-16	高齢者体力測定会 【重点】	新規	65歳以上の高齢者を対象に、自分の身体状態を知ってもらうことを目的とし、体力測定会を行います。
①-17	はじめてのフレイル予防教室【重点】		要介護状態になる可能性の高い方に対し、運動機能向上や口腔機能の向上、栄養改善を組み合わせた教室を開催します。
①-18	住区センターにおける自主的な介護予防講座	新規	住区センターにおける自主的な介護予防に関する効果的な講座として①身体機能や運動機能の維持・向上に資する体操や運動②口腔機能の向上に資する講座③栄養に関する講座を実施します。
①-19	地域ミニデイサービス (ふれあい遊湯う)事業		銭湯を会場としたミニデイサービス、健康チェックや趣味いきがい活動を実施して、介護予防と閉じこもりを防止します。
①-20	あだちベジタベライフの定着【重点】		区民や業者等と区の協働により、糖尿病対策の一環として「あだちベジタベライフ」を地域に定着させ、質、内容の充実を図ります。
①-21	健康づくり推進員の育成・支援		糖尿病対策を推進するため、健康づくり推進員が「あだちベジタベライフ」を効果的に普及・啓発できるよう、支援していきます。
①-22	保健師等の訪問による本人及び家族支援のための地域コーディネート		高齢者の健康や家族などの相談に対し、地区担当保健師が電話や面接により、必要に応じて家庭訪問を行います。また、関係機関と連携をはかることにより、効果的な相談、支援体制を構築します。

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【各柱に関連する事業及び、関連する目標値】

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
①-13	延べ利用者数	367,000人	365,000人	365,000人	365,000人	365,000人	高齢福祉課
①-14	はつらつ教室（通所型） 参加人数	1,000人	1,500人	1,510人	1,520人	1,520人	地域包括ケア 推進課
①-15	自主グループ数	150か所	150か所	175か所	200か所	200か所	地域包括ケア 推進課
①-16	高齢者体力測定会 参加者数	900人	1,260人	1,270人	1,280人	1,280人	地域包括ケア 推進課
①-17	はじめてのフレイル予防 教室参加者数	720人	700人	705人	720人	720人	地域包括ケア 推進課
①-18	住区センターにおける 自主的な介護予防講座	200人	800人	1,500人	1,500人	1,500人	地域包括ケア 推進課
①-19	地域ミニデイサービス （ふれあい遊湯う） 開催回数	316回	428回	428回	428回	428回	地域包括ケア 推進課
	参加人数	1,800人	4,280人	4,280人	4,280人	4,280人	
①-20	ベジタベライフ協力店数	900店舗	900店舗	900店舗	900店舗	900店舗	こころと からだの 健康づくり課
①-21	健康づくり推進員数	262人	250人	250人	250人	250人	こころと からだの 健康づくり課
①-22	地区担当保健師による 家庭訪問件数	500件	600件	600件	600件	600件	各保健 センター等

2 孤立の防止

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	事業概要
②-1	町会・自治会との連携 【重点】	孤立ゼロプロジェクト実態調査を通して、町会・自治会の自主的な見守り・声かけ、居場所づくり活動を啓発し、見守りネットワークを強化していきます。
②-2	住区 de 団らん事業 【重点】	新型コロナウイルス対策を講じながら、住区センターの悠々館（老人館）で高齢者を対象に団らんの時間と夕食の場を提供し、地域での孤立を防いでいきます。 （現在飲食禁止につき実施していない）
②-3	住区センター（悠々館）等の運営	新型コロナウイルス対策を講じながら、高齢者が憩える場を提供し、住区センター（悠々館）の来館者が安心して利用できる事業を展開していきます。
②-4	絆のあんしんネットワーク【重点】	地域包括支援センターが中心となり、高齢者やその家族の不安や悩みを早期に発見し、地域ぐるみで支えていくネットワークを充実していきます。
②-5	シルバー人材センターの支援【重点】	シルバー人材センターを支援し、高齢者の就労相談と就労機会の拡充を図っていきます。
②-6	民生・児童委員との連携 【重点】	地域での保健・福祉活動の活発化をはかるため、民生・児童委員等との連携を強化しています。
②-7	要支援者早期発見のためのライフライン関係事業者等との連携	日々の業務において区民と接する機会の多いライフライン関係事業者等と協定を締結し、要支援者に係る通報をしてもらうことにより、要支援者早期発見のための体制を構築します。
②-8	老人クラブ指導助成事業 【重点】	老人クラブが地域の社会活動の担い手となるよう支援します。
②-9	友愛実践活動への支援 【重点】	老人クラブの会員が、地域のひとり暮らしやねたきり高齢者を訪問し、孤独感解消のための話し相手や日常生活援助などを行います。
②-10	ふれあいサロン支援事業	地域の高齢者や障がい者の閉じこもり防止や見守りのため、区民が自主的・自発的に交流するサロン活動を支援し支えあう地域づくりを推進します。
②-11	ボランティア活動助成事業	高齢者の食生活の向上及び孤独感の解消のため、定期的に配食サービスを提供しているボランティアグループを支援します。
②-12	おはよう訪問事業	在宅のひとり暮らしの高齢者を対象に乳酸菌飲料を届けることにより、安否確認をし、孤独感の緩和に役立っています。

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
②-1	「わがまちの孤立ゼロプロジェクト」実施団体数	95 団体	98 団体	102 団体	106 団体	地域調整課 絆づくり 担当課	
②-2	住区 de 団らん事業 実施回数	20 回	700 回	720 回	740 回	住区推進課	
	参加者数	150 人	12,000 人	12,300 人	12,600 人		
②-3	60歳以上の区民1人 あたりの年度間利用回数	1 回	3.7 回	3.7 回	3.7 回	住区推進課	
②-4	「絆のあんしん協力員」 登録者数	1,050 人	1,100 人	1,150 人	1,200 人	絆づくり 担当課	
②-5	シルバー人材センター 加入会員数	3,300 人	3,400 人	3,450 人	3,500 人	企業経営 支援課	
②-6	民生・児童委員が扱う 相談・支援件数 (高齢者対象)	34,000 件	56,000 件	56,000 件	56,000 件	福祉管理課	
②-7	通報を受けて関連所管・ 機関の支援につないだ 件数	4 件	5 件	6 件	7 件	くらしと しごとの 相談センター	
②-8	区助成金交付クラブ数	146 団体	148 団体	150 団体	150 団体	高齢福祉課	
②-9	友愛活動実施クラブ数	88 団体	100 団体	111 団体	111 団体	高齢福祉課	
②-10	総サロン数	150 か所	170 か所	190 か所	210 か所	社会福祉 協議会	
②-11	グループの活動回数	16 回	22 回	22 回	22 回	社会福祉 協議会	
	参加者数	13 人	13 人	13 人	13 人		
②-12	総利用者数	1,250 人	1,400 人	1,400 人	1,400 人	社会福祉 協議会	

3 地域での活躍

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	事業概要
③-1	【再掲】 住区 de 団らん事業 【重点】	P. 35 ②-2 を参照
③-2	生涯学習ボランティア 活動の推進事業	高齢者の生涯学習分野の地域活動を促進するため、ボランティア養成講座の実施、活動の場、機会の提供等の支援を行います。
③-3	学び情報提供サービス	地域の学習会や学校の授業に、講師を派遣します。
③-4	あだち区民大学塾の支援 事業	専門的な学習講座を区民の学習支援ボランティアが企画運営する協働型学習事業です。
③-5	地域学習センター登録 団体による出張講座・ 発表支援事業	学びの成果を発表できる団体と高齢者施設等のつながりを継続していきます。
③-6	【再掲】シルバー人材 センターの支援【重点】	P. 35 ②-5 を参照
③-7	【再掲】老人クラブ指導 助成事業【重点】	P. 35 ②-8 を参照
③-8	【再掲】友愛実践活動 への支援【重点】	P. 35 ②-9 を参照
③-9	【再掲】はつらつ教室 (通所型)【重点】	P. 33 ①-14 を参照
③-10	【再掲】自主グループの 育成【重点】	P. 33 ①-15 を参照
③-11	高齢者ボランティア (元気応援ポイント) 【重点】	ボランティア登録をした高齢者が元気応援ポイント事業受入施設等で指定されたボランティア活動を行い、活動実績に応じて事業活動交付金を交付します。
③-12	あったかサポート事業	事業に協力していただける区民(協会会員)が、日常生活に支障のある高齢者等(利用会員)に対し、生活支援や生きがい支援を行います。
③-13	ちょこっとサポート事業	区民のサポート隊員が日常生活に支障のある高齢者等に「ちょっとした困りごと」のお手伝いを行います。

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
③-1	P.36 ②-2 を参照					住区推進課	
③-2	ボランティア養成講座等の実施件数	570 件	570 件	570 件	570 件	生涯学習支援課	
③-3	高齢者関連施設等への講師紹介件数	10 件	10 件	10 件	10 件	生涯学習支援課	
③-4	あだち区民大学塾の支援事業	15 事業	15 事業	15 事業	15 事業	生涯学習支援課	
③-5	高齢者施設等へのアウトリーチ件数	42 件	42 件	42 件	42 件	生涯学習支援課	
③-6	P.36 ②-5 を参照					企業経営支援課	
③-7	P.36 ②-8 を参照					高齢福祉課	
③-8	P.36 ②-9 を参照					高齢福祉課	
③-9	P.34 ①-14 を参照					地域包括ケア推進課	
③-10	P.34 ①-15 を参照					地域包括ケア推進課	
③-11	登録者数	2,600 人	2,650 人	2,700 人	2,750 人	介護保険課	
	事業数	1,400 事業	1,410 事業	1,420 事業	1,430 事業		
③-12	利用回数	4,500 回	4,600 回	4,700 回	4,800 回	高齢福祉課 社会福祉協議会	
	協力会員数	250 人	270 人	290 人	310 人		
③-13	派遣件数	70 件	90 件	110 件	130 件	高齢福祉課 社会福祉協議会	

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【各柱に関連する事業及び、関連する目標値】

No	事業名	事業概要
③-14	ボランティアセンター 運営事業	ボランティア活動をしたい方と受け入れたい方のコーディネート、ボランティア相談、各種情報提供を行います。
③-15	ボランティアまつり事業	ボランティアグループの活動に関して発表・解説を実践者が行うことにより、ボランティア活動の実践に向け理解を深め、ボランティア活動の推進を図ります。
③-16	【再掲】 ふれあいサロン支援事業	P. 35 ②-10 を参照

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【各柱に関連する事業及び、関連する目標値】

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
③-14	登録ボランティア数 (個人)	640人	640人	640人	640人	社会福祉 協議会	
	登録ボランティア数 (団体)	72団体	72団体	72団体	72団体		
	ボランティア コーディネートの割合	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上		
③-15	参加団体数	新型コロナ の影響に より中止	30団体 以上	30団体 以上	30団体 以上	社会福祉 協議会	
	来場者数		3,000人 以上	3,000人 以上	3,000人 以上		
③-16	P.36 ②-10を参照					社会福祉 協議会	

4 老いへの備え

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	事業概要
④-1	【再掲】高齢者の健康・趣味の講座	P. 31 ①-11 を参照
④-2	【再掲】学び情報提供サービス	P. 37 ③-3 を参照
④-3	老い支度啓発事業 【重点】	年齢に応じて必要な備えを主体的に行ってもらえるように、老い支度の啓発・PRを行います。エンディングノートの活用を含めた関連講座を、権利擁護センターあだちや地域包括支援センターで開催します。
④-4	地域包括支援センター 高齢者総合相談【重点】	家族介護の悩みや福祉、医療、施設入所・介護予防、福祉機器の購入・利用など、高齢者に関する相談を受け付けます。
④-5	高齢者あんしん生活支援事業	65歳以上で区内に身寄りのない高齢者に対して、見守り、入院時の支援、成年後見制度への確実な橋渡し、葬祭等を含めた包括的な老い支度支援を契約により提供します。
④-6	権利擁護センターあだちの運営【重点】	地域包括支援センターの権利擁護業務、総合相談業務への支援など専門的な役割を担うとともに高齢者、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう法人後見を実施するなど権利擁護事業の推進に努めます。
④-7	「成年後見制度」周知事業	新規 成年後見制度利用支援事業を権利擁護センターあだちに業務委託し、区民への高齢者等の権利を守るしくみとして「成年後見制度」の周知に努めます。

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
④-1	P.32 ①-11 を参照						高齢医療・年金課
④-2	P.38 ③-3 を参照						生涯学習支援課
④-3	講座の開催回数	85回	90回	95回	100回	高齢福祉課	
	参加者数	2,550人	2,600人	2,650人	2,700人		
④-4	相談件数	87,120件	88,176件	89,232件	90,288件	地域包括ケア推進課	
④-5	新規契約件数	8件	8件	8件	8件	社会福祉協議会	
④-6	相談数	1,500件	1,600件	1,700件	1,800件	社会福祉協議会	
④-7	認知度	58.8%	60%	61%	62%	高齢福祉課 社会福祉協議会	

5 異変への気づき

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	事業概要
⑤-1	【再掲】特定健康診査・特定保健指導【重点】	P. 31 ①-8 を参照
⑤-2	【再掲】後期高齢者医療健康診査【重点】	P. 31 ①-9 を参照
⑤-3	【再掲】町会・自治会との連携【重点】	P. 35 ②-1 を参照
⑤-4	【再掲】絆のあんしんネットワーク【重点】	P. 35 ②-4 を参照
⑤-5	【再掲】民生・児童委員との連携【重点】	P. 35 ②-6 を参照
⑤-6	認知症サポーター養成講座の実施【重点】	認知症の人が地域で安心して暮らしていけるよう、認知症を理解してもらう講座を開催し認知症サポーターの養成を図ります。
⑤-7	認知症訪問支援事業【重点】	65歳以上の介護認定未認定高齢者を対象に「介護予防チェックリスト」を実施し、早期に認知機能や生活機能の低下に気づき、適切な医療・介護に結び付くように地域包括支援センター職員が訪問、早期対応の充実を図ります。
⑤-8	認知症初期集中支援推進事業【重点】	認知症の疑いがあり受診が難しい方や、介護サービスの導入が難しい方、適切に医療や介護サービスの利用ができていない方等へ、医療と介護の専門職が訪問を行い、アセスメントや家族の支援などを行います。
⑤-9	認知症講演会の実施	認知症に関する正しい知識を広く普及啓発するため、認知症に関する講演会等を実施します。
⑤-10	認知症啓発用リーフレット等の配布	認知症に関する正しい知識を広く普及啓発するため、認知症に関するリーフレット等を配布します。
⑤-11	若年度性認知症の本人・家族への支援	区内の若年度性認知症の本人・家族の交流会を開催し、早い段階から支援につなげます。
⑤-12	地域包括支援センターもの忘れ相談事業	もの忘れや認知症が心配な高齢者や家族に対し、足立区医師会もの忘れ相談医による早期発見・早期治療への適切な相談・指導を行い、本人や家族の不安を軽減します。

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑤-1	P.32 ①-8を参照						国民健康 保険課
⑤-2	P.32 ①-9を参照						高齢医療・ 年金課
⑤-3	P.36 ②-1を参照						地域調整課 絆づくり 担当課
⑤-4	P.36 ②-4を参照						絆づくり 担当課
⑤-5	P.36 ②-6を参照						福祉管理課
⑤-6	新規養成者数	2,250人	3,000人	3,250人	3,500人		地域包括ケア 推進課
⑤-7	認知症自記式チェック リストの結果、認知症の 疑いがあった人の中で 訪問をした割合	80%	85%	90%	90%		地域包括ケア 推進課
⑤-8	認知症初期集中支援 チームが相談を受け、 医療・介護サービスに 繋がり、問題が解決 された割合	70%	75%	80%	80%		地域包括ケア 推進課
⑤-9	認知症講演会の実施回数	1回	1回	1回	1回		地域包括ケア 推進課
⑤-10	認知症啓発用リーフ レット等の配布部数	10,000部	10,000部	10,000部	10,000部		地域包括ケア 推進課
⑤-11	実施回数	6回	6回	6回	6回		地域包括ケア 推進課
⑤-12	相談件数	170件	220件	230件	240件		地域包括ケア 推進課

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【各柱に関連する事業及び、関連する目標値】

No	事業名		事業概要
⑤-13	胃がん内視鏡検診	新規	問診、経口内視鏡または経鼻内視鏡による検診を区内指定医療機関で行います。
⑤-14	胃がんハイリスク検診		ペプシノゲン法(PG法)検査とピロリ菌抗体検査を区内指定医療機関で行います。
⑤-15	大腸がん検診		便潜血反応検査による検診を区内指定医療機関で行います。
⑤-16	乳がん検診		マンモグラフィ(乳房X線撮影)による検診を区内指定医療機関で行います。
⑤-17	子宮頸がん検診		子宮頸部の細胞診による検診を区内指定医療機関で行います。
⑤-18	肺がん検診		胸部X線検査と喀痰検査を区内指定医療機関で行います。
⑤-19	前立腺がん検診		PSA検査による検診を区内指定医療機関で行います。
⑤-20	健康増進健診		特定健診・後期高齢者医療健診の対象とならない生活保護受給中の方などに特定健診と同等の健診を行います。
⑤-21	成人歯科健診		歯周病を中心とした歯科健診を区内指定医療機関で行います。
⑤-22	【再掲】 後期高齢者歯科健診		P.31 ①-10を参照
⑤-23	教職員研修と福祉との 連携【重点】		福祉教育全般にわたり、教職員の指導力や学校の教育力の向上に向け、取り組んでいきます。

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【各柱に関連する事業及び、関連する目標値】

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑤-13	胃がん内視鏡検診受診者数	5,000人	5,000人	5,500人	5,500人	データヘルス推進課	
⑤-14	胃がんハイリスク検診受診者数	5,000人	11,500人	11,500人	11,500人	データヘルス推進課	
⑤-15	大腸がん検診受診者数	43,000人	80,000人	80,000人	80,000人	データヘルス推進課	
⑤-16	乳がん検診受診者数	12,000人	13,000人	13,000人	13,000人	データヘルス推進課	
⑤-17	子宮頸がん検診受診者数	15,000人	15,000人	15,000人	15,000人	データヘルス推進課	
⑤-18	肺がん検診受診者数	8,000人	9,000人	10,000人	10,000人	データヘルス推進課	
⑤-19	前立腺がん検診受診者数	800人	1,000人	1,200人	1,400人	データヘルス推進課	
⑤-20	健康増進健診受診者数	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人	データヘルス推進課	
⑤-21	成人歯科健診受診者数	4,800人	5,700人	6,000人	6,100人	データヘルス推進課	
⑤-22	P.32 ①-10を参照					高齢医療・年金課	
⑤-23	関連する教職員研修の実施回数	3回	3回	3回	3回	教育指導課	
	参加者数	380人	380人	380人	380人		

6 専門機関とのつながり

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名		事業概要
⑥-1	【再掲】地域包括支援センター高齢者総合相談 【重点】		P.41 ④-4 を参照
⑥-2	かかりつけ医・歯科医・薬局等の専門機関の啓発活動等の支援【重点】	新規	在宅療養のためには、かかりつけの医療機関・歯科・薬局等とのつながりが大切であることを区民に啓発します。
⑥-3	地域包括支援センター訪問等による高齢者の実態把握	新規	要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の方に、3年に1度介護予防チェックリストを配付しています。介護予防チェックリストの結果と孤立ゼロプロジェクトの結果を基に、実態把握を行い、支援が必要な方を早期発見・早期対応します。
⑥-4	高齢者福祉相談【重点】		高齢者の生活困難等の相談に応じます。
⑥-5	【再掲】高齢者あんしん生活支援事業		P.41 ④-5 を参照
⑥-6	【再掲】権利擁護センターあだちの運営 【重点】		P.41 ④-6 を参照

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑥-1	P.42 ④-4 を参照					地域包括ケア推進課	
⑥-2	啓発リーフレットの作成	調査・ 情報収集	関係機関 と検討	作成・ 配布	—	地域包括ケア推進課	
⑥-3	実態把握者数	30,000人	30,000人	30,000人	30,000人	地域包括ケア推進課	
⑥-4	相談件数	2,900件	2,900件	2,900件	2,900件	足立福祉事務所 生活保護指導課	
⑥-5	P.42 ④-5 を参照					社会福祉協議会	
⑥-6	P.42 ④-6 を参照					社会福祉協議会	

7 将来の住まいへの備え

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名		事業概要
⑦-1	高齢者見守りサービス助成	新規	申請者が見守りサービス提供事業者と契約した際に、該当申請者の申請に基づき、初期設置費用の一部を助成します。
⑦-2	緊急通報システムの設置事業		緊急時にペンダント式のボタンを押すと民間受信センターに自動通報する装置を給付します。
⑦-3	高齢者住宅改修給付(予防給付)【重点】		日常生活動作に低下が認められる方に、手すりの設置や段差解消及び設備費の一部を助成します。
⑦-4	高齢者住宅改修給付(設備改修)【重点】		日常生活動作に低下が認められる方に、在宅生活の継続ができるよう浴槽の取り替え、便器の洋式化などの改修費の一部を助成します。
⑦-5	ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進【重点】		「東京都福祉のまちづくり条例」や「足立区公共施設等整備基準」に基づき、建築計画の確認申請時等に、建設主や事業者と事前協議・調整を行っていきます。
⑦-6	あだちお部屋さがしサポート事業(専門職員の配置、寄り添い相談会、住宅あっせん事業)【重点】	新規	住宅相談窓口 zu 専門職員を配置し、区内の不動産協会と区の住宅・福祉部門とが協働し、「寄り添い相談会」を実施するなど高齢者の民間賃貸住宅への入居をサポートします。
⑦-7	高齢者世帯向け民間賃貸住宅あっせん事業【重点】		住宅を探している高齢者に対して、宅地建物取引業協会・全日本不動産協会の協力を得て、民間賃貸住宅の入居をあっせんします。
⑦-8	家具転倒防止器具取付工事等助成		大規模地震への備えとして、家具類の転倒防止工事、窓ガラスの飛散防止フィルム貼り工事、ブロック塀等補強工事に対し、工事費を助成します。

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑦-1	助成件数	20件	25件	25件	25件	高齢福祉課	
⑦-2	給付人数(累計)	960人	1,000人	1,000人	1,000人	高齢福祉課	
⑦-3	給付件数	41件	45件	45件	45件	高齢福祉課	
⑦-4	給付件数	92件	100件	100件	100件	高齢福祉課	
⑦-5	足立区公共施設等整備 基準に基づく事前協議 ・調整	実施	実施	実施	実施	障がい福祉課 都市計画課	
⑦-6	寄り添い相談会の高齢者 相談件数	—	30件	30件	30件	住宅課 地域包括ケア 推進課	
⑦-7	高齢者世帯向け民間賃貸 住宅あっせん事業利用 件数	40件	50件	60件	70件	住宅課	
⑦-8	助成件数	70件	70件	70件	70件	建築安全課	

8 在宅生活を支える支援

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	事業概要
⑧-1	【再掲】特定健康診査・特定保健指導【重点】	P. 31 ①-8 を参照
⑧-2	【再掲】後期高齢者医療健康診査【重点】	P. 31 ①-9 を参照
⑧-3	【再掲】町会・自治会との連携【重点】	P. 35 ②-1 を参照
⑧-4	【再掲】絆のあんしんネットワーク【重点】	P. 35 ②-4 を参照
⑧-5	【再掲】民生・児童委員との連携【重点】	P. 35 ②-6 を参照
⑧-6	見守りキーホルダーの配付【重点】	認知症高齢者等に番号入りのキーホルダーを配付します。緊急時の警察・医療機関からの問い合わせに対応していきます。
⑧-7	【再掲】配食サービス促進事業【重点】	P. 31 ①-12 を参照
⑧-8	高齢者日常生活用具給付事業	ねたきりやひとり暮らしの高齢者に日常生活用具(シルバーカー、電磁調理器など)を給付します。
⑧-9	【再掲】高齢者住宅改修給付(予防給付)【重点】	P. 49 ⑦-3 を参照
⑧-10	【再掲】高齢者住宅改修給付(設備改修)【重点】	P. 49 ⑦-4 を参照
⑧-11	救急医療情報キット支給事業	健康に不安のある高齢者又は障がいの手帳をお持ちの方に医療情報を記入し冷蔵庫に保管するキットを支給します。
⑧-12	徘徊高齢者位置検索システム費用助成事業	認知症により徘徊行動のある高齢者を介護する区内の親族が位置検索システム事業者と契約した際に加入・検索料を助成します。

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑧-1	P.32 ①-8 を参照						国民健康 保険課
⑧-2	P.32 ①-9 を参照						高齢医療・ 年金課
⑧-3	P.36 ②-1 を参照						地域調整課 絆づくり 担当課
⑧-4	P.36 ②-4 を参照						絆づくり 担当課
⑧-5	P.36 ②-6 を参照						福祉管理課
⑧-6	見守りキーホルダー配付 件数（新規配付件数）	1,458 件	1,600 件	1,600 件	1,600 件		高齢福祉課
⑧-7	P.32 ①-12 を参照						高齢福祉課
⑧-8	給付件数	427 件	500 件	500 件	500 件		高齢福祉課
⑧-9	P.50 ⑦-3 を参照						高齢福祉課
⑧-10	P.50 ⑦-4 を参照						高齢福祉課
⑧-11	救急医療情報キット支給 件数（新規支給件数）	493 人	500 人	500 人	500 人		高齢福祉課
⑧-12	加入件数	1 件	2 件	2 件	2 件		高齢福祉課

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【各柱に関連する事業及び、関連する目標値】

No	事業名		事業概要
⑧-13	【再掲】地域包括支援センター高齢者総合相談【重点】		P. 41 ④-4 を参照
⑧-14	介護予防サポーターの育成【重点】	新規	地域の介護予防を目的とした取り組みをしているグループの活動を担うサポーターを育成します。
⑧-15	自立支援・重度化防止に向けたマネジメント機能の強化【重点】	新規	自立した生活を継続するために、介護支援専門員等の介護予防マネジメントの強化を図ります。
⑧-16	地域包括支援センター家族介護者教室【重点】		高齢者を介護する家族等を対象に、適切な介護知識・技術を習得するとともに、外部サービスの適切な利用方法を習得することなどを内容とした教室を開催します。
⑧-17	円滑に移動できるための交通手段の提供	新規	交通不便地域への交通手段の導入を検討します。 1：バス路線の導入 2：バス以外の交通手段（デマンド交通・乗合タクシー等）の導入
⑧-18	車いすの貸出事業		一時的に車いすが必要な区民に貸出をします。
⑧-19	シルバーステッキ支給事業		高齢者の歩行の安全をはかり、日常生活を援助するため、杖を交付します。

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【各柱に関連する事業及び、関連する目標値】

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑧-13	P.42 ④-4 を参照						地域包括ケア推進課
⑧-14	介護予防サポーター養成研修の修了者数	-	158人	316人	474人		地域包括ケア推進課
⑧-15	自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議開催回数	プレ会議	5回	5回	5回		地域包括ケア推進課 介護保険課
	参加者数	—	150人	150人	150人		
⑧-16	開催回数	75回	75回	75回	75回		地域包括ケア推進課
	参加者数	3,400人	3,400人	3,400人	3,400人		
⑧-17	要検討	1:運行計画の作成	1:検証運行	1:運行後の検証 2:運行計画の検討	1:本格運行 2:運行計画の検討		交通対策課
⑧-18	貸出件数	1,400件	1,425件	1,450件	1,475件		社会福祉協議会
⑧-19	貸出本数	1,300本	1,725本	1,750本	1,775本		社会福祉協議会

9 安心の向上や楽しみの持続

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	事業概要
⑨-1	【再掲】高齢者の健康・趣味の講座	P. 31 ①-11 を参照
⑨-2	【再掲】町会・自治会との連携【重点】	P. 35 ②-1 を参照
⑨-3	【再掲】絆のあんしんネットワーク【重点】	P. 35 ②-4 を参照
⑨-4	【再掲】学び情報提供サービス	P. 37 ③-3 を参照
⑨-5	消費生活相談事業【重点】	日常生活における契約上のトラブルや商品の品質・安全性などの様々な相談や苦情を受け、消費生活相談員が助言や情報の提供を行いながら、消費者とともに問題の解決にあたります。
⑨-6	地域包括支援センター・介護事業所・障がい者施設への情報提供	消費者被害未然・拡大防止のため「だまされないで通信」を発行し、各事業所と連携して見守りの強化を図っていきます。
⑨-7	【再掲】民生・児童委員との連携【重点】	P. 35 ②-6 を参照
⑨-8	生活困窮者自立支援相談【重点】	仕事、家計、こころ、からだ、家族や介護のことなどについて、高齢者を含む生活困窮者の相談に応じます。
⑨-9	成年後見制度等利用支援事業【重点】	認知症等の原因により判断能力が不十分な高齢者等の権利及び財産等を守る仕組みである成年後見制度の活用を促進します。
⑨-10	成年後見制度利用助成事業	成年後見制度の申し立てに必要な費用及び後見人等に支払う報酬費用を負担することが困難な方に費用の助成を行います。
⑨-11	成年後見制度推進機関の運営【重点】	成年後見制度の普及啓発、あだち区民後見人の養成、後見人の支援、後見業務に関わる相談やトラブル対応、専門職への仲介、後見監督業務等を実施して、成年後見制度の利用促進を図ります。
⑨-12	成年後見制度利用促進	新規 成年後見制度の利用促進を図り、成年後見制度の利用が必要な区民が確実に制度利用に繋がられるよう支援します。

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑨-1	P.32 ①-11 を参照						高齢医療・年金課
⑨-2	P.36 ②-1 を参照						地域調整課 絆づくり 担当課
⑨-3	P.36 ②-4 を参照						絆づくり 担当課
⑨-4	P.38 ③-3 を参照						生涯学習 支援課
⑨-5	消費生活相談受付件数 (高齢者対象)	1,700 件	1,700 件	1,700 件	1,700 件		産業政策課
⑨-6	だまされないで通信の 発行回数	6 回	6 回	6 回	6 回		産業政策課
⑨-7	P.36 ②-6 を参照						福祉管理課
⑨-8	生活困窮者自立支援 相談受付件数 (窓口分)	4,800 件	4,800 件	4,800 件	4,800 件		くらしと しごとの 相談センター
⑨-9	区長申立て件数 (新規申立て件数)	80 件	90 件	100 件	110 件		高齢福祉課 社会福祉 協議会
⑨-10	助成利用件数 (新規利用者数)	50 件	55 件	60 件	65 件		高齢福祉課
⑨-11	あだち区民後見人養成 登録者数 (累計)	34 人	37 人	37 人	47 人		高齢福祉課 社会福祉 協議会
⑨-12	成年後見制度利用者数 (新規利用者数)	1,220 人	1,260 人	1,300 人	1,350 人		高齢福祉課 社会福祉 協議会

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【各柱に関連する事業及び、関連する目標値】

No	事業名		事業概要
⑨-13	【再掲】高齢者見守りサービス助成	新規	P. 49 ⑦-1 を参照
⑨-14	【再掲】緊急通報システムの設置事業		P. 49 ⑦-2 を参照
⑨-15	地域連携ネットワークの構築		権利擁護支援が必要な方を早期に見つけて速やかに支援に繋ぎ、本人の意思や心身の状況を尊重した適切な後見活動を支援すること等を目的とした地域連携ネットワークを構築していきます。
⑨-16	【再掲】認知症訪問支援事業【重点】		P. 43 ⑤-7 を参照
⑨-17	【再掲】認知症初期集中支援推進事業【重点】		P. 43 ⑤-8 を参照
⑨-18	高齢者の日常生活支援の充実（買い物・外出手段の支援）	新規	高齢者の日常生活における支援ニーズや地域ニーズを把握し、必要なサービスを構築します。
⑨-19	認知症カフェ【重点】		認知症の人と家族が同じ悩みを持つ人同士の交流の場として、また、地域の人や専門家と相互に情報を共有しお互いを理解し合う場として、地域包括支援センターで実施します。
⑨-20	【再掲】地域包括支援センター高齢者総合相談【重点】		P. 41 ④-4 を参照
⑨-21	バス停の利用環境整備		安心して安全な利用しやすいはるかぜバス停の利用環境を整備します。
⑨-22	交通安全教育の実施		高齢者交通事故防止のため住区センター、悠々会館において、高齢者交通安全講習会等を継続実施します。
⑨-23	安全で快適な歩道の整備		幅員の狭い歩道の安全性を高めるために有効幅員の拡張や、段差解消などの整備を進めています。

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【各柱に関連する事業及び、関連する目標値】

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑨-13	P.50 ⑦-1 を参照					高齢福祉課	
⑨-14	P.50 ⑦-2 を参照					高齢福祉課	
⑨-15	要検討	検討	実施	実施	実施	高齢福祉課 社会福祉協議会	
⑨-16	P.44 ⑤-7 を参照					地域包括ケア推進課	
⑨-17	P.44 ⑤-8 を参照					地域包括ケア推進課	
⑨-18	要検討	内容検討	内容検討	内容検討	実施	地域包括ケア推進課	
⑨-19	実施回数	300回	300回	300回	300回	地域包括ケア推進課	
	参加者数	2,500人	2,600人	2,800人	3,000人		
⑨-20	P.42 ④-4 を参照					地域包括ケア推進課	
⑨-21	ベンチの整備数	0箇所	5箇所	5箇所	5箇所	交通対策課	
	点字ブロックの整備数	0箇所	33箇所	25箇所	25箇所		
⑨-22	高齢者交通安全講習会の回数	10回	48回	48回	48回	交通対策課	
	参加者数	400人	1,920人	1,920人	1,920人		
⑨-23	歩道整備延長（累計）	2,120m	2,520m	2,800m	2,800m	工事課	

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【各柱に関連する事業及び、関連する目標値】

No	事業名	事業概要
⑨-24	高齢者等にやさしい公園の整備【重点】	誰もが利用しやすい出入口、園路、ベンチ等を整備し、四季を通じて楽しめる公園を整備していきます。
⑨-25	【再掲】権利擁護センターあだちの運営【重点】	P. 41 ④-6 を参照
⑨-26	地域福祉権利擁護事業	軽度の認知症高齢者等が安心して暮らせるよう福祉サービスの利用手続きや援助、それに伴う日常的な金銭管理等を社会福祉協議会の専門員と生活支援員と呼ばれる区民の協力者がチームで支援します。
⑨-27	【再掲】高齢者あんしん生活支援事業	P. 41 ④-5 を参照

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【各柱に関連する事業及び、関連する目標値】

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑨-24	誰もが利用しやすい 出入口、園路、ベンチ等 を整備した公園の数	65件	75件	85件	95件	みどり推進課 パークイノ ベーション 担当課	
⑨-25	P.42 ④-6 を参照					社会福祉 協議会	
⑨-26	新規契約件数	10件	10件	10件	10件	社会福祉 協議会	
⑨-27	P.42 ④-5 を参照					社会福祉 協議会	

10 医療と介護の連携促進

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名		事業概要
⑩-1	在宅医療・介護連携に関する相談支援【重点】	新規	在宅療養支援窓口の相談員が、医療・介護関係者からの在宅医療・介護に関わる相談に応じます。
⑩-2	地域ケア会議【重点】		地域包括支援センターで実施する個別ケースの支援内容の検討を通して、多職種協働によるケアマネジメント支援、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の抽出・把握し、政策提言等を行い、施策化、事業化への検討を行います。
⑩-3	(仮称) 医療・介護等連携研修センターの設置【重点】	新規	医療機関・歯科・薬局・介護事業者等在宅療養に関わる人たちに研修を実施し、医療・介護の連携や在宅療養サービスの向上を図ります。
⑩-4	地域ケアネットワーク事業		介護支援専門員や他業種を交えた連絡会を開催し、情報提供、事例検討、研修等を行います。
⑩-5	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討【重点】		地域の医療・介護事業者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、対応策等の検討を行います。
⑩-6	多職種連携研修	新規	医療機関・歯科・薬局・介護事業者等在宅医療に関わる人たちが集まり、一緒に事例検討などを行うことを通して、相互理解を深め、在宅療養を支えるために必要な連携体制の向上を図ります。
⑩-7	スキルアップ研修	新規	医療機関・歯科・薬局・介護事業者等在宅医療に関わる人たちに、医療・介護現場の症例から役立つ知識を習得してもらうことにより、在宅医療に必要な人材の育成と医療・介護の連携の向上を図ります。

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑩-1	相談件数	350件	360件	370件	380件	地域包括ケア推進課	
⑩-2	開催回数	56回	56回	56回	56回	地域包括ケア推進課	
⑩-3	(仮称)医療・介護等連携研修センターの設置	検討	検討	検討	検討	地域包括ケア推進課	
⑩-4	開催回数	50回	50回	50回	50回	地域包括ケア推進課	
	参加者数	750人	1,250人	1,250人	1,250人		
⑩-5	医療・介護連携部会の開催回数	2回	2回	2回	2回	地域包括ケア推進課	
	参加者数	14人	14人	14人	14人		
⑩-6	開催回数	7回	12回	12回	12回	地域包括ケア推進課	
	参加者数	450人	700人	700人	700人		
⑩-7	開催回数	2回	3回	3回	3回	地域包括ケア推進課	
	参加者数	140人	210人	210人	210人		

1.1 人材の確保・育成

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名		事業概要
⑩-1	介護のしごと相談・面接会【重点】		身近な地域に居住する潜在的福祉人材を掘り起こし、求人事業者と結び付けて、福祉分野の人材確保と区民の就労機会の拡大を図ります。
⑩-2	介護職員初任者・実務者研修助成	新規	区内介護サービス事業所等の人材確保と育成を図るため、事業所を通して行う介護職員初任者・実務者研修受講費を助成します。
⑩-3	ヘルパーフォローアップ研修会【重点】		訪問介護員（ホームヘルパー）のフォローアップ研修を行います。
⑩-4	施設職員向け研修事業【重点】		介護技術・知識の向上を目的とし、区内高齢者施設の職員向けに研修を実施します。
⑩-5	【再掲】 介護予防サポーターの育成【重点】	新規	P.53 ⑧-14 を参照
⑩-6	医療・介護の資源の把握【重点】	新規	区内の医療機関・歯科・薬局・介護事業者等の情報を定期的に調査し、インターネット上のシステムで公開することにより、医療・介護関係者や区民に情報提供を行います。
⑩-7	【再掲】（仮称）医療・介護等連携研修センターの設置【重点】	新規	P.61 ⑩-3 を参照
⑩-8	生活支援サポーター養成事業	新規	新しい介護サービスの担い手として、主に買い物・掃除・洗濯・ごみ出しなどを行う、足立区が認定する生活支援サポーターを養成します。
⑩-9	介護職員宿舎借り上げ支援事業	新規	介護人材の確保定着を図るとともに地域の災害福祉拠点として災害時の迅速な対応を推進することを目的として、区独自の補助事業として介護職員のために借り上げる宿舎についての助成を行います。
⑩-10	介護支援専門員研修事業【重点】		継続的な研修を実施し、さらなる知識、技能の修得を行い、介護保険の適正化に向け介護支援専門員の資質向上を図ります。

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑪-1	来場者数	150人	150人	150人	150人	高齢福祉課	
	就労者数	20人	20人	20人	20人		
⑪-2	助成件数	60人	60人	60人	60人	高齢福祉課	
⑪-3	研修実施回数	26回	26回	26回	26回	高齢福祉課 社会福祉 協議会	
	受講者数	265人	550人	550人	550人		
⑪-4	研修実施回数	4回	4回	4回	4回	高齢福祉課 社会福祉 協議会	
	受講者数	60人	100人	100人	100人		
⑪-5	P.54 ⑧-14を参照					地域包括ケア 推進課	
⑪-6	把握資源数	1,950件	2,000件	2,050件	2,100件	地域包括ケア 推進課	
⑪-7	P.62 ⑩-3を参照					地域包括ケア 推進課	
⑪-8	実施回数	4回	5回	5回	5回	地域包括ケア 推進課	
	養成者数	84人	100人	100人	100人		
⑪-9	助成戸数	5戸	5戸	5戸	5戸	介護保険課	
⑪-10	実施回数	2回	4回	4回	4回	介護保険課	
	受講者数	350人	800人	800人	800人		

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【各柱に関連する事業及び、関連する目標値】

No	事業名	事業概要
⑪-11	認知症介護基礎研修 【重点】	事業所に勤務する介護職員等に対し、認知症に係る基礎的研修を行い、介護職員等の資質の向上を図ります。
⑪-12	認知症介護実践者研修 【重点】	事業所に勤務する認知症介護のリーダーに対し、実践的な研修を行い、介護職員等の資質向上を図ります。
⑪-13	認知症介護実践リーダー等フォローアップ研修	事業所に勤務する認知症実践リーダー研修修了者等に対し、フォローアップ研修を行い、介護職員等の資質向上を図ります。
⑪-14	介護従事者永年勤続褒賞事業	区内の介護サービス事業所に永年継続して勤務した専門職員を表彰します。

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【各柱に関連する事業及び、関連する目標値】

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑪-11	実施回数	3回	4回	4回	4回	介護保険課	
	受講者数	36人	80人	80人	80人		
⑪-12	実施回数	1回	2回	2回	2回	介護保険課	
	受講者数	20人	40人	40人	40人		
⑪-13	実施回数	1回	1回	1回	1回	介護保険課	
	受講者数	20人	20人	20人	20人		
⑪-14	受講者数	610人	610人	610人	610人	介護保険課	

1.2 安定的な介護サービスの提供

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	事業概要
⑫-1	【再掲】介護のしごと相談・面接会【重点】	P. 63 ⑪-1 を参照
⑫-2	【再掲】ヘルパーフォローアップ研修会【重点】	P. 63 ⑪-3 を参照
⑫-3	【再掲】施設職員向け研修事業【重点】	P. 63 ⑪-4 を参照
⑫-4	【再掲】医療・介護の資源の把握【重点】	P. 63 ⑪-6 を参照
⑫-5	【再掲】(仮称)医療・介護等連携研修センターの設置【重点】	新規 P. 61 ⑩-3 を参照
⑫-6	【再掲】介護支援専門員研修事業【重点】	P. 63 ⑪-10 を参照
⑫-7	【再掲】認知症介護基礎研修【重点】	P. 65 ⑪-11 を参照
⑫-8	【再掲】認知症介護実践者研修【重点】	P. 65 ⑪-12 を参照
⑫-9	小規模多機能型居宅介護事業所の整備	「通い」を中心として「訪問」や「泊まり」を組み合わせた地域に密着した施設を整備していきます。
⑫-10	認知症対応型共同生活介護の整備	認知症高齢者が共同生活を営み、食事・入浴等の介護や機能訓練を行う地域に密着した施設を整備していきます。
⑫-11	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスを整備していきます。
⑫-12	看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)の整備	小規模多機能と訪問看護を組み合わせたサービスを整備していきます。

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑫-1	P.64 ⑪-1 を参照						高齢福祉課
⑫-2	P.64 ⑪-3 を参照						高齢福祉課 社会福祉協議会
⑫-3	P.64 ⑪-4 を参照						高齢福祉課 社会福祉協議会
⑫-4	P.64 ⑪-6 を参照						地域包括ケア推進課
⑫-5	P.62 ⑩-3 を参照						地域包括ケア推進課
⑫-6	P.64 ⑪-10 を参照						介護保険課
⑫-7	P.66 ⑪-11 を参照						介護保険課
⑫-8	P.66 ⑪-12 を参照						介護保険課
⑫-9	小規模多機能型居宅介護事業所数	14 事業所	14 事業所	15 事業所	15 事業所		介護保険課
⑫-10	認知症対応型共同生活介護事業所数	36 事業所	36 事業所	37 事業所	37 事業所		介護保険課
⑫-11	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所数	5 事業所	5 事業所	6 事業所	6 事業所		介護保険課
⑫-12	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）事業所数	5 事業所	5 事業所	6 事業所	7 事業所		介護保険課

1.3 安心できる住まいの確保

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名		事業概要
⑬-1	【再掲】 高齢者住宅改修給付 (予防給付)【重点】		P. 49 ⑦-3 を参照
⑬-2	【再掲】 高齢者住宅改修給付 (設備改修)【重点】		P. 49 ⑦-4 を参照
⑬-3	軽費老人ホーム (都市型軽費老人ホーム を含む) の支援		食事や入浴、各種相談等のサービスが受けられ、健全で安心した生活を維持することのできる施設を支援します。
⑬-4	【再掲】 高齢者見守りサービス 助成	新規	P. 49 ⑦-1 を参照
⑬-5	【再掲】 緊急通報システムの設置 事業		P. 49 ⑦-2 を参照
⑬-6	福祉サービス第三者評価 受審支援事業【重点】		都の福祉サービス第三者評価を受けた福祉サービス提供事業者を経費の一部を補助することで評価受審を促進して、サービスの質の向上と利用者への情報提供を行います。
⑬-7	【再掲】 認知症対応型共同生活 介護の整備		P. 67 ⑫-10 を参照
⑬-8	住宅改修支援事業 (理由書作成)		介護保険の住宅改修費支給申請に係る理由書を介護支援専門員等が作成した場合、その事業者に費用を助成します。
⑬-9	【再掲】 家具転倒防止器具取付 工事等助成		P. 49 ⑦-8 を参照
⑬-10	住宅改良助成事業		高齢化等による身体機能低下に対応する家屋内の段差解消や高齢者等との同居に伴う間取り変更に対し、工事費の一部を助成します。

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑬-1	P.50 ⑦-3 を参照						高齢福祉課
⑬-2	P.50 ⑦-4 を参照						高齢福祉課
⑬-3	軽費老人ホームの 施設数	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	高齢福祉課	
	定員数	212人	212人	212人	212人		
⑬-4	P.50 ⑦-1 を参照						高齢福祉課
⑬-5	P.50 ⑦-2 を参照						高齢福祉課
⑬-6	区内介護サービス事業所 の受審数	240件	260件	280件	300件		介護保険課
⑬-7	P.68 ⑫-10 を参照						介護保険課
⑬-8	助成件数	75件	75件	75件	75件		介護保険課
⑬-9	P.50 ⑦-8 を参照						建築安全課
⑬-10	住宅改良助成事業の 利用件数	25件	25件	25件	25件		建築安全課

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【各柱に関連する事業及び、関連する目標値】

No	事業名	事業概要
⑬-11	高齢者向け優良賃貸住宅への家賃助成【重点】	高齢者の居住の安定と安心・安全をはかるため、緊急通報システムが整備された住宅の家賃を助成します。
⑬-12	【再掲】 あだちお部屋さがしサポート事業（専門職員の配置、寄り添い相談会、住宅あっせん事業） 【重点】	新規 P. 49 ⑦-6 を参照
⑬-13	シルバーハウジング・シルバーピアの管理運営	高齢者の居住の安定と安心・安全を図るため、緊急通報システムが整備された高齢者専用住宅の管理運営を行います。
⑬-14	【再掲】 高齢者世帯向け民間賃貸住宅あっせん事業【重点】	P. 49 ⑦-7 を参照

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【各柱に関連する事業及び、関連する目標値】

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑬-11	高齢者向け優良賃貸住宅の管理戸数	73戸	73戸	73戸	73戸	住宅課	
⑬-12	P.50 ⑦-6 を参照					住宅課 地域包括ケア 推進課	
⑬-13	高齢者専用住宅の管理戸数	441戸	441戸	441戸	441戸	住宅課	
⑬-14	P.50 ⑦-7 を参照					住宅課	

14 地域とのつながりの維持

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	事業概要
⑭-1	【再掲】 町会・自治会との連携 【重点】	P. 35 ②-1 を参照
⑭-2	【再掲】 民生・児童委員との連携 【重点】	P. 35 ②-6 を参照
⑭-3	要介護高齢者家族会の 支援事業【重点】	介護者家族で組織された「あだち1万人の介護者家族会」を支援します。
⑭-4	高齢者訪問理美容 サービス事業	ねたきりの高齢者に理髪・美容訪問サービスを提供します。
⑭-5	紙おむつの支給事業	ねたきり高齢者に紙おむつ等を支給します。
⑭-6	【再掲】 地域包括支援センター 家族介護者教室【重点】	P. 53 ⑧-16 を参照
⑭-7	認知症高齢者家族 やすらぎ支援員派遣事業 【重点】	認知症高齢者を介護している家族が、外出をする時や休息が必要な時に家族にかわって見守りや話し相手を行う「やすらぎ支援員」を派遣することにより、介護家族の負担を軽減し、高齢者の在宅生活の向上を図ります。
⑭-8	【再掲】 認知症カフェ【重点】	P. 57 ⑨-19 を参照

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑭-1	P.36 ②-1 を参照						地域調整課 絆づくり 担当課
⑭-2	P.36 ②-6 を参照						福祉管理課
⑭-3	「あだち1万人の介護者 家族会」会員数	270人	280人	280人	280人		高齢福祉課
⑭-4	理容 利用件数(延べ)	1,200件	1,200件	1,200件	1,200件		高齢福祉課
	美容 利用件数(延べ)	550件	550件	550件	550件		
⑭-5	支給延べ件数	17,500件	29,900件	29,900件	29,900件		高齢福祉課
⑭-6	P.54 ⑧-16 を参照						地域包括ケア 推進課
⑭-7	利用延べ人数	12人	18人	24人	36人		地域包括ケア 推進課
⑭-8	P.58 ⑨-19 を参照						地域包括ケア 推進課

15 本人の意思に基づく専門的支援

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	事業概要
⑮-1	【再掲】 成年後見制度等利用支援 事業【重点】	P. 55 ⑨-9 を参照
⑮-2	【再掲】 成年後見制度推進機関の 運営【重点】	P. 55 ⑨-11 を参照
⑮-3	【再掲】 権利擁護センターあだち の運営【重点】	P. 41 ④-6 を参照

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑮-1	P.56 ⑨-9を参照						高齢福祉課 社会福祉 協議会
⑮-2	P.56 ⑨-11を参照						高齢福祉課 社会福祉 協議会
⑮-3	P.42 ④-6を参照						社会福祉 協議会

16 看取りを視野に入れた対応の推進

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名		事業概要
⑩-1	【再掲】 ヘルパーフォローアップ 研修会【重点】		P. 63 ⑩-3 を参照
⑩-2	【再掲】 施設職員向け研修事業 【重点】		P. 63 ⑩-4 を参照
⑩-3	【再掲】 医療・介護の資源の把握 【重点】		P. 63 ⑩-6 を参照
⑩-4	【再掲】(仮称) 医療・ 介護等連携研修センター の設置【重点】	新規	P. 61 ⑩-3 を参照
⑩-5	【再掲】 多職種連携研修	新規	P. 61 ⑩-6 を参照
⑩-6	【再掲】 スキルアップ研修	新規	P. 61 ⑩-7 を参照
⑩-7	【再掲】 介護支援専門員研修事業 【重点】		P. 63 ⑩-10 を参照
⑩-8	【再掲】 認知症介護基礎研修 【重点】		P. 65 ⑩-11 を参照
⑩-9	【再掲】 認知症介護実践者研修 【重点】		P. 65 ⑩-12 を参照

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑩-1	P. 64 ⑩-3 を参照						高齢福祉課 社会福祉 協議会
⑩-2	P. 64 ⑩-4 を参照						高齢福祉課 社会福祉 協議会
⑩-3	P. 64 ⑩-6 を参照						地域包括ケア 推進課
⑩-4	P. 62 ⑩-3 を参照						地域包括ケア 推進課
⑩-5	P. 62 ⑩-6 を参照						地域包括ケア 推進課
⑩-6	P. 62 ⑩-7 を参照						地域包括ケア 推進課
⑩-7	P. 64 ⑩-10 を参照						介護保険課
⑩-8	P. 66 ⑩-11 を参照						介護保険課
⑩-9	P. 66 ⑩-12 を参照						介護保険課

17 支援の質を高める連携の強化

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	事業概要
⑰-1	福祉サービス苦情等解決委員会の運営	福祉サービス利用に伴う不満や苦情に対して、公正に中立な立場で適切なサービスが行えているかをチェックする福祉サービス苦情等解決委員会を設置しています。
⑰-2	地域包括支援センターの機能強化【重点】	地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターのあり方を検討します。
⑰-3	地域包括支援センターの評価（25か所）【重点】	地域包括支援センターの事業や運営体制を評価し、区と地域包括支援センターで、結果の要因や背景を分析・共有し、事業の質の向上及び業務改善を図ります。
⑰-4	【再掲】（仮称）医療・介護等連携研修センターの設置【重点】	新規 P. 61 ⑩-3 を参照
⑰-5	【再掲】多職種連携研修	新規 P. 61 ⑩-6 を参照
⑰-6	【再掲】スキルアップ研修	新規 P. 61 ⑩-7 を参照
⑰-7	【再掲】福祉サービス第三者評価受審支援事業【重点】	P. 69 ⑬-6 を参照

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑰-1	委員会開催回数	6回	6回	6回	6回	高齢福祉課	
	件数	20件	20件	20件	20件		
⑰-2	具体策の構築	実施	経過検証	経過検証	経過検証	地域包括ケア推進課	
⑰-3	評価実施箇所	25か所	25か所	25か所	25か所	地域包括ケア推進課	
⑰-4	P.62 ⑩-3を参照					地域包括ケア推進課	
⑰-5	P.62 ⑩-6を参照					地域包括ケア推進課	
⑰-6	P.62 ⑩-7を参照					地域包括ケア推進課	
⑰-7	P.70 ⑬-6を参照					介護保険課	

18 施設ニーズにも対応した住環境の確保

(1) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名		事業概要
⑱-1	【再掲】 施設職員向け研修事業 【重点】		P. 63 ⑪-4 を参照
⑱-2	【再掲】(仮称) 医療・ 介護等連携研修センター の設置【重点】	新規	P. 61 ⑩-3 を参照
⑱-3	【再掲】 福祉サービス第三者評価 受審支援事業【重点】		P. 69 ⑬-6 を参照
⑱-4	特別養護老人ホームの 整備【重点】		入所待機者解消のため特別養護老人ホームの整備を支援します。また、整備する社会福祉法人に対し施設整備費の補助を行います。
⑱-5	介護療養型医療施設・ 介護医療院の整備 【重点】		療養型からの転換を含め、介護医療院の整備を支援します。
⑱-6	【再掲】 介護支援専門員研修事業 【重点】		P. 63 ⑪-10 を参照
⑱-7	【再掲】 認知症介護基礎研修 【重点】		P. 65 ⑪-11 を参照
⑱-8	【再掲】 認知症介護実践者研修 【重点】		P. 65 ⑪-12 を参照

(2) 関連する目標値

取り組む事業については、下記の目標を定め、進捗管理を行っていきます。

No	指標名	見込み	目標値				所管課
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
⑬-1	P.64 ⑪-4を参照						高齢福祉課 社会福祉 協議会
⑬-2	P.62 ⑩-3を参照						地域包括ケア 推進課
⑬-3	P.70 ⑬-6を参照						介護保険課 障がい福祉課
⑬-4	特別養護老人ホームの 総定員数	2,813床	2,903床	3,053床	3,183床		介護保険課
⑬-5	介護療養型医療施設・ 介護医療院の総定員数	130床	130床	130床	130床		介護保険課
⑬-6	P.64 ⑪-10を参照						介護保険課
⑬-7	P.66 ⑪-11を参照						介護保険課
⑬-8	P.66 ⑪-12を参照						介護保険課

第5章 第8期介護保険事業計画

1 介護保険事業の現状と推計

(1) 被保険者数の現状と推計

① 被保険者数の現状

(単位：人)

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
65歳以上の被保険者 (第1号被保険者)	170,834	171,400	171,278	172,499	174,092	173,095
65～74歳の 前期高齢者	82,360	83,585	79,678	81,238	80,177	79,729
75歳以上の 後期高齢者	88,474	87,815	91,600	91,261	93,915	93,366
40～64歳の被保険者 (第2号被保険者)	238,472	237,332	240,485	239,561	244,383	241,690

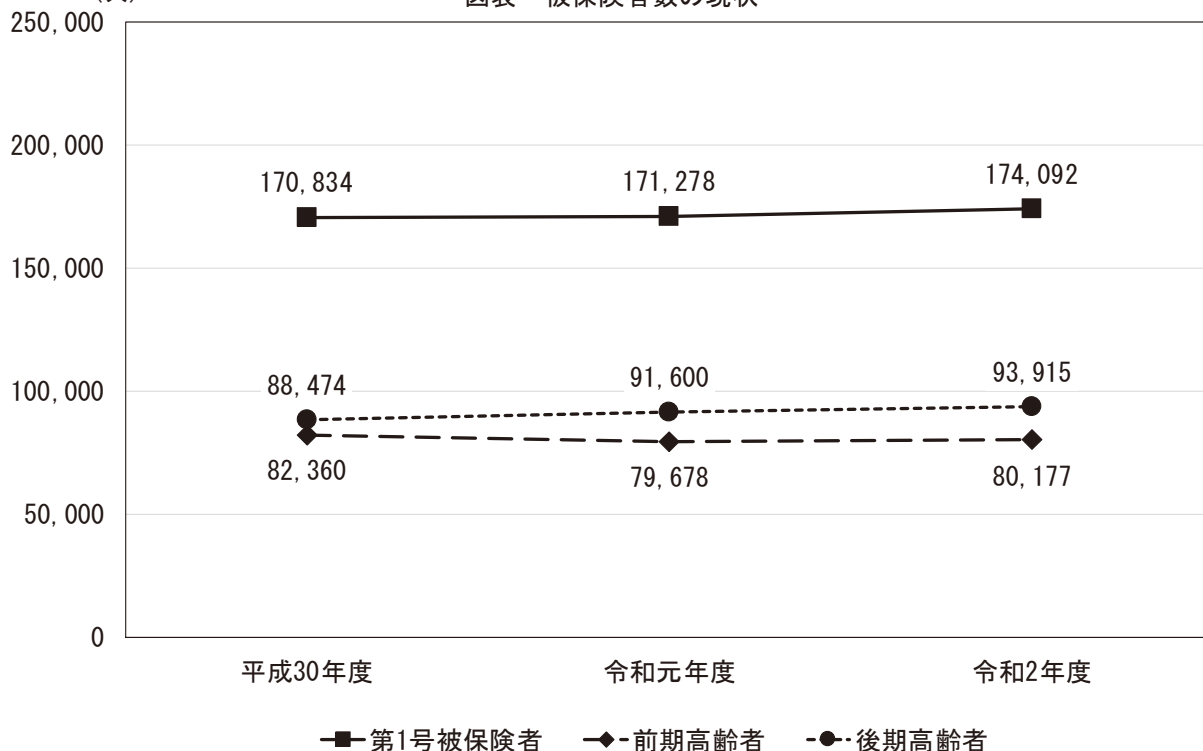
出典：足立区住民基本台帳（各年10月1日現在）（平成30年・令和元年）

足立区人口推計（令和2年2月 政策経営部政策経営課作成）

【令和2年見込値＝令和2年推計(1月1日)＋9/12×(令和3年推計(1月1日)－令和2年推計(1月1日))】

(人)

図表 被保険者数の現状



第1号被保険者の人数は、増加傾向（平成30年度170,834人、令和元年度171,278人）にあります。前期高齢者数は減少傾向（平成30年度82,360人、令和元年度79,678人）にあります。計画値と比較すると、前期高齢者数は減少傾向が大きく、後期高齢者数は増加傾向が大きくなっています。

第2号被保険者の人数は、増加傾向（平成30年度238,472人、令和元年度240,485人）にあります。

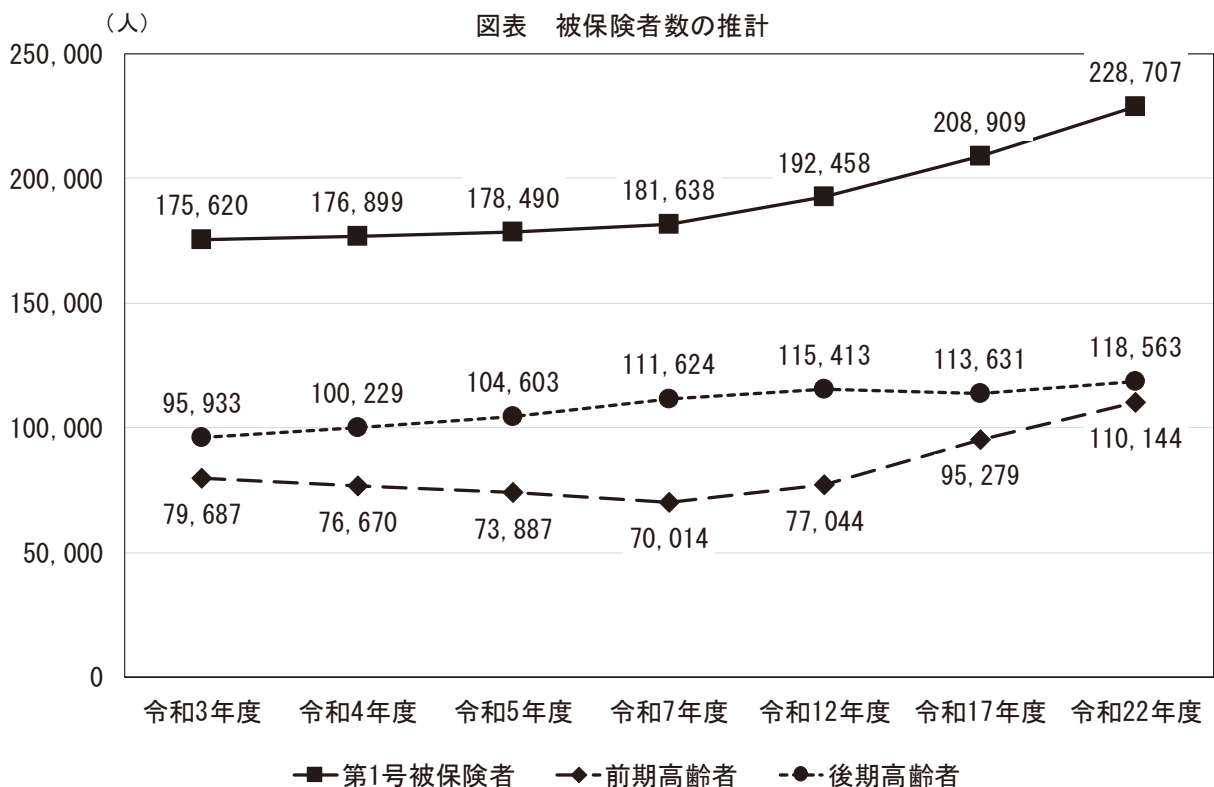
② 被保険者数の推計

(単位：人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
65歳以上の被保険者 (第1号被保険者)	175,620	176,899	178,490	181,638	192,458	208,909	228,707
65～74歳の 前期高齢者	79,687	76,670	73,887	70,014	77,044	95,279	110,144
75歳以上の 後期高齢者	95,933	100,229	104,603	111,624	115,413	113,631	118,563
40～64歳の被保険者 (第2号被保険者)	247,330	250,315	252,800	257,076	258,789	253,351	237,541

出典：足立区人口推計（令和2年2月 政策経営部政策経営課作成）から10月1日データに補正

【令和〇年(10月1日)＝令和〇年推計(1月1日)+9/12×(令和〇+1年推計(1月1日)-令和〇年推計(1月1日))】



第1号被保険者の人数は、今後も増加する見込み（令和3年度175,620人、令和4年度176,899人、令和5年度178,490人）ですが、前期高齢者の人数は減少傾向（令和3年度79,687人、令和4年度76,670人、令和5年度73,887人）となる見込みで、特に令和5年度に前期高齢者が大きく減少し、後期高齢者が急増する（令和4年度100,229人、令和5年度104,603人）見込みです。

この構成比の変化は、令和5年度以降団塊の世代が後期高齢者に達するために見込まれているもので、令和7年度にかけて変化が著しくなっています。

(2) 要介護認定者数の現状と推計

① 要介護認定者数の現状

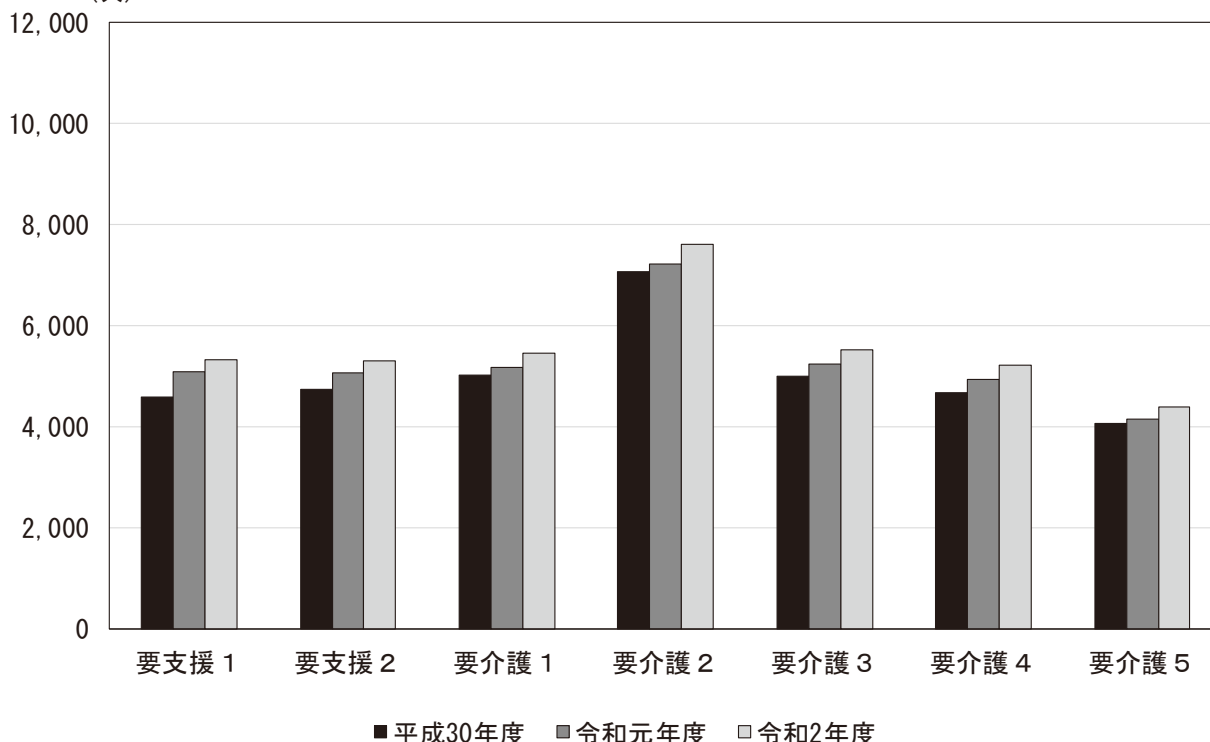
(単位：人)

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
要支援認定者	9,343	9,433	10,176	9,763	10,644	10,049
要支援1	4,593	4,775	5,098	4,935	5,326	5,069
要支援2	4,750	4,658	5,078	4,828	5,318	4,980
要介護認定者	25,856	26,002	26,737	27,161	28,225	28,257
要介護1	5,031	5,204	5,175	5,417	5,462	5,608
要介護2	7,074	6,890	7,226	7,179	7,604	7,449
要介護3	4,995	4,889	5,234	5,115	5,529	5,331
要介護4	4,686	4,804	4,938	5,038	5,228	5,266
要介護5	4,070	4,215	4,164	4,412	4,402	4,603
合計	35,199	35,435	36,913	36,924	38,869	38,306

出典：介護保険事業状況報告（年報）（平成30年度、令和元年度）

【令和2年度の見込値は、令和元年度の性・年齢階級・要介護度別認定率を被保険者数の見込値に掛けたもの】

(人) 図表 要介護認定者数の現状



要支援認定者については、増加傾向（平成30年度9,343人、令和元年度10,176人）にあり、計画を上回るペースで増加しています。

要介護1（平成30年度5,031人、令和元年度5,175人）及び要介護5（平成30年度4,070人、令和元年度4,164人）は、微増にとどまり、計画値を下回り乖離が大きくなっています。一方で、要介護2（平成30年度7,074人、令和元年度7,226人）及び要介護3（平成30年度4,995人、令和元年度5,234人）は、計画値を上回っています。

② 要介護認定者数の推計

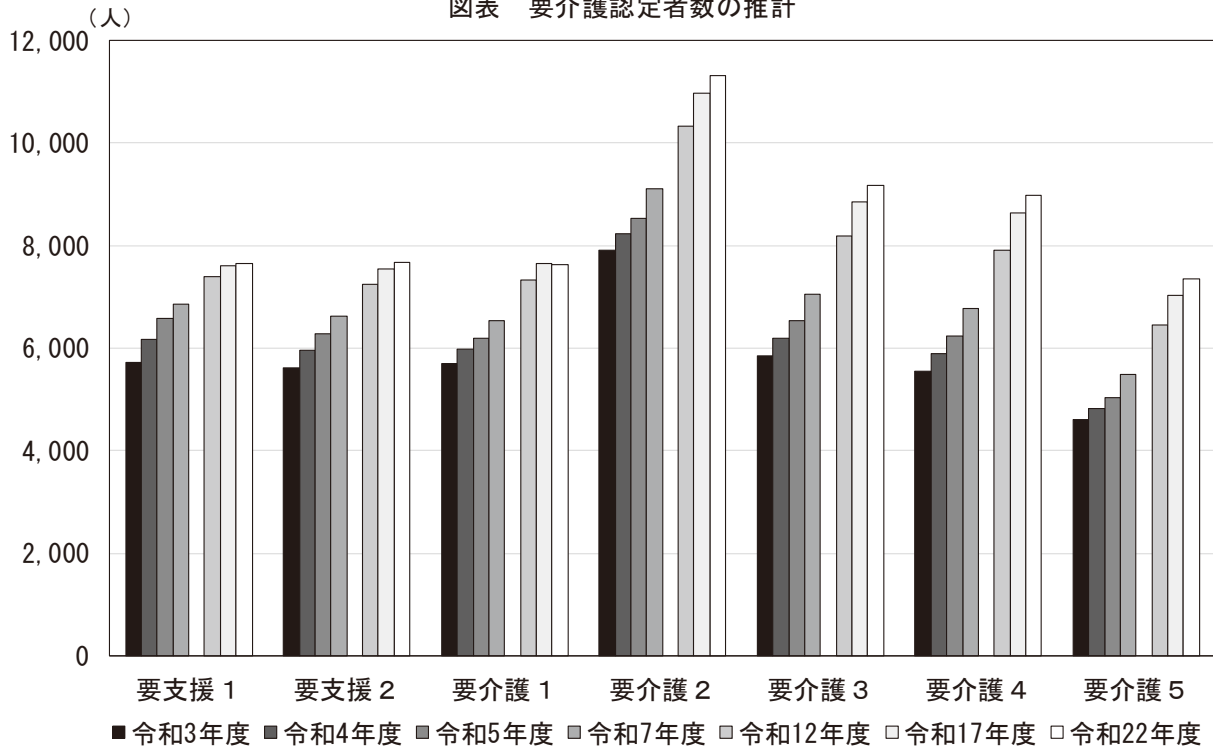
(単位：人)

区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
要支援認定者	11,346	12,121	12,867	13,478	14,646	15,155	15,315
要支援1	5,724	6,161	6,581	6,859	7,395	7,614	7,643
要支援2	5,622	5,960	6,286	6,619	7,251	7,541	7,672
要介護認定者	29,605	31,122	32,530	34,970	40,202	43,134	44,450
要介護1	5,707	5,969	6,195	6,544	7,328	7,646	7,637
要介護2	7,904	8,234	8,538	9,113	10,323	10,964	11,307
要介護3	5,846	6,195	6,530	7,060	8,195	8,852	9,183
要介護4	5,547	5,901	6,232	6,774	7,897	8,642	8,972
要介護5	4,601	4,823	5,035	5,479	6,459	7,030	7,351
合計	40,951	43,243	45,397	48,448	54,848	58,289	59,765
認定率*	22.8%	23.9%	24.9%	26.2%	28.0%	27.5%	25.8%

算出方法：被保険者数の推計値に性・年齢階級・要介護度別の認定率を掛けて算出

性・年齢階級・要介護度別の認定率は、令和元年の実績値をベースとして、令和3～5年の間は、伸び率を反映したもの（伸び率は、平成30年実績、令和元年実績から算出）

図表 要介護認定者数の推計



要支援・要介護認定者数は、高齢者数の増加に伴って増加する見込み（令和3年度40,951人、令和4年度43,243人、令和5年度45,397人）です。他の要介護度に比べ、要介護5は増加傾向が緩やか（令和3年度4,601人、令和4年度4,823人、令和5年度5,035人）と見込んでいます。

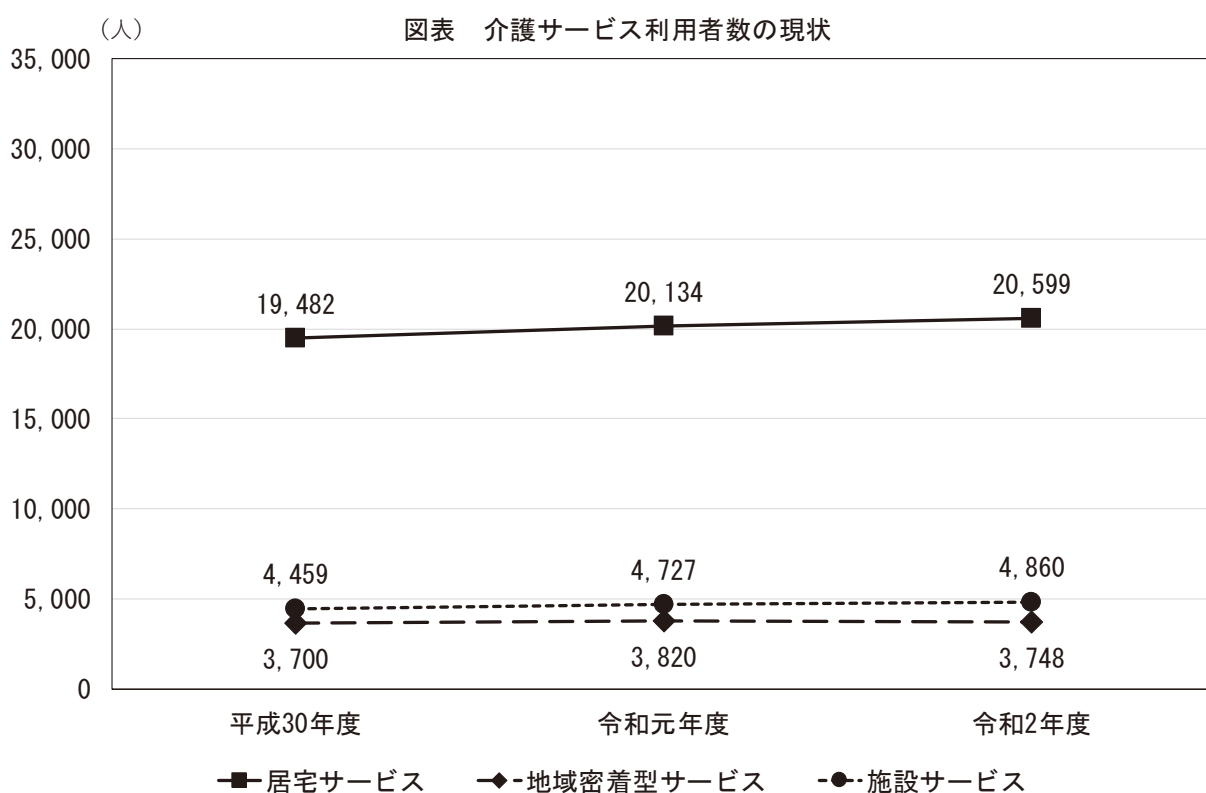
(3) サービス利用者数の現状と推計

① 介護サービス利用者数の現状

(単位：人)

区分	平成30年度 実績値	令和元年度 実績値	令和2年度 実績値
居宅サービス	19,482	20,134	20,599
地域密着型サービス	3,700	3,820	3,748
施設サービス	4,459	4,727	4,860
合計	27,641	28,681	29,207

出典：介護保険事業状況報告（月報）（各年度10月報告分）



介護サービス利用者数は、平成30年度には27,641人でしたが、令和2年度には29,207人と、5.7%の伸びを見込んでいます。

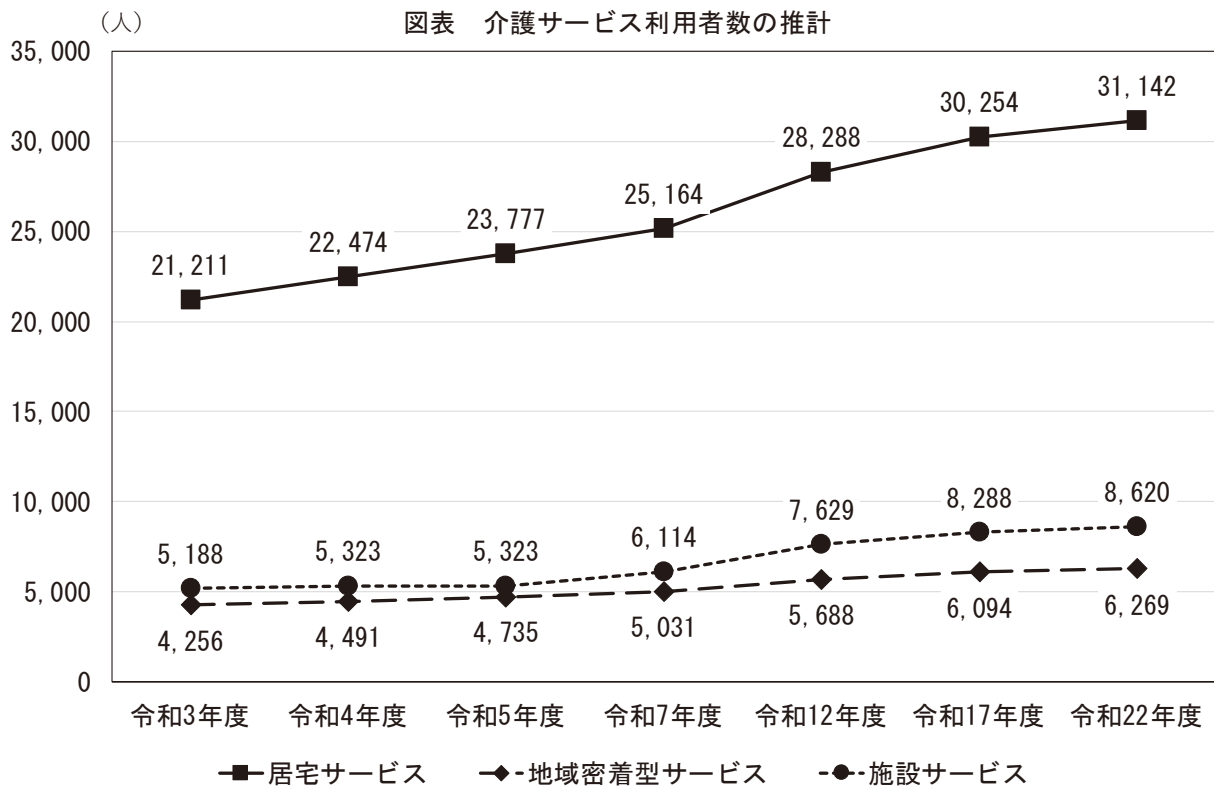
介護サービス利用者数を介護サービスの種類別にみると、居宅サービスが最も多く、施設サービス、地域密着型サービスと続いています。なお、地域密着型サービスは、平成30年度は3,700人でしたが、令和2年度には3,748人、1.3%の伸びを見込んでいます。

② 介護サービス利用者数の推計

(単位：人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
居宅サービス	21,211	22,474	23,777	25,164	28,288	30,254	31,142
地域密着型サービス	4,256	4,491	4,735	5,031	5,688	6,094	6,269
施設サービス	5,188	5,323	5,323	6,114	7,629	8,288	8,620
合計	30,655	32,288	33,835	36,309	41,605	44,636	46,031

算出方法：要介護認定者推計にサービス利用率を勘案して算出



介護サービス利用者は、令和3年度の30,655人が令和5年度には33,835人に増加すると推測されます。

そのうち、居宅サービス利用者は、令和3年度の21,211人が令和5年度の23,777人に、地域密着型サービス利用者は、令和3年度の4,256人が令和5年度の4,735人に、施設サービス利用者は、令和3年度の5,188人が令和5年度の5,323人に、それぞれ増加すると推測されます。

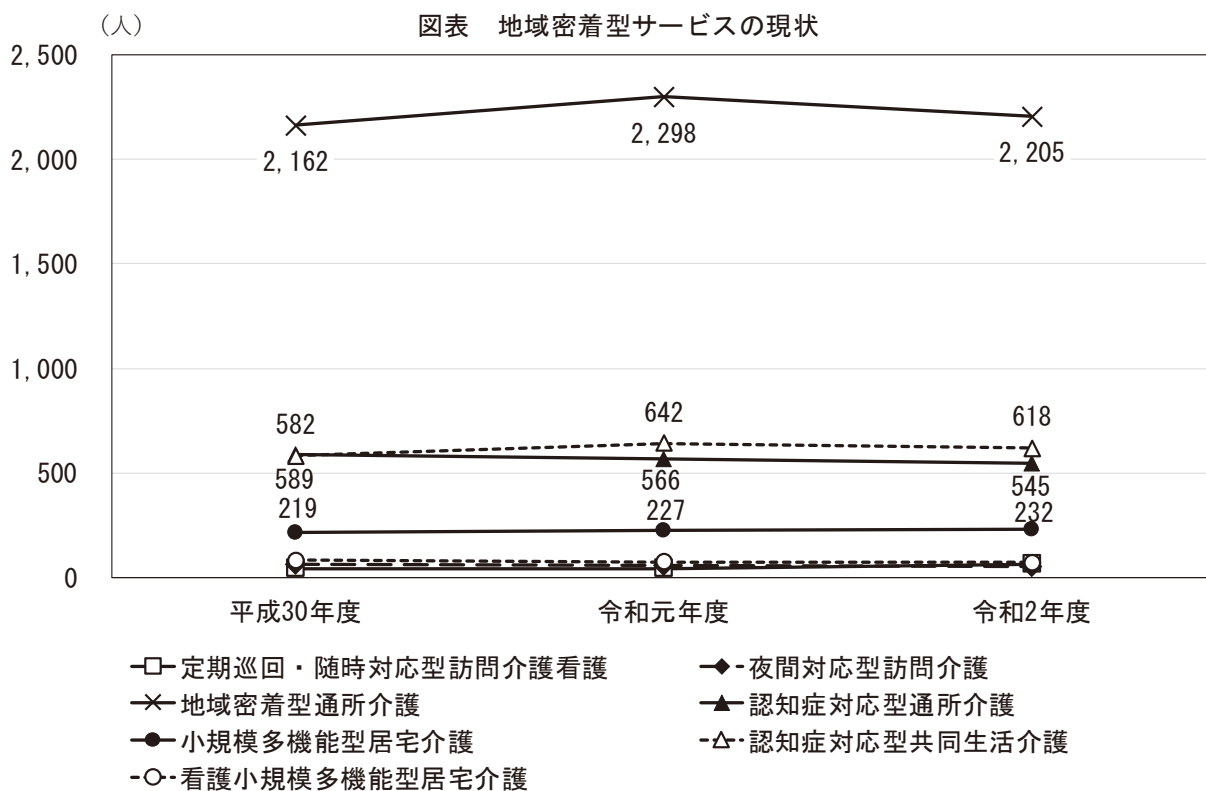
(4) 地域密着型サービスの現状と計画値

① 地域密着型サービスの現状 (利用者数)

(単位:人)

区分	平成30年度 実績値	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	45	44	65
夜間対応型訪問介護	65	61	52
地域密着型通所介護	2,162	2,298	2,205
認知症対応型通所介護	589	566	545
小規模多機能型居宅介護	219	227	232
認知症対応型共同生活介護	582	642	618
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	83	75	73

出典：介護保険事業状況報告（月報）（各年度10月報告）



地域密着型サービスの種類と利用者数の実績をみると、平成30年度は、地域密着型通所介護の利用者が最も多く、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護と続いていました。令和元年度には、認知症対応型共同生活介護が認知症対応型通所介護を上回っており、令和2年度も同様と見込んでいます。

② 地域密着型サービス計画値(施設数)

() 内は対前年度からの増数

区分	令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	整備数
	中間報告時点	年度末まで				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6	5	5(0)	6(1)	6(0)	1
夜間対応型訪問介護	1	1	1(0)	1(0)	1(0)	0
地域密着型通所介護	92	92	92(0)	92(0)	92(0)	0
認知症対応型通所介護	26	25	25(0)	26(1)	26(0)	1
小規模多機能型居宅介護	14	14	14(0)	15(1)	15(0)	1
認知症対応型共同生活介護	36	36	36(0)	37(1)	37(0)	1
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0
看護小規模多機能型居宅介護	4	5	5(0)	6(1)	7(1)	2

地域密着型サービスの施設数は、令和5年度に向けて、小規模多機能型居宅介護で1施設(計15施設)、認知症対応型共同生活介護で1施設(計37施設)、認知症対応型通所介護で1施設(計26施設)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護で1施設(計6施設)、看護小規模多機能居宅介護で2施設(計7施設)の増加を見込んでいます。

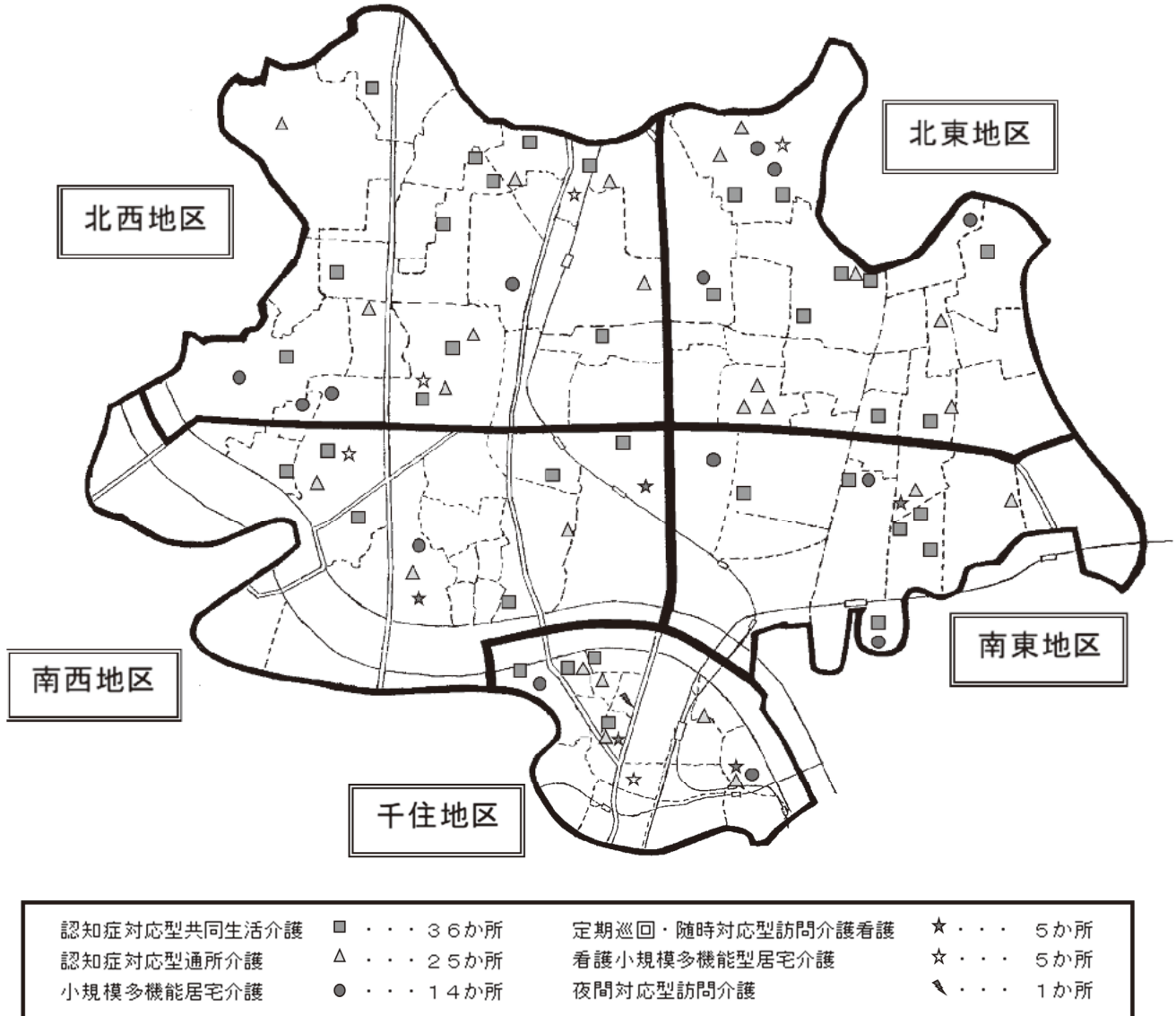
地域偏在にも配慮しながら整備を進めます。

【用語説明】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	ホームヘルパーや看護師などが、定期的に家庭を巡回したり、連絡のあった家庭を訪問することによって、介護や療養上の世話などが受けられる。
夜間対応型訪問介護	夜間にホームヘルパーなどが定期的に家庭を巡回したり、連絡のあった家庭を訪問することによって、介護などが受けられる。
地域密着型通所介護	利用定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられる。
認知症対応型通所介護	認知症と診断された高齢者が、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられる。
小規模多機能型居宅介護	小規模な住居型施設への「通い」を中心としつつ、利用者の様態や希望に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせた介護や機能訓練が受けられる。
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	認知症の高齢者が共同生活を営み、食事、入浴等の介護や機能訓練が受けられる。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組合せによるサービスを受けられる。

【日常生活圏域図】

足立区地域密着型サービス事業所配置図（令和3年4月1日見込）



【日常生活圏域における地域密着型サービス事業所数】

区分	千住 地区	南西 地区	南東 地区	北東 地区	北西 地区	合計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	2	1	0	0	5
夜間対応型訪問介護	1	0	0	0	0	1
認知症対応型通所介護	5	3	2	8	7	25
小規模多機能型居宅介護	2	1	3	4	4	14
認知症対応型共同生活介護	4	6	6	9	11	36
看護小規模多機能型居宅介護	1	1	0	1	2	5

(令和3年4月1日見込)

(5) 施設定員の年次別の現状と推計

① 施設定員の年次別実績

(上段：施設総定員数、下段：整備数)(単位：人)

区分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	2,583 0	2,813 230	2,813 0
介護老人保健施設	1,737 0	1,737 0	1,737 0
介護療養型医療施設	130 0	130 0	130 0
介護医療院	0 0	24 24	24 0
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	650 0	650 0	650 0
特定施設入居者生活介護 (介護専用型)	125 0	125 0	125 0

施設定員の年次別実績をみると、令和元年度は、介護老人福祉施設で230床、介護医療院で24床増加しています。令和2年度では、どの施設も増床・新設はありません。

<参考>高齢者向け住宅数

区分	令和2年度
住宅型有料老人ホーム	436人
軽費老人ホーム(ケアハウス)	180人
都市型軽費老人ホーム	32人
サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)	1,753戸

出典：東京都福祉保健局ホームページ(令和2年10月時点)

また、介護保険サービス以外の高齢者向けの施設や住居として、住宅型有料老人ホームなどが整備されています。

今後の介護基盤整備の検討では、上記の施設や住居の整備状況も勘案しながら、取り組んでいく必要があります。

② 施設定員の年次別推計

(上段：施設総定員見込数、下段：整備計画目標数)(単位：人)

区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	2,903 90	3,053 150	3,183 130
介護老人保健施設	1,737 0	1,737 0	1,737 0
介護療養型医療施設	130 0	130 0	0 0
介護医療院	24 0	24 0	154 130
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	650 0	668 18	668 0
特定施設入居者生活介護 (介護専用型)	125 0	125 0	125 0

※介護療養型医療施設は、令和6年3月末までに介護医療院への移行を予定していますが、現在の介護療養型医療施設がすべて介護医療院への移行を選択するとは限りません。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)については、令和2年度～11年度の特別養護老人ホーム整備方針により、中長期的な整備を進めていきます。第8期計画期間中は、上記のとおり開設を見込んでいます。特別養護老人ホームには、従来どおり災害備蓄倉庫を設置し、福祉避難所としての指定を進めることに加え、水防法上で義務付けられている、要配慮者利用施設における避難確保計画の策定を求めています。

なお、特定施設入居者生活介護については、新規整備を見込んでいません。

(6) 給付額の現状と推計

① 給付額の現状

(単位：千円)

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度見込	
	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
予防給付*	724,569	837,115	750,869	930,852	755,118	1,030,940
住宅サービス	706,571	810,073	739,238	901,496	739,762	998,007
地域密着型サービス	17,994	27,042	11,631	29,356	15,357	32,933
介護給付	47,084,362	49,559,384	49,225,919	52,288,379	51,416,169	55,777,618
住宅サービス	26,052,271	27,360,990	27,039,697	29,071,598	27,453,806	31,980,076
地域密着型サービス	5,474,788	5,863,155	5,527,237	6,329,149	5,693,897	6,770,845
施設サービス	15,557,304	16,335,239	16,658,985	16,887,632	18,268,466	17,026,697
合計	47,808,932	50,396,499	49,976,788	53,219,231	52,171,287	56,808,558

出典：介護保険事業状況報告（年報）（平成30年度、令和元年度）

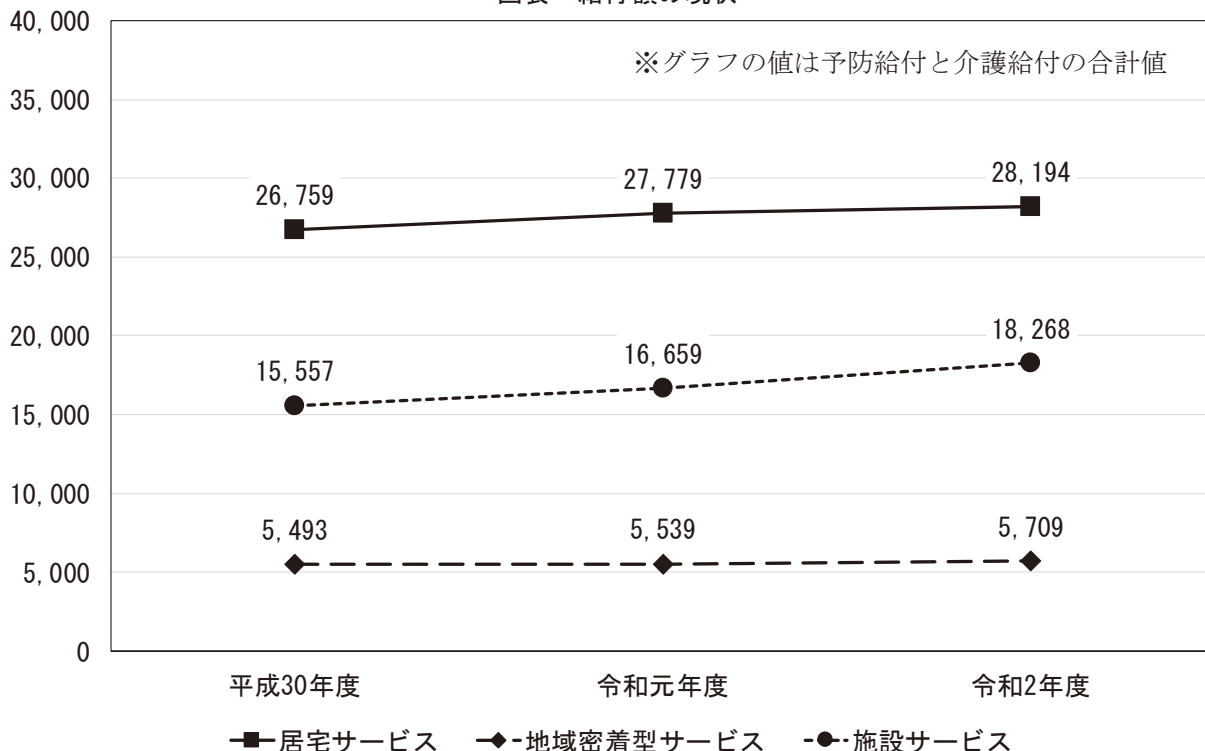
【令和2年度の見込値は令和2年12月までの実績値等から推計】

*：平成30年度の予防給付には、施設サービスの利用を一部含む

*：小数点第1位を四捨五入した数値を掲載しているため、合計値と一致しない箇所あり

(百万円)

図表 給付額の現状

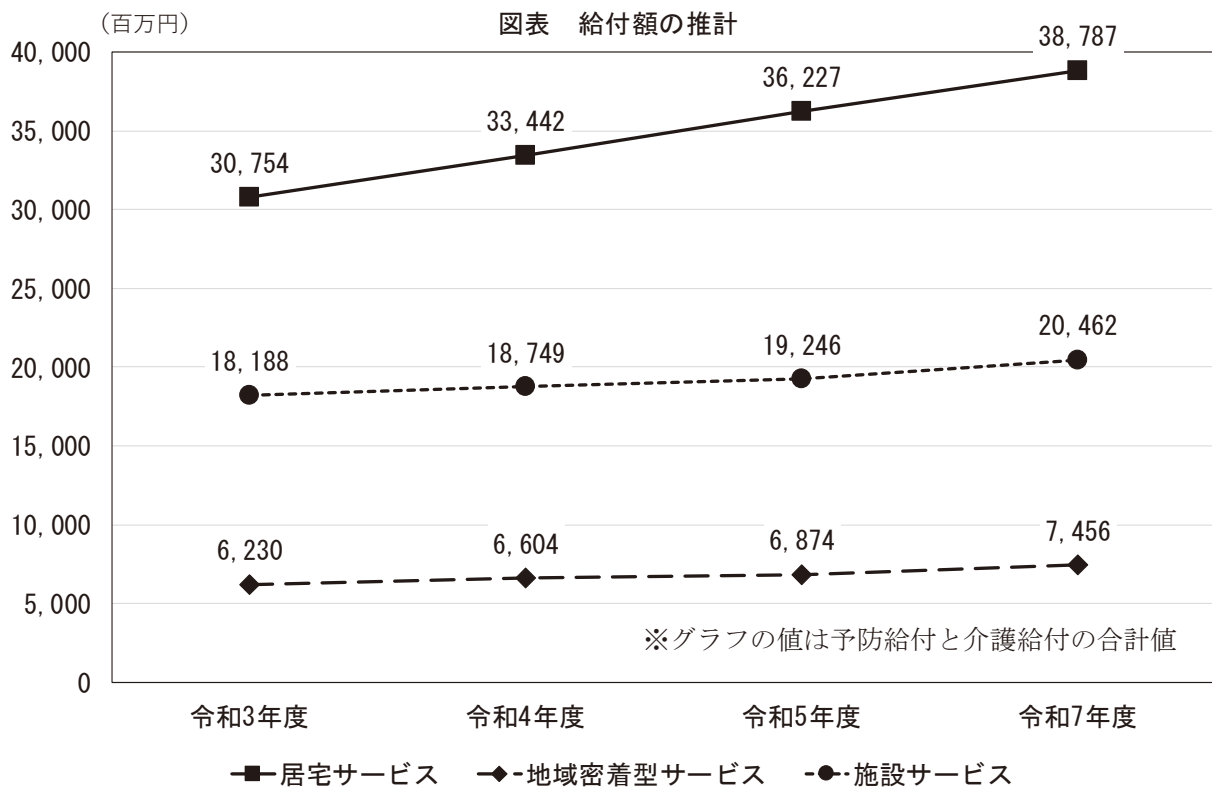


給付総額は増加傾向（平成30年度47,809百万円、令和元年度49,977百万円、令和2年度52,171百万円）にありますが、3か年平均で年35億円ほど計画値を下回っています。特に、住宅サービスは、通所介護・訪問介護・通所リハビリテーションなどで計画との乖離が大きく、新型コロナウイルス感染症の影響も加わり、令和2年度は約46億円計画値を下回っています。また、地域密着型サービスも、認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護などが計画ほど給付額が伸びておらず、計画値を下回っています。

② 給付額の推計

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
予防給付	876,128	926,503	977,810	1,026,986
居宅サービス	850,429	899,738	949,867	997,266
地域密着型サービス	25,699	26,765	27,943	29,720
介護給付	54,295,504	57,869,086	61,369,431	65,678,487
居宅サービス	29,903,873	32,542,584	35,277,481	37,790,123
地域密着型サービス	6,204,080	6,577,613	6,845,675	7,426,744
施設サービス	18,187,551	18,748,889	19,246,275	20,461,620
合計	55,171,632	58,795,589	62,347,241	66,705,473



給付総額は毎年35億円ほど増加することを見込んでいます(令和3年度55,172百万円、令和4年度58,796百万円、令和5年度62,347百万円)。令和3年度から令和11年度の間、特に緊急性の高い特別養護老人ホーム待機者の方が速やかに入所できるよう、特別養護老人ホームの整備を進めてまいります。その影響は第9期以後の施設サービス給付費に影響するものと見込んでいます。第8期においては、要介護の居宅サービスで増加が大きく伸びることを見込んでいます(令和3年度29,904百万円、令和4年度32,543百万円、令和5年度35,277百万円)。

【介護予防サービス給付額の実績】

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		実績	実績	見込
(1) 居宅介護予防サービス		706,571	739,238	739,762
介護予防訪問介護	給付費(千円)	85	45	0
	人数(人)	2	0	0
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	408	101	98
	回数(回)	3.9	0.9	0.9
	人数(人)	1	1	1
介護予防訪問看護	給付費(千円)	99,008	105,815	126,148
	回数(回)	2,206.3	2,419.9	2,985.6
	人数(人)	251	276	342
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	20,783	18,219	14,553
	回数(回)	568.6	483.7	399.4
	人数(人)	53	49	44
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	40,116	40,357	43,007
	人数(人)	308	308	334
介護予防通所介護	給付費(千円)	220	62	0
	人数(人)	1	0	0
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	168,052	167,294	131,853
	人数(人)	371	365	305
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	5,893	5,043	7,678
	日数(日)	73.7	68.1	116.8
	人数(人)	14	11	12
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	571	423	358
	日数(日)	4.6	3.5	3.5
	人数(人)	1	1	1
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	19	18
	日数(日)	0.0	0.3	0.3
	人数(人)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	25	24
	日数(日)	0.0	0.3	0.3
	人数(人)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	94,705	107,845	126,034
	人数(人)	1,375	1,542	1,831
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	12,227	13,835	10,773
	人数(人)	38	44	34
介護予防住宅改修	給付費(千円)	60,231	64,474	49,337
	人数(人)	50	56	43
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	90,317	91,488	93,917
	人数(人)	105	104	109
介護予防支援	給付費(千円)	113,954	124,194	135,965
	人数(人)	1,862	2,029	2,321
(2) 地域密着型介護予防サービス		17,994	11,631	15,357
介護予防地域密着型通所介護	給付費(千円)	25	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	2,585	3,686	3,044
	回数(回)	21.5	32.0	22.9
	人数(人)	4	6	5
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	12,338	6,882	11,095
	人数(人)	14	9	10
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	3,046	1,063	1,218
	人数(人)	1	1	1
合計	給付費(千円)	724,565	750,869	755,118

【介護予防サービス給付額の推計】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)居宅介護予防サービス		850,429	899,738	949,867
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	99	99	99
	回数(回)	1	1	1
	人数(人)	1	1	1
介護予防訪問看護	給付費(千円)	154,075	163,715	173,597
	回数(回)	3,499	3,716	3,940
	人数(人)	382	406	431
介護予防 訪問リハビリテーション	給付費(千円)	22,612	24,076	25,527
	回数(回)	595	634	672
	人数(人)	61	65	69
介護予防 居宅療養管理指導	給付費(千円)	46,026	49,010	52,107
	人数(人)	343	365	388
介護予防 通所リハビリテーション	給付費(千円)	157,377	167,528	177,305
	人数(人)	347	370	392
介護予防短期入所 生活介護	給付費(千円)	3,641	3,643	3,853
	日数(日)	54	54	57
	人数(人)	12	12	13
介護予防短期入所 療養介護(老健)	給付費(千円)	544	544	544
	日数(日)	5	5	5
	人数(人)	1	1	1
介護予防短期入所 療養介護(病院等)	給付費(千円)	66	66	66
	日数(日)	1	1	1
	人数(人)	1	1	1
介護予防短期入所 療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	70	70	70
	日数(日)	1	1	1
	人数(人)	1	1	1
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	137,985	146,839	155,346
	人数(人)	1,939	2,065	2,186
特定介護予防 福祉用具購入費	給付費(千円)	15,937	16,255	16,923
	人数(人)	48	49	51
介護予防住宅改修	給付費(千円)	74,890	78,461	80,836
	人数(人)	63	66	68
介護予防 特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	93,763	96,659	101,777
	人数(人)	105	109	115
介護予防支援	給付費(千円)	143,344	152,773	161,817
	人数(人)	2,348	2,501	2,649
(2)地域密着型介護予防サービス		25,699	26,765	27,943
介護予防 認知症対応型通所介護	給付費(千円)	6,659	6,663	7,048
	回数(回)	57	57	60
	人数(人)	12	12	13
介護予防 小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	16,321	17,382	18,175
	人数(人)	17	18	19
介護予防認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円)	2,719	2,720	2,720
	人数(人)	1	1	1
合計	給付費(千円)	876,128	926,503	977,810

【介護給付サービス給付額の実績①】

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		実績	実績	見込
(1)居宅サービス		26,052,271	27,039,697	27,453,806
訪問介護	給付費(千円)	6,258,616	6,307,854	6,599,285
	回数(回)	166,372.9	163,901.6	163,140.4
	人数(人)	7,503	7,552	7,325
訪問入浴介護	給付費(千円)	448,656	442,574	444,378
	回数(回)	2,873.5	2,776.3	2,698.3
	人数(人)	600	582	556
訪問看護	給付費(千円)	1,330,981	1,509,339	1,705,336
	回数(回)	23,520.6	27,416.5	29,931.9
	人数(人)	2,579	2,920	3,144
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	230,637	210,695	198,654
	回数(回)	6,152.3	5,628.5	5,192.1
	人数(人)	524	469	436
居宅療養管理指導	給付費(千円)	833,258	894,136	921,585
	人数(人)	5,512	5,842	6,047
通所介護	給付費(千円)	5,406,050	5,719,423	5,517,610
	回数(回)	55,615	55,615	53,525
	人数(人)	5,876	6,133	5,488
通所リハビリテーション	給付費(千円)	1,805,141	1,819,824	1,625,573
	回数(回)	15,707.1	15,707.1	13,547.7
	人数(人)	2,072	2,128	1,873
短期入所生活介護	給付費(千円)	1,670,175	1,592,983	1,381,654
	日数(日)	14,998.3	14,998.3	11,663.6
	人数(人)	1,374	1,373	1,063
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	133,321	115,089	73,265
	日数(日)	953.1	810.3	494.8
	人数(人)	117	106	64
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	27,903	33,102	28,712
	日数(日)	219.7	256.2	208.5
	人数(人)	21	23	17
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	6,804	6,972
	日数(日)	0.0	44.5	44.5
	人数(人)	0	6	6
福祉用具貸与	給付費(千円)	1,718,906	1,810,790	1,946,334
	人数(人)	9,631	10,219	10,603
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	50,615	55,037	53,020
	人数(人)	131	151	137
住宅改修費	給付費(千円)	101,665	117,112	83,280
	人数(人)	105	118	80
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	3,172,174	3,449,675	3,763,541
	人数(人)	1,298	1,402	1,483
居宅介護支援	給付費(千円)	2,864,173	2,955,260	3,104,607
	人数(人)	15,028	15,439	15,484

【介護給付サービス給付額の推計①】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)居宅サービス		29,903,873	32,542,584	35,277,481
訪問介護	給付費(千円)	7,190,574	7,829,736	8,354,294
	回数(回)	181,158	197,205	210,448
	人数(人)	8,308	8,948	9,426
訪問入浴介護	給付費(千円)	473,707	501,552	525,385
	回数(回)	2,929	3,100	3,247
	人数(人)	601	637	667
訪問看護	給付費(千円)	1,952,483	2,073,058	2,202,410
	回数(回)	34,927	37,044	39,310
	人数(人)	3,496	3,707	3,932
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	277,496	289,328	295,871
	回数(回)	7,389	7,700	7,873
	人数(人)	599	624	638
居宅療養管理指導	給付費(千円)	968,359	1,030,803	1,097,907
	人数(人)	6,470	6,882	7,328
通所介護	給付費(千円)	5,580,518	6,581,379	7,804,630
	回数(回)	54,899	64,767	76,783
	人数(人)	6,011	6,518	7,037
通所リハビリテーション	給付費(千円)	1,832,986	1,945,062	2,061,657
	回数(回)	15,560	16,467	17,395
	人数(人)	2,215	2,343	2,474
短期入所生活介護	給付費(千円)	1,769,244	1,850,756	1,915,542
	日数(日)	15,231	15,907	16,449
	人数(人)	1,520	1,584	1,635
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	129,243	130,752	134,147
	日数(日)	883	891	914
	人数(人)	117	118	122
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	30,998	32,647	35,912
	日数(日)	226	238	262
	人数(人)	19	20	22
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	11,699	13,600	15,851
	日数(日)	71	81	95
	人数(人)	9	10	12
福祉用具貸与	給付費(千円)	2,015,575	2,142,279	2,278,721
	人数(人)	11,240	11,915	12,620
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	63,590	68,180	71,984
	人数(人)	169	181	191
住宅改修費	給付費(千円)	137,192	145,565	153,646
	人数(人)	135	143	151
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	4,073,289	4,309,455	4,526,161
	人数(人)	1,636	1,729	1,816
居宅介護支援	給付費(千円)	3,396,920	3,598,432	3,803,363
	人数(人)	17,240	18,224	19,223

【介護給付サービス給付額の実績②】

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		実績	実績	見込
(2)地域密着型サービス		5,474,788	5,527,237	5,693,897
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費(千円)	107,983	113,899	144,354
	人数(人)	47	49	65
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	22,764	16,123	19,732
	人数(人)	64	43	19
地域密着型通所介護	給付費(千円)	1,743,762	1,738,494	1,692,287
	回数(回)	18,829.3	19,185.6	18,253.6
	人数(人)	2,222	2,286	2,170
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	859,642	816,833	798,740
	回数(回)	5,793.3	5,523.5	5,302.2
	人数(人)	590	580	543
小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	574,635	597,058	689,382
	人数(人)	208	216	244
認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円)	1,904,721	1,974,931	2,096,369
	人数(人)	587	619	613
地域密着型 特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	給付費(千円)	338	0	0
	人数(人)	0	0	0
看護小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	260,941	269,899	253,034
	人数(人)	75	77	69
(3)施設サービス		15,557,304	16,658,985	18,268,466
介護老人福祉施設	給付費(千円)	9,435,251	10,209,258	11,087,090
	人数(人)	2,872	3,046	3,134
介護老人保健施設	給付費(千円)	5,437,487	5,730,619	6,370,501
	人数(人)	1,527	1,571	1,681
介護医療院	給付費(千円)	21,203	149,992	276,370
	人数(人)	5	31	59
介護療養型医療施設	給付費(千円)	663,362	569,116	534,505
	人数(人)	141	120	106
合計	給付費(千円)	47,084,362	49,225,919	51,416,169

【介護給付サービス給付額の推計②】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(2)地域密着型サービス		6,204,080	6,577,613	6,845,675
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費(千円)	134,035	164,378	173,425
	人数(人)	64	79	83
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	46,009	51,250	53,487
	人数(人)	44	49	51
地域密着型通所介護	給付費(千円)	1,974,249	2,091,933	2,213,172
	回数(回)	21,179	22,369	23,574
	人数(人)	2,544	2,683	2,822
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	857,618	914,623	974,745
	回数(回)	5,671	6,038	6,425
	人数(人)	591	629	669
小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	700,898	747,620	769,868
	人数(人)	252	268	275
認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円)	2,210,219	2,307,992	2,342,669
	人数(人)	645	673	683
地域密着型 特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
看護小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	281,052	299,817	318,309
	人数(人)	78	83	88
(3)施設サービス		18,187,551	18,748,889	19,246,275
介護老人福祉施設	給付費(千円)	11,110,655	11,584,512	11,989,859
	人数(人)	3,215	3,350	3,467
介護老人保健施設	給付費(千円)	6,282,117	6,355,869	6,415,152
	人数(人)	1,697	1,716	1,732
介護医療院	給付費(千円)	375,984	512,953	664,148
	人数(人)	82	112	145
介護療養型医療施設	給付費(千円)	418,795	295,555	177,116
	人数(人)	85	60	36
合計	給付費(千円)	54,295,504	57,869,086	61,369,431

(7) 地域支援事業等の現状と推計

① 地域支援事業の現状

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域支援事業費	2,321,607	2,310,944	2,951,708
介護予防・日常生活支援 総合事業費	1,414,329	1,404,062	1,781,735
包括的支援事業（地域包括支援 センターの運営）・任意事業費	832,193	830,273	1,059,894
包括的支援事業 （社会保障充実）	75,085	76,609	110,079

*：小数点第1位を四捨五入した数値を掲載しているため、合計値と一致しない箇所あり

【総合事業の現状】

(単位：千円、人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
訪問型サービス	事業費	409,405	387,906	489,418
	利用者数	2,719	1,867	2,054
通所型サービス	事業費	685,713	696,505	866,616
	利用者数	3,519	2,456	2,702

介護保険事業には、介護保険給付のほかに、地域支援事業があります。

地域支援事業は、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等になった場合でも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としています。

地域支援事業における「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」という。）の推移を見ると、サービス利用者数は、訪問型サービス・通所型サービスともに、令和2年度は令和元年度と比べて1.1倍となる見込みです。

総合事業費のうち、訪問型サービスは、令和2年度は令和元年度と比べて約1.3倍、通所型サービスは、令和2年度は令和元年度と比べて1.2倍と見込んでいます。

② 地域支援事業費の推計

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
地域支援事業費	2,952,430	3,149,445	3,375,116	3,438,877
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,772,192	1,960,607	2,175,588	2,218,192
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）・任意事業費	1,069,193	1,076,984	1,086,669	1,105,834
包括的支援事業（社会保障充実）	111,045	111,854	112,860	114,850

【総合事業の推移】

(単位：千円、人)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
訪問型サービス	事業費	484,039	555,849	627,439	633,826
	利用者数	2,498	2,868	3,233	3,268
通所型サービス	事業費	845,962	944,868	1,070,773	1,090,540
	利用者数	3,264	3,646	4,131	4,207

地域支援事業費は、令和3年度の2,952,430千円が令和5年度には3,375,116千円に、422,686千円増加すると推測されます。

このうち、総合事業費は、令和3年度の1,772,192千円が令和5年度には2,175,588千円に、403,395千円増加すると推測されます。

包括的支援事業・任意事業費（社会保障充実分を含む。）は、令和3年度の1,180,238千円が令和5年度には1,199,529千円に、19,291千円増加すると推測されます。

【その他費用の推計】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
特定入所者介護サービス費等給付額	2,014,686	1,968,712	2,054,603	2,195,753
高額介護サービス費等給付額	1,705,742	1,770,093	1,847,313	1,974,227
高額医療合算介護サービス費等給付額	256,396	269,037	280,774	300,064
算定対象審査支払手数料	59,543	62,492	65,212	69,694
合計	4,036,367	4,070,334	4,247,902	4,539,738

2 介護給付費の適正化

介護保険制度が持続可能な形で適正に運用されていくためには、状態に応じた適正な要介護認定を実施し、利用者が真に必要とするサービスを、事業者がルールに従って適正に提供することが必要です。

(1) 要介護認定の適正化

認定調査員及び認定審査会合議体の平準化を図り、基準に基づく適正な要介護認定を行います。そのため、認定調査員及び審査員への研修、一次判定から二次判定の変更率の分析を実施します。

(2) ケアプラン点検

自立支援に資するケアマネジメントを達成するため、居宅介護支援事業所の実地指導時にケアプランを確認、指導を行います。また、頻度が高い生活援助中心型サービスについては、地域ケア会議等を活用して、多職種の視点から届出のあったケアプランについて点検を行っていきます。

(3) 住宅改修等点検

受給者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう、手引きやQ&Aを通じて事業者への普及啓発を図ります。

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

適正かつ正確な報酬請求がなされているかを確認するため、帳票類の点検を行います。

(5) 介護給付費通知

受給者や事業者に対して適切なサービス利用を普及啓発するとともに、介護給付適正化の目的や意義を情報発信していきます。

3 介護保険制度の主な改正点

(1) 高額介護サービス費の自己負担上限額の引き上げ

自己負担上限額を医療保険の高額療養費制度における負担上限額に合わせて、変更することが予定されています。

区分	自己負担限度額
年収約 383 万円以上 770 万円未満	(変更なし) 44,400 円
年収約 770 万円以上 1,160 万円未満	44,400 円⇒ 93,000 円
年収約 1,160 万円以上	44,400 円⇒140,100 円

(2) 負担限度額認定

① 資産要件の基準額の見直し

現在、預貯金等一律 1,000 万円以下が、補足給付の対象ですが、以下のように変更が予定されています。

区分	預貯金等
第 1 段階 (生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税非課税)	(変更なし) 1,000 万円以下
第 2 段階 (住民税非課税で年金収入等が 80 万円以下)	1,000 万円以下 ⇒650 万円以下
第 3 段階① (住民税非課税で年金収入等が 80 万円超 120 万円以下)	1,000 万円以下 ⇒550 万円以下
第 3 段階② (住民税非課税で年金収入等が 120 万円超)	1,000 万円以下 ⇒500 万円以下

② ショートステイ及び施設での食費の自己負担額の見直し

食費について、第 2・第 3 段階で日額及び月額限度額が引き上げられます。

区分	ショートステイ	施設入所
第 1 段階	(変更なし) 日額 300 円	(変更なし) 月額 9,000 円
第 2 段階	日額 390 円⇒日額 600 円	(変更なし) 月額 12,000 円
第 3 段階①	日額 650 円⇒日額 1,000 円	(変更なし) 月額 20,000 円
第 3 段階②	日額 650 円⇒日額 1,300 円	月額 20,000 円⇒月額 42,000 円

(3) 認定期間の延長

現在、要介護認定の更新認定に関しては、有効期間の上限は 36 か月ですが、令和 3 年 4 月以降は、直前の要介護度と同じ要介護度と判定された方については、有効期間の上限が 48 か月に延長されることが予定されています。

4 介護保険料の算出

- ・期間中に、準備基金を取り崩し、介護保険料基準額の上昇抑制を図る
- ・所得段階別の保険料率 14段階、2.7 ⇒ 17段階、4.5

第7期保険料基準額 6,580円 ⇒ 第8期保険料基準額 6,760円

給付費等の推計結果から、保険料を算出しています。

※金額は千万の位で四捨五入しているため、合計値と一致しない箇所あり

① 高齢者人口（第1号被保険者数）（及び第2号被保険者数）の推計



高齢者人口
令和3年度 175,620人 令和4年度 176,899人 令和5年度 178,490人

② 要支援・介護認定者数を推計



要支援・介護認定者数
令和3年度 40,951人 令和4年度 43,243人 令和5年度 45,397人

- ##### ③ 介護保険給付に必要な費用の合計（総事業費）を推計
- 標準給付費見込額(1,887億円)＝総給付費(1,763億円)＋その他費用(124億円)
総事業費(1,982億円)＝標準給付費見込額＋地域支援事業費(95億円)

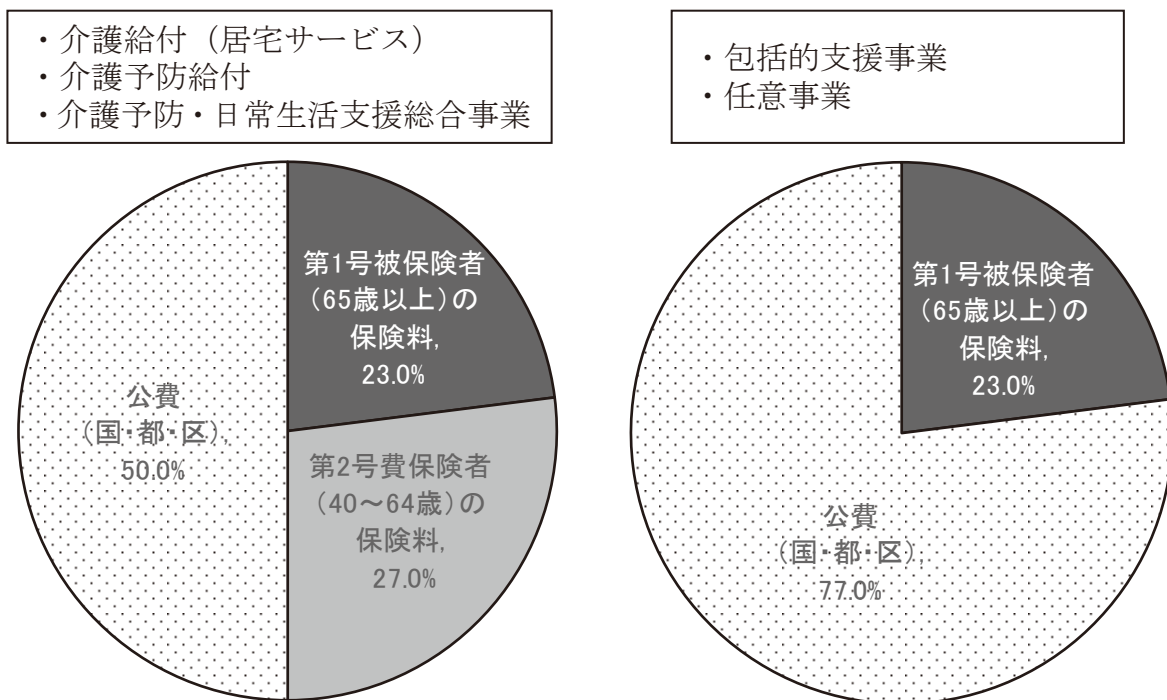


総事業費
令和3年度約 622億円 令和4年度約 660億円 令和5年度約 700億円

- ##### ④ 3年間の総事業費の合計の第1号被保険者負担分（23%）から準備基金取崩額等を引いた費用に対して、保険料収納率を勘案して、弾力化した第1号被保険者（3年間）の合計人数で除算し、介護保険料基準額を算出

$$\text{介護保険料基準額} = \left(\left(\text{3年間の総事業費} \times \text{第1号被保険者負担分}(\%) \right) - \text{準備基金取崩額等} \right) \div \text{保険料収納率}(\%) \div \text{弾力化第1号被保険者数延人数(3年)}$$

(1) 保険給付費の財源構成 (全国標準)



(2) 第7期・第8期介護保険料の増減要因等の比較

NO	項目	第7期	第8期
1	3年間の総事業費 (計画値)	1,817 億円	1,982 億円
2	介護保険給付準備基金の投入額	40 億円	40 億円
3	介護報酬改定率	0.54%	0.7%
4	消費税増税に伴う影響	0.20%	—
5	介護人材の処遇改善導入による影響	1.00%	—
6	利用料3割負担導入による影響	▲1.5 億円	—
7	調整交付金	13 億円	17 億円
8	介護保険料所得段階・料率	14 段階・2.7 倍	17 段階・4.5 倍
9	介護保険料収納率	97.0%	97.5%
10	高額介護自己負担上限額改正	—	▲1 億 6 千万円
11	負担限度額認定	資産要件の基準額の見直し	—
12		ショートステイ及び施設での食費の自己負担額の見直し	▲7 億円

【第7期所得段階別介護保険料及び保険料率】

所得段階	対象となる方	保険料率	人数の構成比
第14段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が1,800万円以上	2.70	0.7%
第13段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が1,200万円以上1,800万円未満	2.30	0.5%
第12段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が800万円以上1,200万円未満	2.00	0.8%
第11段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	1.80	0.9%
第10段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.49	2.2%
第9段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.45	3.0%
第8段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.40	6.8%
第7段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満	1.21	11.7%
第6段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円未満	1.08	12.1%
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税（世帯に住民税課税者がいる場合）	1.00	9.3%
第4段階	本人が住民税非課税（世帯に住民税課税者がいる場合）で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	0.87	12.1%
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税	0.70	7.9%
第3段階 特例軽減B	収入・預貯金で判定	0.50	
第3段階 特例軽減C	収入・預貯金で判定	0.30	
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下	0.50	8.1%
第2段階 特例軽減B	収入・預貯金で判定	0.30	
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下 生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税	0.30	23.9%

【第8期所得段階別介護保険料及び保険料率(案)】

所得段階	対象となる方	保険料率	人数の構成比
第17段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が2,500万円以上	4.50	0.3%
第16段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満	4.00	0.1%
第15段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	3.50	0.2%
第14段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満	3.00	0.2%
第13段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が900万円以上1,200万円未満	2.50	0.4%
第12段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が700万円以上900万円未満	2.00	0.5%
第11段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が500万円以上700万円未満	1.80	1.2%
第10段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.60	2.0%
第9段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.45	3.0%
第8段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.40	6.9%
第7段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.21	11.8%
第6段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円未満	1.08	12.1%
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税(世帯に住民税課税者がいる場合)	1.00	9.3%
第4段階	本人が住民税非課税(世帯に住民税課税者がいる場合)で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	0.87	12.1%
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税	0.70	7.9%
第3段階 特例軽減B	収入・預貯金等で判定	0.50	
第3段階 特例軽減C	収入・預貯金等で判定	0.30	
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下	0.50	8.1%
第2段階 特例軽減B	収入・預貯金等で判定	0.30	
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下 生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税	0.30	23.9%

※保険料率は第5段階が基準額です。

※第7段階から第9段階の基準所得金額については、国の介護保険法施行規則改正に伴い変更します。

5 自立支援・重度化防止等に関する取り組み

(1) 取り組みと目標

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、多くの高齢者の方々が外出を控え、居宅で長い時間を過ごすようになりました。

このような環境下においても、感染のリスクには十分留意しつつ、健康の維持や地域とのつながりの持続に向けた取り組みが重要です。

介護保険の基本理念である高齢者の自立支援・重度化防止に向けて、自立した日常生活を送ることができるよう支援することや、要介護状態等になることの予防(介護予防)、要介護状態等の軽減・悪化の防止(重度化防止)等に関し、区では以下の事業を実施します。

① 地域包括支援センターの機能充実

No	事業名	指標名	見込み	数値目標				掲載
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1	絆のあんしんネットワーク【重点】	「絆のあんしん協力員」登録者数	1,050人	1,100人	1,150人	1,200人	P. 35, 36 ②-4	
2	地域包括支援センター高齢者総合相談【重点】	相談件数	87,120件	88,176件	89,232件	90,288件	P. 41, 42 ④-4	
3	地域包括支援センターもの忘れ相談事業	相談件数	170件	220件	230件	240件	P. 43, 44 ⑤-12	
4	地域包括支援センター訪問等による高齢者の実態把握	実態把握者数	30,000人	30,000人	30,000人	30,000人	P. 47, 48 ⑥-3	
5	自立支援・重度化防止に向けたマネジメント機能の強化【重点】	自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議開催回数	プレ会議	5回	5回	5回	P. 53, 54 ⑧-15	
		参加者数	—	150人	150人	150人		
6	地域包括支援センター家族介護者教室【重点】	開催回数	75回	75回	75回	75回	P. 53, 54 ⑧-16	
		参加者数	3,400人	3,400人	3,400人	3,400人		
7	地域ケア会議【重点】	開催回数	56回	56回	56回	56回	P. 61, 62 ⑩-2	
8	地域包括支援センターの機能強化【重点】	具体策の構築	実施	経過検証	経過検証	経過検証	P. 79, 80 ⑰-2	
9	地域包括支援センターの評価【重点】	評価実施箇所	25か所	25か所	25か所	25か所	P. 79, 80 ⑰-3	

② 在宅医療・介護の連携

No	事業名	指標名	見込み	数値目標				掲載
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1	在宅医療・介護連携に関する相談支援【重点】	相談件数	350件	360件	370件	380件	P. 61, 62 ⑩-1	
2	地域ケアネットワーク事業	開催回数	50回	50回	50回	50回	P. 61, 62 ⑩-4	
		参加者数	750人	1,250人	1,250人	1,250人		
3	多職種連携研修	開催回数	7回	12回	12回	12回	P. 61, 62 ⑩-6	
		参加者数	450人	700人	700人	700人		
4	スキルアップ研修	開催回数	2回	3回	3回	3回	P. 61, 62 ⑩-7	
		参加者数	140人	210人	210人	210人		

③ 認知症高齢者の支援

No	事業名	指標名	見込み	数値目標				掲載
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1	認知症サポーター養成講座の実施【重点】	新規養成者数	2,250人	3,000人	3,250人	3,500人	P. 43, 44 ⑤-6	
2	認知症訪問支援事業【重点】	認知症自記式チェックリストの結果、認知症の疑いがあった人の中で訪問をした割合	80%	85%	90%	90%	P. 43, 44 ⑤-7	
3	認知症初期集中支援推進事業【重点】	認知症初期集中支援チームが相談を受け、医療・介護サービスに繋がり、問題が解決された割合	70%	75%	80%	80%	P. 43, 44 ⑤-8	
4	認知症講演会の実施	認知症講演会の実施回数	1回	1回	1回	1回	P. 43, 44 ⑤-9	
5	認知症啓発用リーフレット等の配布	認知症啓発用リーフレット等の配布部数	10,000部	10,000部	10,000部	10,000部	P. 43, 44 ⑤-10	
6	若年度性認知症の本人・家族への支援	実施回数	6回	6回	6回	6回	P. 43, 44 ⑤-11	
7	地域包括支援センターもの忘れ相談事業	相談件数	170件	220件	230件	240件	P. 43, 44 ⑤-12	
8	見守りキーホルダーの配付【重点】	見守りキーホルダー配付件数(新規配付件数)	1,458件	1,600件	1,600件	1,600件	P. 51, 52 ⑧-6	
9	徘徊高齢者位置検索システム費用助成事業	加入件数	1件	2件	2件	2件	P. 51, 52 ⑧-12	
10	認知症カフェ【重点】	実施回数	300回	300回	300回	300回	P. 57, 58 ⑨-19	
		参加者数	2,500人	2,600人	2,800人	3,000人		
11	認知症高齢者家族やすらぎ支援員派遣事業【重点】	利用延べ人数	12人	18人	24人	36人	P. 73, 74 ⑭-7	

第5章 第8期介護保険事業計画
【5 自立支援・重度化防止等に関する取り組み】

④ 介護予防事業の推進

No	事業名	指標名	見込み	数値目標				掲載
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1	悠々会館健康体操事業	悠々会館健康体操実施回数	16回	8回	0回	8回	P. 31, 32 ①-1	
			(改修工事のため休館期間あり)					
		参加者延べ人数	320人	160人	0人	160人		
2	パークで筋トレ【重点】	パークで筋トレ実施回数	595回	752回	790回	828回	P. 31, 32 ①-2	
		参加人数	15,500人	19,400人	20,200人	21,000人		
3	ウォーキング教室【重点】	ウォーキング教室実施回数	33回	46回	47回	48回	P. 31, 32 ①-3	
		参加人数	660人	920人	940人	960人		
4	高齢者入浴事業 (ゆ〜ゆ〜湯入浴事業)	延べ利用者数	367,000人	365,000人	365,000人	365,000人	P. 33, 34 ①-13	
5	はつらつ教室 (通所型)【重点】	はつらつ教室 (通所型) 参加人数	1,000人	1,500人	1,510人	1,520人	P. 33, 34 ①-14	
6	自主グループの育成【重点】	自主グループ数	150か所	150か所	175か所	200か所	P. 33, 34 ①-15	
7	はじめてのフレイル 予防教室【重点】	はじめての フレイル予防 教室参加者数	720人	700人	705人	720人	P. 33, 34 ①-17	
8	住区センターにおける 自主的な介護予防講座	住区センターに おける自主的な 介護予防講座	200人	800人	1,500人	1,500人	P. 33, 34 ①-18	
9	地域ミニデイサービス (ふれあい遊湯う) 事業	地域ミニデイ サービス (ふれあい遊湯う) 開催回数	316回	428回	428回	428回	P. 33, 34 ①-19	
		参加人数	1,800人	4,280人	4,280人	4,280人		
10	保健師等の訪問 による本人及び 家族支援のための 地域コーディネート	地区担当保健師 による 家庭訪問件数	500件	600件	600件	600件	P. 33, 34 ①-22	
11	高齢者ボランティア (元気応援ポイント) 【重点】	登録者数	2,600人	2,650人	2,700人	2,750人	P. 37, 38 ③-11	
		事業数	1,400 事業	1,410 事業	1,420 事業	1,430 事業		

⑤ 介護人材の確保・資質の向上

No	事業名	指標名	見込み	数値目標				掲載
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1	介護のしごと相談・面接会【重点】	来場者数	150人	150人	150人	150人	P. 63, 64 ⑩-1	
		就労者数	20人	20人	20人	20人		
2	ヘルパーフォローアップ研修会【重点】	研修実施回数	26回	26回	26回	26回	P. 63, 64 ⑩-3	
		受講者数	265人	550人	550人	550人		
3	施設職員向け研修事業【重点】	研修実施回数	4回	4回	4回	4回	P. 63, 64 ⑩-4	
		受講者数	60人	100人	100人	100人		
4	生活支援サポーター養成事業	実施回数	4回	5回	5回	5回	P. 63, 64 ⑩-8	
		養成者数	84人	100人	100人	100人		
5	介護職員宿舍借り上げ支援事業	助成戸数	5戸	5戸	5戸	5戸	P. 63, 64 ⑩-9	
6	介護支援専門員研修事業【重点】	実施回数	2回	4回	4回	4回	P. 63, 64 ⑩-10	
		受講者数	350人	800人	800人	800人		
7	認知症介護基礎研修【重点】	実施回数	3回	4回	4回	4回	P. 65, 66 ⑩-11	
		受講者数	36人	80人	80人	80人		
8	認知症介護実践者研修【重点】	実施回数	1回	2回	2回	2回	P. 65, 66 ⑩-12	
		受講者数	20人	40人	40人	40人		
9	認知症介護実践リーダー等フォローアップ研修	実施回数	1回	1回	1回	1回	P. 65, 66 ⑩-13	
		受講者数	20人	20人	20人	20人		
10	介護従事者永年勤続褒賞事業	受講者数	610人	610人	610人	610人	P. 65, 66 ⑩-14	

⑥ 業務の効率化

今後の国等の動向や製品開発の推移等を注視しつつ、介護事業者に介護ロボット、ICT化についての情報を周知し、必要な支援をしていきます。

⑦ サービスの質の確保・向上

No	事業名	指標名	見込み	数値目標				掲載
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1	福祉サービス第三者評価受審支援事業【重点】	区内介護サービス事業所の受審数	240件	260件	280件	300件	P. 69, 70 ⑬-6	
2	福祉サービス苦情等解決委員会の運営	委員会開催回数	6回	6回	6回	6回	P. 79, 80 ⑰-1	
		件数	20件	20件	20件	20件		

(2) リハビリテーションの提供体制

リハビリテーションについては、要支援・要介護者が必要に応じたリハビリテーションサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期のリハビリテーションまで、切れ目のないサービス提供体制の確立が必要です。

生活期のリハビリテーションとしては、単に身体機能の改善だけでなく、高齢者が有する能力を最大限に発揮できるよう、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけていくこと、また、これによって日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能とすることを目指していきます。

ア リハビリテーション指標を用いた現状分析

(数値は厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムより)

① 利用率 (%)		令和元年度		
種別	要介護度	足立区	東京都	全国
訪問リハビリテーション	要支援1	0.03	0.06	0.08
	要支援2	0.11	0.15	0.22
	要介護1	0.10	0.25	0.30
	要介護2	0.38	0.38	0.42
	要介護3	0.31	0.27	0.29
	要介護4	0.28	0.25	0.25
	要介護5	0.24	0.20	0.21
	合計	1.44	1.56	1.76
通所リハビリテーション	要支援1	0.30	0.47	1.09
	要支援2	0.71	0.67	1.61
	要介護1	0.87	1.22	2.33
	要介護2	2.23	1.42	2.23
	要介護3	1.42	0.84	1.18
	要介護4	0.89	0.53	0.68
	要介護5	0.50	0.25	0.30
	合計	6.93	5.40	9.42
介護老人保健施設	要介護1	0.26	0.41	0.64
	要介護2	0.61	0.64	1.02
	要介護3	1.10	0.91	1.32
	要介護4	1.36	1.06	1.48
	要介護5	1.04	0.62	0.96
	合計	4.37	3.64	5.42
介護医療院	要介護1	0.00	0.00	0.01
	要介護2	0.00	0.00	0.01
	要介護3	0.01	0.00	0.02
	要介護4	0.02	0.02	0.09
	要介護5	0.06	0.04	0.11
	合計	0.09	0.07	0.24

要介護度別にみると、足立区は全国・東京都と比べ、高い要介護度で利用率が高く、低い要介護度で利用率が低い傾向が見られます。

② 加算算定者数（人）〔認定者1万人対〕 令和元年度

種別	足立区	東京都	全国
短期集中（個別）リハビリテーション実施加算 (短期集中のリハビリテーションを実施している提供実態)			
訪問リハビリテーション	8.68	8.14	8.42
通所リハビリテーション	30.22	20.18	32.43
介護老人保健施設	90.39	76.78	93.60
介護医療院	1.89	0.57	1.90
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (医療・介護関係者が、認知症の人を伴走者として支援していく体制等)			
通所リハビリテーション	0.09	0.84	1.00
介護老人保健施設	24.43	29.38	31.61
介護医療院	—	0.00	0.26
個別リハビリテーション実施加算 (短期入所療養介護（介護老人保健施設）の個別のリハビリテーションを実施している提供実態)			
	23.53	40.41	57.37
経口維持加算 (多職種での経口維持に対する取り組みを実施している実態)			
介護老人保健施設	45.27	48.70	48.82
介護医療院	0.65	1.43	2.51
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上 (リハビリテーションマネジメントを実施している提供実態)			
訪問リハビリテーション	1.09	17.03	15.24
通所リハビリテーション	46.50	87.41	146.11
生活機能向上連携加算 (外部のリハビリテーション専門職と訪問介護事業所等との連携の量)			
	40.89	86.36	198.65
通所リハビリテーション（短時間（1時間以上2時間未満）） (地域における短時間サービスの提供量)			
	87.09	48.87	66.53

認定者1万人中の各種加算算定者数では、足立区は全国・東京都と比べ、通所リハビリテーション（短時間（1時間以上2時間未満））は人数が多いのに対し、個別リハビリテーション実施加算やリハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上、生活機能向上連携加算は人数が少ない結果となっています。

イ 取り組みと目標

第8期介護保険事業計画におけるリハビリテーション提供体制の強化のためには、関係者間の連携や介護人材の確保・資質の向上などの取り組みが重要です。そのため、自立支援・重度化防止に向けたマネジメント機能の強化（P.53 ⑧-15）、医療と介護の連携促進（P.61 ⑩-1～7）、介護職員の各種研修事業（P.63・65 ⑪-10～13）などの目標達成に向け注力していきます。

資料編

目次

- 1 年度別給付費等 1 1 9
- 2 足立区高齢社会対策基本条例 1 2 1
- 3 足立区地域保健福祉推進協議会条例 1 2 6
- 4 足立区地域保健福祉推進協議会条例施行規則 .. 1 2 8
- 5 足立区地域保健福祉推進協議会
介護保険・障がい福祉専門部会設置細則 1 3 0
- 6 足立区地域保健福祉推進協議会委員名簿 1 3 1
- 7 足立区特別養護老人ホーム整備方針 1 3 4

1 年度別給付費等

(単位：千円)

区 分	平成 12年度	平成 15年度	平成 18年度	平成 21年度
居宅（介護予防）サービス	6,259,835	13,390,718	15,854,026	19,004,552
訪問介護	2,234,240	5,072,475	5,445,633	5,245,056
訪問入浴	319,521	456,014	476,244	497,761
訪問看護	555,090	641,980	653,117	577,879
訪問リハビリテーション	26,814	22,661	28,486	150,846
通所介護	868,624	1,995,267	2,612,919	3,914,424
通所リハビリテーション	788,307	1,212,480	1,273,556	1,523,003
福祉用具貸与	235,011	720,637	930,645	1,078,012
短期入所生活介護	154,107	374,910	538,882	958,344
短期入所療養介護（老健）	—	249,851	197,772	206,975
短期入所療養介護（療養）	104,187	40,018	60,711	40,197
居宅療養管理指導	174,973	370,122	398,877	458,645
特定施設入居者生活介護	189,392	926,687	1,452,444	2,221,127
居宅介護支援	491,590	1,094,310	1,586,964	1,900,056
福祉用具購入（償還払）	31,280	57,104	59,181	74,227
住宅改修（償還払）	78,401	156,202	138,595	157,995
その他	8,298	0	0	5
地域密着型（介護予防）サービス	28,252	447,482	1,613,626	2,043,600
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—	—	—
夜間対応型訪問介護	—	—	0	16,892
認知症対応型通所介護	—	—	347,268	600,743
小規模多機能型居宅介護	—	—	0	177,685
認知症対応型共同生活介護	28,252	447,482	1,266,358	1,247,874
地域密着型通所介護	—	—	—	—
地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	0	406
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	—	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設	—	—	—	—
介護保険施設サービス	5,856,587	8,701,817	8,675,399	9,734,046
特別養護老人ホーム	2,778,853	3,867,443	4,450,176	5,154,019
老人保健施設	1,554,675	2,105,327	2,621,635	3,206,014
療養型医療施設	667,193	1,436,427	1,603,588	1,374,013
介護医療院	—	—	—	—
食事費用	855,866	1,292,620	—	—
高額介護サービス費（公費）	28,052	74,357	124,761	170,598
高額介護サービス費（区支払分）	31,446	132,315	382,297	459,611
高額医療合算介護サービス費	—	—	—	34,221
特定入所者介護サービス費	—	—	856,816	1,014,011
審査支払手数料	21,678	50,828	50,591	55,908
その他	0	381	455	△49
計（標準給付費）	12,225,850	22,797,898	27,557,971	32,516,498
地域支援事業	—	—	468,788	881,611
総計	12,225,850	22,797,898	28,026,304	33,398,109

※小数点第1位を四捨五入した数値を掲載しているため、合計値と一致しない箇所あり

(単位：千円)

区 分	平成 24 年度	平成 27 年度	平成 30 年度
居宅（介護予防）サービス	23,719,461	26,616,901	26,758,842
訪問介護	6,264,209	6,597,171	6,258,701
訪問入浴	522,645	481,945	449,065
訪問看護	709,502	934,754	1,429,989
訪問リハビリテーション	255,596	271,369	251,420
通所介護	5,616,783	6,843,166	5,406,270
通所リハビリテーション	1,791,987	1,983,708	1,973,193
福祉用具貸与	1,343,447	1,581,791	1,813,611
短期入所生活介護	1,140,657	1,357,098	1,676,067
短期入所療養介護（老健）	165,385	181,571	133,892
短期入所療養介護（療養）	34,528	23,946	27,903
居宅療養管理指導	605,148	716,398	873,374
特定施設入居者生活介護	2,574,003	2,565,913	3,262,491
居宅介護支援	2,442,794	2,817,500	2,978,127
福祉用具購入（償還払）	75,228	73,083	62,842
住宅改修（償還払）	177,549	187,488	161,897
その他	0	0	0
地域密着型（介護予防）サービス	2,948,062	3,557,854	5,492,781
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	22,188	110,920	107,983
夜間対応型訪問介護	17,686	20,203	22,764
認知症対応型通所介護	791,035	783,193	862,227
小規模多機能型居宅介護	360,855	618,819	586,974
認知症対応型共同生活介護	1,733,278	1,851,734	1,907,767
地域密着型通所介護	—	—	1,743,787
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	23,020	168,589	260,941
地域密着型介護老人福祉施設	0	4,396	338
介護保険施設サービス	10,792,833	13,472,621	15,557,308
特別養護老人ホーム	6,052,055	8,084,584	9,435,251
老人保健施設	3,567,706	4,394,356	5,437,492
療養型医療施設	1,173,072	993,681	663,362
介護医療院	—	—	21,203
食事費用	—	—	—
高額介護サービス費（公費）	227,363	282,594	317,418
高額介護サービス費（区支払分）	604,574	790,394	1,066,495
高額医療合算介護サービス費	104,885	140,079	171,612
特定入所者介護サービス費	1,228,764	1,612,894	1,626,438
審査支払手数料	54,103	49,597	51,508
その他	0	0	0
計（標準給付費）	39,680,045	46,522,934	51,042,402
地域支援事業	1,029,850	1,008,657	2,321,607
総計	40,709,895	47,531,591	53,364,009

2 足立区高齢社会対策基本条例

平成12年 3月31日条例第36号

足立区高齢社会対策基本条例を公布する。

足立区高齢社会対策基本条例

高齢社会の進展や核家族化の進行に伴い、独り暮らしや高齢者のみの世帯の増加が見込まれている。

こうした状況のもとでは、高齢者が生活の基礎となる健康に留意し、できる限り元気であり続けること、また、介護が必要な状態となっても尊厳を保ち自立した生活が送れるよう、様々な支援を受けながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる仕組み作りが求められている。

あわせて、高齢者を、社会的弱者としてではなく、高齢社会を支える一員として捉えることにより、高齢者の就業や様々な社会参加の条件整備、及びその潜在能力を社会に生かす仕組み作りを進める必要がある。さらに、高齢者を含め全ての世代がもてる力を出しあい、ともに支え合う地域社会の形成が必要である。

ここに、足立区における高齢社会対策の基本理念を明らかにして、その方向を示し、区と区民が協働・協創により高齢社会対策を総合的に推進していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、足立区民1人1人が生涯にわたって真に幸福を享受できる高齢社会を築き上げていくために、高齢化の進展に適切に対処するための施策（以下「高齢社会対策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに区及び事業者の責務等の方向を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項を定めること等により、高齢社会対策を総合的に推進し、もって足立区の区民生活の安定向上及び経済社会の健全な発展を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 高齢社会対策は、次の各号に掲げる地域社会が構築されることを基本理念として行われなければならない。

- (1) 区民が生涯にわたって就業その他の多様な社会活動に参加する機会が確保される公正で活力ある地域社会
- (2) 区民が生涯にわたって地域社会を構成する重要な一員として尊重され、自立と連帯の精神に立脚して形成される地域社会
- (3) 区民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる「健康寿命」を延伸させる地域社会

(4) 区民が住み慣れた地域で安心して暮らし、必要に応じた適切な医療及び介護サービスが提供される地域社会

(5) 高齢社会対策の推進が、持続的に成長する内需を作り出し、雇用と産業を活性化していく地域社会

(区の責務)

第3条 区は、前条の基本理念に基づき、足立区における高齢社会対策を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 区は、次の各号に掲げる原則に基づき、前項の責務を果たさなければならない。

(1) 低所得の高齢者等に留まらず、すべての高齢者を対象とすること。

(2) 高齢者の自立の可能性に向けて支援すること。

(3) 高齢者の選択と自己決定を尊重すること。

(4) 高齢社会対策の実施にあたっては、原則として民間及び市場の活力を活用すること。

(5) 経済的事情等で援助を必要とする高齢者に対して適正な援助を行うこと。

3 区は、高齢社会対策に関する調査及び研究を行うとともに、区民の意見を反映させて、基本的かつ総合的な計画を策定し、これを実施しなければならない。

(区民の努力)

第4条 区民は、この条例の定めるところにより、高齢社会対策に係るサービスを等しく受ける権利を有するとともに、それに伴う適正な負担をしなければならない。

2 区民は、自ら健康を保持し、自己の能力の活用に努めるとともに、地域社会の一員として、豊かな地域社会の実現に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 高齢社会対策関連の事業活動を行う者（以下「事業者」という。）は、事業活動が地域社会と適切な関係を築くよう次の各号に掲げる責務を果たさなければならない。

(1) 区民の選択と自己決定を尊重し、その尊厳とプライバシーを守ること。

(2) サービス提供のための事業者相互の連携強化等により、区民の総合的な満足度の向上に努めること。

(3) 区民が的確にサービスを選択できるよう、自らのサービス事業の内容を公開すること。

(4) 社会的に認められた市場ルールを遵守し、適正な競争を通じて、経営の健全化に努めること。

(地域社会の努力)

第6条 区、区民及び事業者は、第2条に掲げた地域社会を構築するため、協働・協創により地域社会の構成員として互いに連携していくものとする。

2 営利活動団体及び非営利活動団体は、地域社会におけるそれぞれの役割を認識することを通して協働・協創に取り組み、互いに連携していくものとする。

(国等との連携)

第7条 区長は、この条例の目的を達成するため、国、他の地方公共団体等（以下「国等」という。）との連携に努めるとともに、国等に対し、制度の改善その他必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

第2章 高齢者保健福祉計画

(高齢者保健福祉計画の策定)

第8条 区長は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づき、第3条第3項に規定する計画として高齢社会対策に関する総合的な計画（以下「高齢者保健福祉計画」という。）を策定しなければならない。

2 高齢者保健福祉計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 高齢社会対策の基本方針及び基本目標
- (2) 施策の体系、達成すべき目標値等、前号の実現の方策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、高齢社会対策に係る重要な事項

(高齢者保健福祉計画の策定手続き)

第9条 区長は、高齢者保健福祉計画を策定しようとするときは、あらかじめ、別に定める足立区地域保健福祉推進協議会の意見を聴かなければならない。

2 区長は、高齢者保健福祉計画の策定にあたっては、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険事業計画との調和を図らなければならない。

3 区長は、高齢者保健福祉計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 前3項の規定は、高齢者保健福祉計画の重要な変更について準用する。

5 区長は、高齢者保健福祉計画の進捗状況を足立区地域保健福祉推進協議会に報告し、点検、評価を受けなければならない。

第3章 基本的施策

(健康及び福祉)

第10条 区は、高齢期の健全で安らかな生活を確保するため、区民が生涯にわたって自らの健康の保持増進に努めることができるよう総合的な施策を講ずるものとする。

2 区は、高齢者の保健、医療及び福祉に関する多様な需要に的確に対応するために、地域における保健、医療及び福祉の相互の有機的な連携を図りつつ、適正な保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に提供する体制の整備を図り、並びにサービスを提供するそれぞれの事業者がその特性を生かし地域に貢献できるよう必要な施策を講ずるものとする。

3 区は、介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域において、自立した日常生活を営むことができるようにするため、適切なサービスを受けることができる基盤の整備を推進しなければならない。

4 区は、家族介護の軽減を図るために、介護関連サービスについて介護保険サービス、

介護保険外一般施策サービス、その他のサービス（以下「高齢者福祉サービス」という。）の最適な組み合わせが可能となるよう基盤整備その他の調整を図るものとする。

- 5 区は、介護保険外一般施策サービスについては、第4条第1項の規定により、区民に対し介護保険法に定める受益者負担率を基本とし、自己負担能力等を勘案して均衡のとれた負担を求めなければならない。

（産業及び就業）

第11条 区は、高齢社会の進展が地域社会の活性化につながるよう、高齢社会関連市場（以下「高齢者市場」という）の形成を促進する。

- 2 区は、介護・医療業界のみならず、広く、建設、製造、商業等の各種業界に対して、情報を提供するとともに、異分野業界の交流を促進していくものとする。
- 3 区は、事業者による公正な市場ルールからの逸脱を防止するとともに、高齢者市場と地域社会の調整を図る。
- 4 区は、高齢者がその意欲と能力に応じて就業することができる多様な機会を確保するとともに、勤労者が長期にわたる職業生活を通じて職業能力を開発し、高齢期までその能力を発揮することができるよう、国等と協力して必要な施策を講ずるものとする。

（学習及び社会参加）

第12条 区は、高齢者が生きがいを持って豊かな生活を営むことができるようにするため、生涯学習の機会を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

- 2 区は、活力ある地域社会の形成を図るため、高齢者の社会的活動への参加を促進するとともに、ボランティア、非営利活動団体等の活動を支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（生活環境）

第13条 区は、高齢者が自立した生活を営むことができるようにするため、高齢者に適した住宅等の整備を促進するとともに、高齢者に配慮した公共的施設の整備を促進するものとする。

- 2 区は、高齢者が不安のない生活を営むことができるようにするため、高齢者の交通の安全及び利便性を確保するとともに、高齢者を犯罪、災害等から保護する体制を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。

第4章 顧客満足度向上支援

（顧客満足度の向上）

第14条 区は、高齢者福祉サービスについて受益者である区民の当該サービスに対する満足の度合（以下「顧客満足度」という。）の向上を支援するために、受益者である区民及びその家族等の組織化、標準契約約款の策定及び採用の勧奨、苦情等解決機関の設置、サービスの評価基準の策定・適用・公表、その他必要な施策を講ずる。

- 2 区は、顧客満足度を向上させるため、高齢者福祉サービスに関して足立区地域保健福祉推進協議会の点検及び評価を受けなければならない。

- 3 事業者は、顧客満足度を向上させるため、提供した高齢者福祉サービスを自ら評価し、又は事業者で組織する団体等による評価に基づき、必要な改善を行わなければならない。

第5章 雑則

(説明等)

第15条 区長は、この条例を施行するため、必要があると認めたときは、区民及び事業者等に対し説明若しくは報告を求め、又は必要な指導を行うことができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年3月28日条例第16号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月28日条例第10号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

3 足立区地域保健福祉推進協議会条例

平成12年 3月31日条例第37号

足立区地域保健福祉推進協議会条例を公布する。

足立区地域保健福祉推進協議会条例

(設置)

第1条 足立区における地域保健福祉を推進するため、区長の附属機関として、足立区地域保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、区長の諮問に応じ、次の事項について調査・研究・協議し、答申する。

- (1) 老人保健福祉の推進に関すること。
- (2) 地域保健医療の推進に関すること。
- (3) 介護保険事業の推進に関すること。
- (4) 児童福祉の推進に関すること。
- (5) 障害者福祉の推進に関すること。
- (6) 健康づくりの推進に関すること。
- (7) 前各号のほか、地域保健福祉の推進に関し必要な事項

2 協議会は、地域保健福祉の推進に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な事項について、区長に建議することができる。

(組織)

第3条 協議会は、区長が委嘱又は任命する委員50名以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年間とし、欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

3 足立区地域保健福祉推進協議会条例

(部会)

第7条 専門事項を調査するため、協議会に部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第9条 協議会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(東京都足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 東京都足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年東京都足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

東京都足立区地域保健福祉推進協議会日額	7,000円
---------------------	--------

4 足立区地域保健福祉推進協議会条例施行規則

平成12年3月31日規則第6号

足立区地域保健福祉推進協議会条例施行規則を公布する。

足立区地域保健福祉推進協議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区地域保健福祉推進協議会条例（平成12年足立区条例第37号。以下「条例」という。）に基づき、足立区地域保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例第3条の規定に基づき委嘱又は任命する委員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学識経験者 6名以内
- (2) 区議会議員 5名以内
- (3) 区内関係団体の構成員 31名以内
- (4) 区職員 8名以内

(職務代理)

第3条 条例第5条第1項の規定に基づき設置された副会長が複数の場合には、会長はあらかじめ職務を代理する者の順位を定める。

(部会)

第4条 条例第7条に基づき部会を設置する場合は、会長は、協議会の委員のうちから部会の委員（以下「部会員」という。）及び部会長を指名する。

2 部会長は、部会を招集し、部会の会務を総理する。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員が、部会長の職務を代理する。

(公開)

第5条 協議会は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

2 公開の方法及び手続その他の事項は、別に定める。

(会議録)

第6条 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部福祉管理課において処理する。

(委任)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成14年10月1日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成15年12月1日規則第87号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成22年6月22日規則第53号）

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

5 足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会設置細則

(設置)

第1条 足立区地域保健福祉推進協議会専門部会設置要綱に基づき、足立区地域保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）内に介護保険・障がい福祉専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

(調査研究事項)

第2条 専門部会は下記の事項について調査研究し、協議会に報告する。

- (1) 老人保健福祉計画に関すること。
- (2) 介護保険事業計画に関すること。
- (3) 障がい保健福祉施策に関すること。
- (4) 地域密着型サービスの運営に関する委員会に関すること。
- (5) その他、高齢者福祉、障がい者福祉の推進に関し必要な事項

(委員)

第3条 専門部会の委員は別表に掲げる者とする。

(会議)

第4条 専門部会は必要に応じて部会長が召集する。

- 2 専門部会は、過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 専門部会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(会議の公開)

第5条 専門部会は公開とする。ただし、部会長が公開することが適当でないと認めたときはこの限りでない。

- 2 公開の方法及び手続きその他の事項は、足立区地域保健福祉推進協議会公開要綱に準ずるものとする。

(報酬の額)

第6条 専門部会委員の報酬額は、足立区地域保健福祉推進協議会委員の報酬に関する要綱に定める報酬の額と同額とする。

(事務局)

第7条 専門部会の事務局を福祉部介護保険課に置く。

付 則（17足福介発第110号 平成17年4月15日福祉部長決定）

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（17足福介発第1506号 平成17年12月2日福祉部長決定）

この細則は、平成17年12月1日から施行する。

付 則（17足福介発第2242号 平成18年3月31日福祉部長決定）

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（20足福介発第2978号 平成21年3月13日福祉部長決定）

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（23足福介発第3208号 平成24年2月9日福祉部長決定）

この細則は、平成23年2月9日から施行する。

6 足立区地域保健福祉推進協議会委員名簿

令和2年12月26日現在
(順不同・敬称略)

No	役職	氏名	選出団体名	選出団体の役職等	専門部会
					介護・障がい
1	会長	菱沼 幹男	学識経験者（地域福祉）	日本社会事業大学 社会福祉学部 福祉計画学科 准教授	○
2	副会長	酒井 雅男	学識経験者（弁護士）	弁護士	○
3	委員	奥野 英子	学識経験者（障がい福祉）	日本リハビリテーション連携科学学会顧問	○
4	委員	近藤 尚己	学識経験者（社会疫学・公衆衛生学）	京都大学 大学院医学研究科 社会健康医学系専攻 社会疫学分野 教授	
5	委員	齊藤 多江子	学識経験者（保育学）	日本体育大学児童スポーツ教育学部 准教授	
6	委員	藤原 武男	学識経験者（公衆衛生学）	東京医科歯科大学大学院 教授 (国立成育医療研究センター研究所 客員研究員)	
7	委員	白石 正輝	区議会議員	区議会議員	○
8	委員	杉本 ゆう	区議会議員	区議会議員	○
9	委員	吉田 こうじ	区議会議員	区議会議員	○
10	委員	浅子 けい子	区議会議員	区議会議員	○
11	委員	銀川 ゆい子	区議会議員	区議会議員	○
12	委員	早川 貴美子	足立区医師会	副会長	○
13	委員	湊 耕一	東京都足立区歯科医師会	会長	○
14	委員	藤田 義人	足立区薬剤師会	会長	
15	委員	笠原 清子	足立区町会・自治会連合会	青少年部長	
16	委員	野辺 陽子	足立区民生・児童委員協議会	副会長	
17	委員	片野 和恵	足立区女性団体連合会	会長	
18	委員	野尻 和良	足立区住区センター連絡協議会	副会長	
19	委員	中村 輝夫	足立区友愛クラブ連合会	ねんりん編集委員会委員長	○
20	委員	小川 勉	足立区介護サービス事業者連絡協議会	会長	○
21	委員	大竹 吉男	足立区ボランティア連合会	会長	

No	役職	氏名	選出団体名	選出団体の役職等	専門部会
					介護・障がい
22	委員	福岡 靖介	介護老人保健施設	しらさぎ理事長	○
23	委員	橋本 飛鳥	特別養護老人ホーム	ハピネスあだち施設長	○
24	委員	細井 和男	高齢者在宅サービスセンター	高齢者在宅サービスセンター西新井施設長	○
25	委員	小川 朝恵	足立区介護サービス事業者連絡協議会	訪問看護部会副会長	
26	委員	猿渡 滝雄	足立区保健所運営協議会	委員	
27	委員	清水 洋司	足立区健康づくり推進員会議	会長	
28	委員	名久井 昭吉	足立区障害者団体連合会	足立区精神障害者家族会連合会代表	○
29	委員	加藤 仁志	足立区障害者団体連合会	足立区ろう者協会会長	○
30	委員	小久保 兼保	足立区障害者団体連合会	会長	○
31	委員	山根 佳代子	足立区障害者団体連合友愛会	足立区視力障害者福祉協会理事	○
32	委員	江黒 由美子	足立区障害者団体連合友愛会	足立区手をつなぐ親の会会長	○
33	委員	蔵津 あけみ	足立区障害者団体連合友愛会	足立区肢体不自由児者父母の会会長	○
34	委員	川下 勝利	足立区民間保育園連合会	会長	
35	委員	古庄 宏吉	足立区私立幼稚園協会	会長	
36	委員	古性 力	足立区立小学校PTA連合会	副会長	
37	委員	加藤 真砂美	足立区立中学校PTA連合会	副会長	
38	委員	上野 美雪	足立区スポーツ推進委員会	副会長	
39	委員	田中 健二	警視庁	西新井警察署生活安全課長	
40	委員	金子 洋一郎	東京消防庁	足立消防署警防課長	
41	委員	工藤 信	区職員	副区長	
42	委員	定野 司	区職員	教育長	
43	委員	鳥山 高章	区職員	子どもの貧困対策担当部長	
44	委員	秋生 修一郎	区職員	地域のちから推進部長	○
45	委員	中村 明慶	区職員	福祉部長	○

No	役職	氏名	選出団体名	選出団体の役職等	専門部会
					介護・障がい
46	委員	馬場 優子	区職員	衛生部長	○
47	委員	松野 美幸	区職員	子ども家庭部長	
48	委員	川口 真澄	区職員	待機児対策室長	
49	委員	大高 秀明	足立区社会福祉協議会	常務理事	

7 足立区特別養護老人ホーム整備方針 (令和2年度～11年度)

令和2年9月



福祉部 高齢者施策推進室
高齢福祉課
地域包括ケア推進課
介護保険課

目次

第1章 基本方針

- 1 策定にあたって 1 ページ
- 2 整備方針の位置づけ 2 ページ

第2章 高齢者の状況

- 1 足立区人口推計 3 ページ
- 2 高齢者の人口推計 3～4 ページ
- 3 高齢者人口の増加に伴う課題 4～5 ページ

第3章 特別養護老人ホームの現状と課題

- 1 施設の整備状況 6 ページ
- 2 入所希望者の状況 6～10 ページ
- 3 入所待機者にかかわる課題 10～12 ページ

第4章 施設整備計画

- 1 施設整備の区の方針 13 ページ
- 2 今後10年間の整備目標 13 ページ
- 3 今後の施設整備における課題・留意点 13～14 ページ
- 4 令和11年度までの整備スケジュール 16～17 ページ

資料

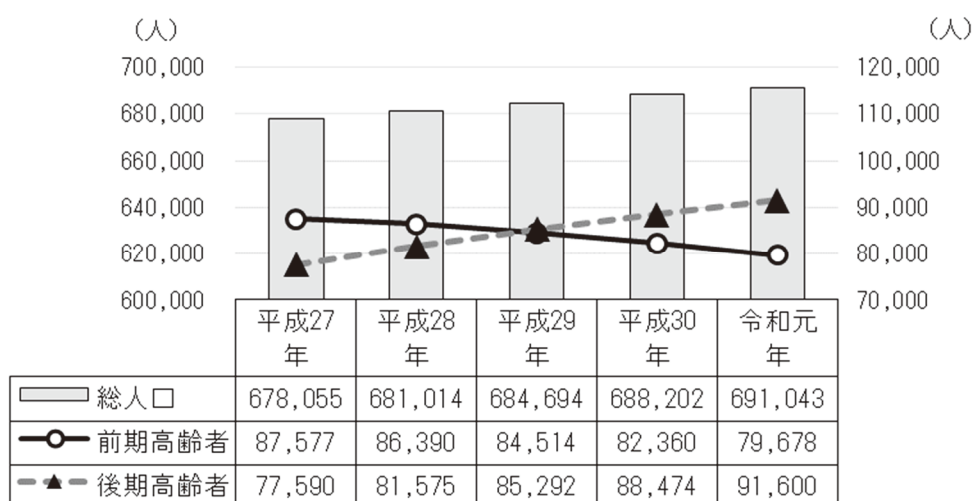
- 優先入所評価基準 18～20 ページ
- 高齢者等実態調査の概要 21 ページ

第1章 基本方針

1 策定にあたって

足立区では、特に75歳以上の後期高齢者の人口増加が顕著であり（表1「高齢者人口の推移」参照）、これによって高齢化率は24.8%と23区のトップに押し上げられています。令和2年2月の足立区人口推計によれば、高齢者人口は令和42年（2060年）にピークをむかえ、中位推計でも251,398人となり、令和2年（2020年）と比較して約7万8千人、46%増加することになります（3ページの図4「高齢者の人口推計」参照）。

表1 高齢者人口の推移（各年10月1日現在）



当区では前述の人口推計を念頭に、高齢者施策を計画的に推進するため、「地域包括ケアシステムビジョン」「高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定し、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域住民、介護事業者、医療機関、区等が連携し、高齢者を地域で支える仕組みづくりに取り組んでいます。

その結果、地域密着型サービスを含む介護保険サービス、生活支援、地域の見守り活動など多様な支援策が充実する一方で、特別養護老人ホームの入所待機者数は平成29年度以降年々増加し（16ページ「申込人数の推移」参照）、令和2年6月時点で、約2,500名となっています。

そこで、入所待機者の解消はもとより、災害時における福祉避難所としての機能が期待される特別養護老人ホームを、中長期的（令和2年度から11年度までの10年間）な視点に立って計画的に建設するため、本指針（以下、「整備方針」という。）を策定します。

第1章 基本方針

2 整備方針の位置づけ

- (1) 本整備方針に基づき「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、特別養護老人ホームの整備を進めます。
- (2) 本方針の計画期間は令和2年度から11年度までの10年間とし、施設整備状況、施設改修計画、入所状況等を勘案し、必要に応じて見直します。

図1 特別養護老人ホーム整備方針の位置づけ

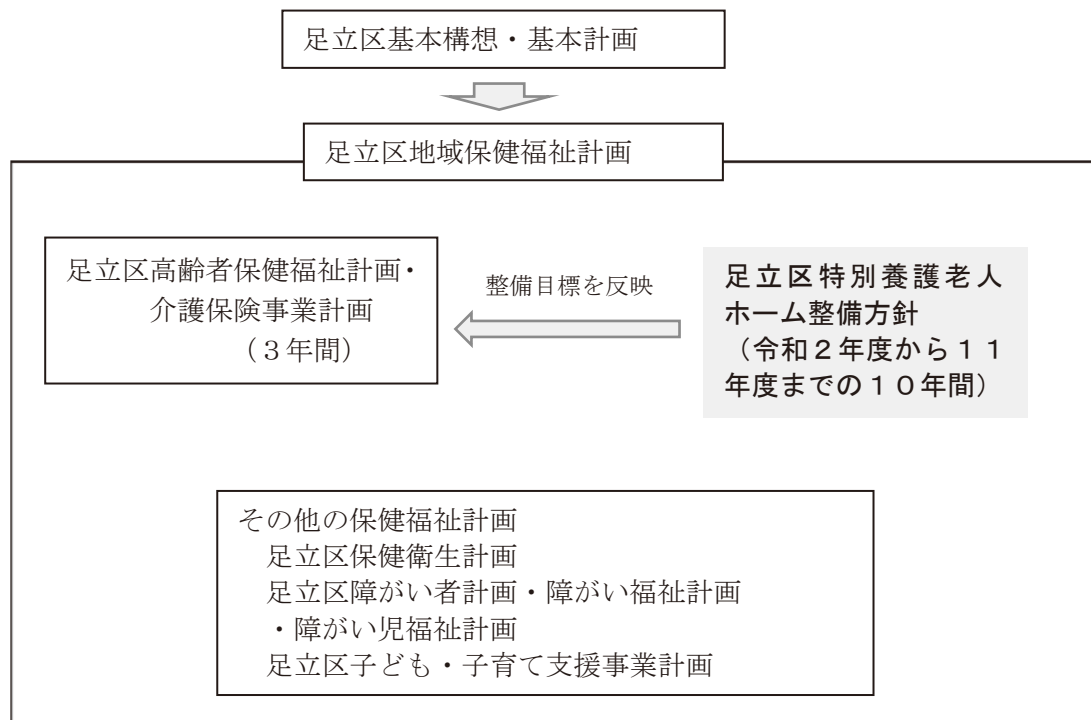
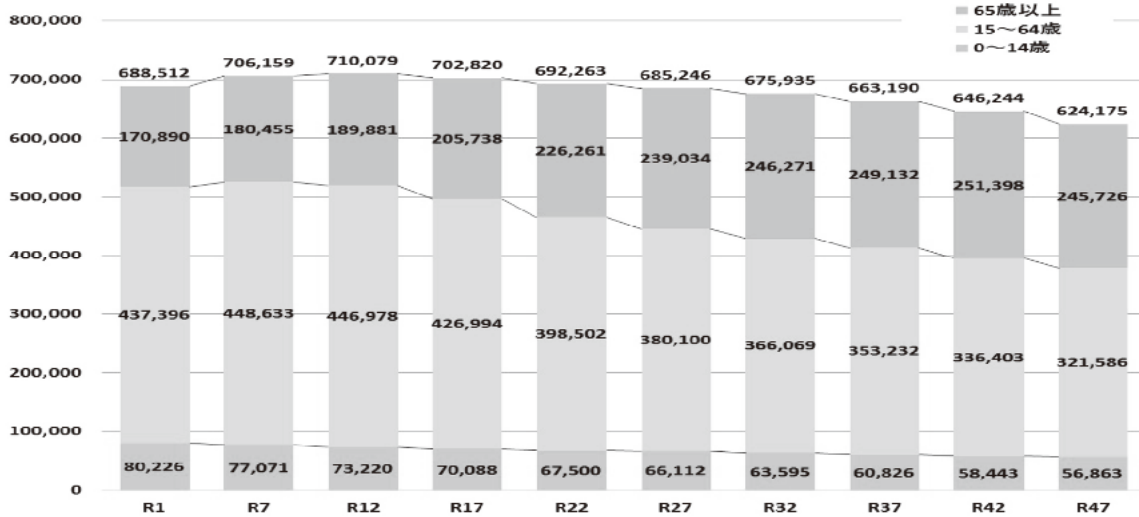


図2 計画期間

R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
第7期									
	第8期介護保険事業計画								
				第9期介護保険事業計画					
							第10期介護保険事業計画		

第2章 高齢者の状況

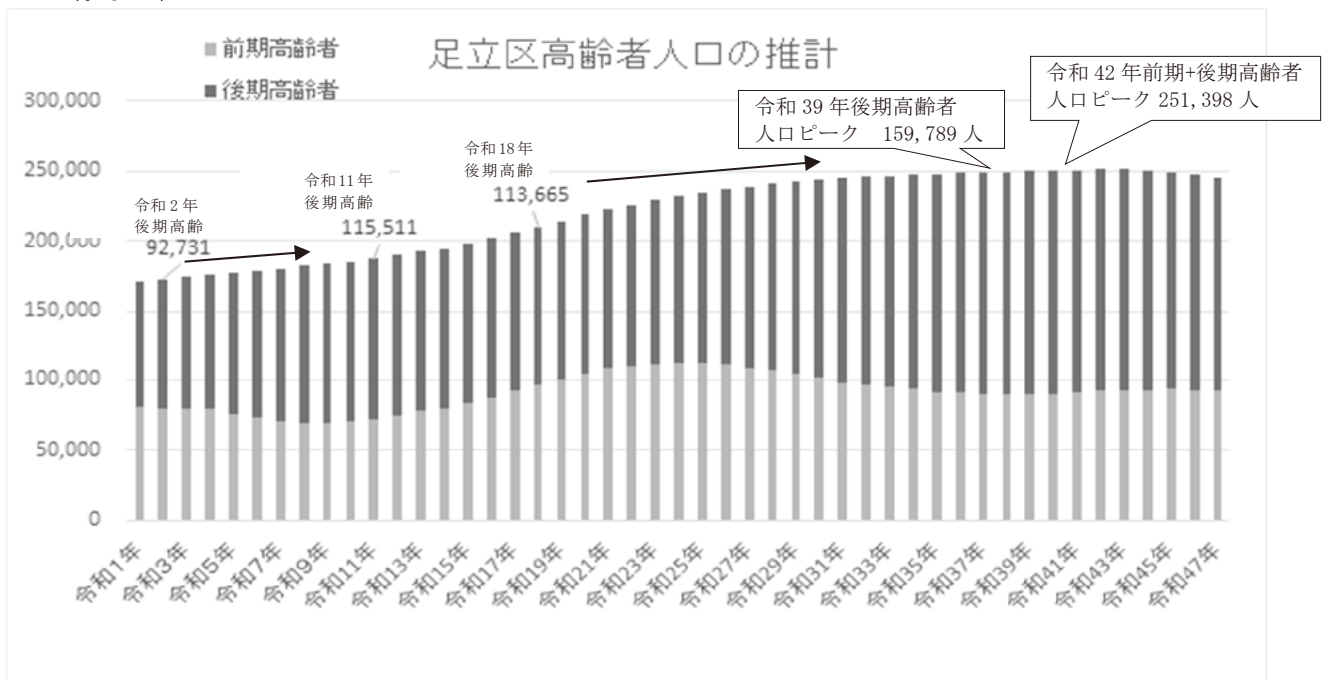
1 足立区人口推計（図3）



出典：令和2年2月足立区人口推計（中位推計）

- (1) 足立区の人口は、令和12年の710,079人をピークに減少に転じ、令和47年には624,175人まで減少すると見込まれます。
- (2) 令和12年までは人口構造に大きな変化はありませんが、総人口が減少する一方で、高齢者人口は増加を続けます。

2 高齢者の人口推計（前期高齢者（65～74歳）、（後期高齢者（75歳以上））（図4）



出典：令和2年2月足立区人口推計（5地区別・1歳級別 中位推計）

第2章 高齢者の状況

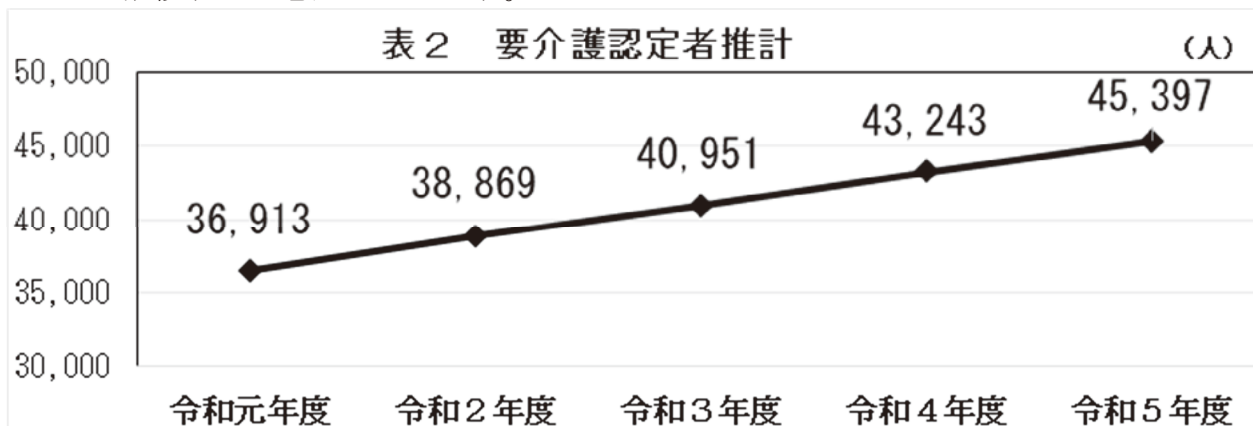
- (1) 令和2年に172,758人であった足立区の高齢者人口は、令和11年には187,190人と、14,432人、8%増加すると推計されます。その後、令和42年のピーク時には251,398人となり、令和2年と比べ78,640人、46%増加すると考えられます。
- (2) 後期高齢者人口（75歳以上）は、令和元年から令和11年まで増加を続け、その後一時減少傾向となりますが令和18年から再度増加に転じ、令和39年にピークを迎え159,789人となると推計されます。
- (3) 一方、前期高齢者人口（65歳以上75歳未満）は減少を続け、令和9年に69,490人となった後に増加に転じ、令和24年にピークを迎え112,555人となると推計されます。

3 高齢者人口の増加に伴う課題

(1) 要介護高齢者の増加

令和2年4月1日時点において、65歳以上の高齢者のうち要介護・要支援認定を受けた者の割合（以下「認定率」という。）は約21%ですが、後期高齢者に限ってみると認定率は約34%に跳ね上がります。このため後期高齢者の増加は、取りも直さず要介護高齢者の増加につながるのです。

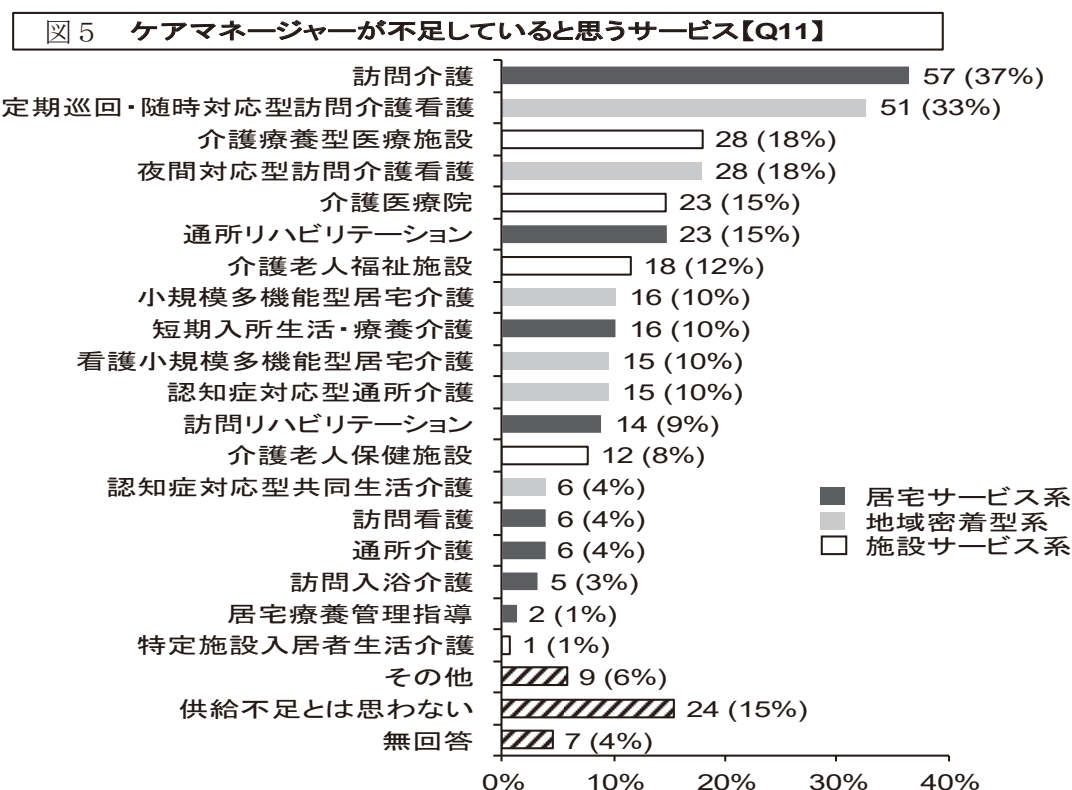
第8期の足立区介護保険事業計画によれば、計画期間中に要介護認定者数は表2のとおり推移すると想定しています。



区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
要介護5	4,164	4,402	4,601	4,823	5,035
要介護4	4,938	5,228	5,547	5,901	6,232
要介護3	5,234	5,529	5,846	6,195	6,530
要介護2	7,226	7,604	7,904	8,234	8,538
要介護1	5,175	5,462	5,707	5,969	6,195
要支援2	5,078	5,318	5,622	5,960	6,286
要支援1	5,098	5,326	5,724	6,161	6,581
合計	36,913	38,869	40,951	43,243	45,397

(2) 介護サービス事業所や介護保険施設の不足

令和元年度実施の居宅介護支援事業所実態調査（21ページ参照）の結果によると、ケアマネジャーの視点から現状不足していると思うサービスは、訪問介護が37%、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が33%と高く、介護療養型医療施設と夜間対応型訪問介護看護が18%、介護医療院と通所リハビリテーションが15%、介護老人福祉施設が12%と続いています。要介護認定者の増加が見込まれる中、必要とされるサービスを見極め充足させていく必要があります。



出典:居宅介護支援事業所実態調査 問11

(3) 介護事業に関わる人材の不足

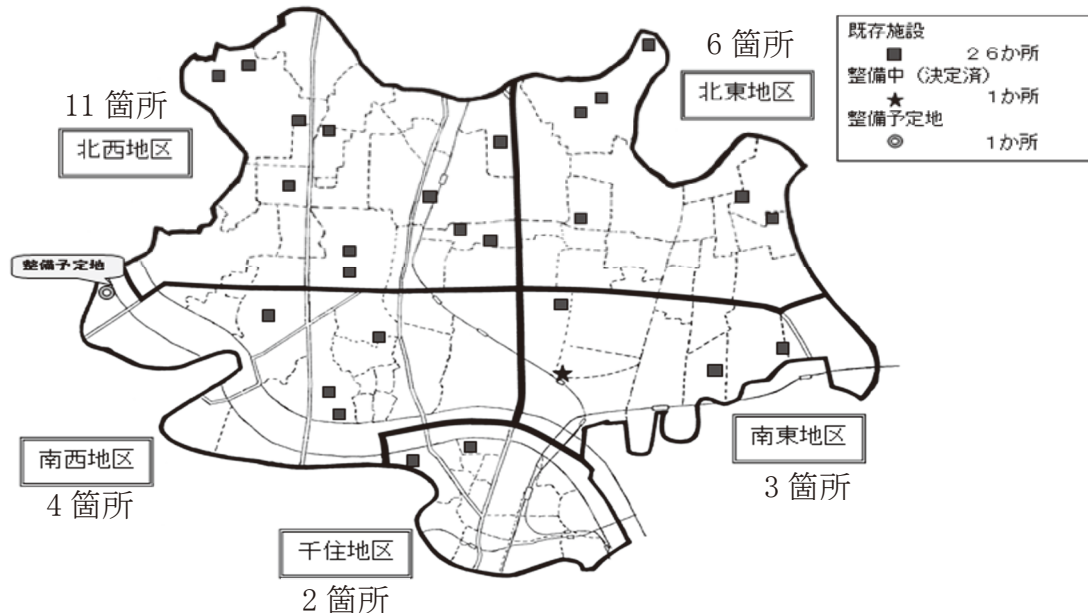
在宅サービスの事業所対象の調査（21ページ参照）結果では、人材が確保できていないと答えた事業所は17%となっており、現状でも人材が不足している傾向がうかがえます。平成29年度の都の試算をもとに推計したところ、足立区では5年後の令和7年度（2025年度）には約1,300人の介護職員の不足が見込まれます。

今後、高齢者人口の増加に比例して、介護保険サービスや生活支援を必要とする高齢者の増加も見込まれることから、人材の確保は必須です。

第3章 特別養護老人ホームの現状と課題

1 施設の整備状況

図6 足立区特別養護老人ホーム位置図（令和2年1月1日現在）



2 入所希望者の状況

(1) 特別養護老人ホームの入所申込希望先状況（令和2年6月1日現在）（表3）

希望者数は、第1～2希望まで記入された延べ人数。現在、各施設ともほぼ満室。

(人)

施設名（定員）	希望者数	施設名（定員）	希望者数	施設名（定員）	希望者数
足立新生苑（220）	364	イーストピア東和（147）	375	ケアホーム足立（100）	93
紫磨園（120）	259	プレミア扇（96）	96	足立万葉苑（100）	98
さの（100）	159	ハピネスあだち（150）	118	ル・ソラリオン綾瀬（多）（40）	182
扇（76）	141	はるかぜ（32）	31	ル・ソラリオン綾瀬（ユ）（120）	116
六月（50）	113	千住桜花苑（100）	186	花畑あすか苑（多）（40）	177
グレイスホーム（50）	136	竹の塚翔裕園（100）	77	花畑あすか苑（ユ）（100）	108
足立翔裕園（150）	229	ル・ソラリオン西新井（150）	125	レスパート千住（多）（30）	194
さくら（60）	120	ピオーネ西新井（100）	135	レスパート千住（ユ）（90）	145
中央本町杉の子園（60）	163	奉優の家（74）	61	ケアホーム花畑（多）（36）	184
ウエルガーデン伊興園（130）	240	古千谷苑（120）	64	ケアホーム花畑（ユ）（72）	115
				合計（延べ）	4,604

※順番は開設順

(2) 施設サービスの需要について

ア 令和2年6月1日までの入所待機者の状況は表4のとおりです。全体の人数及び各優先度区分での年間の人数の増減は、ほぼ横ばいとなっています。

各優先度区分ごとの待機者人数 (表4)

※ 各年度末現在の数字 (人)

優先度区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
A(18~25点)	1,004	1,154	1,196	1,229
B(12~17点)	1,093	1,158	1,116	1,151
C(11点以下)	167	161	163	174
合計(名)	2,264	2,473	2,475	2,554

※優先度区分とは、入所の必要性の高さを判断する基準(評価基準)に基づいて算定した点数の区分です(評価基準は18ページ「資料」に掲載)。

※令和2年度については、令和2年6月1日現在の数字です。

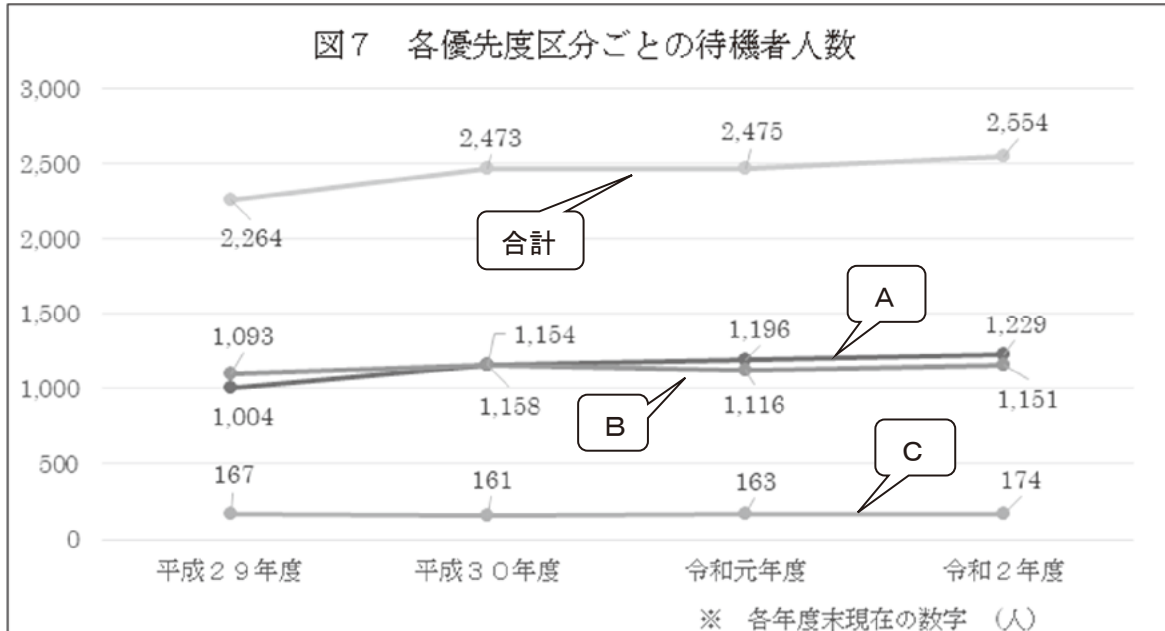
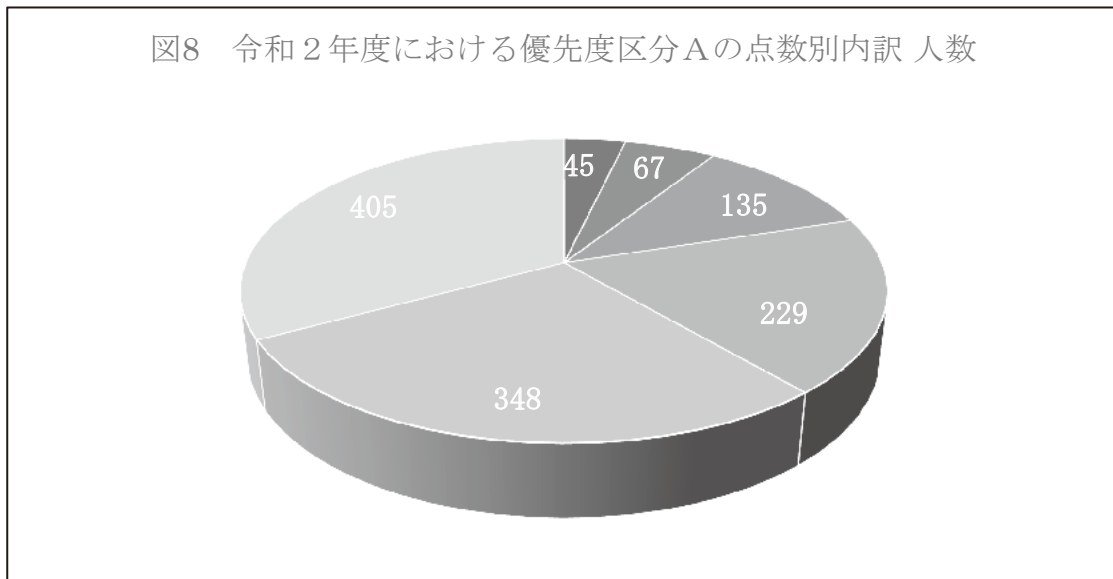
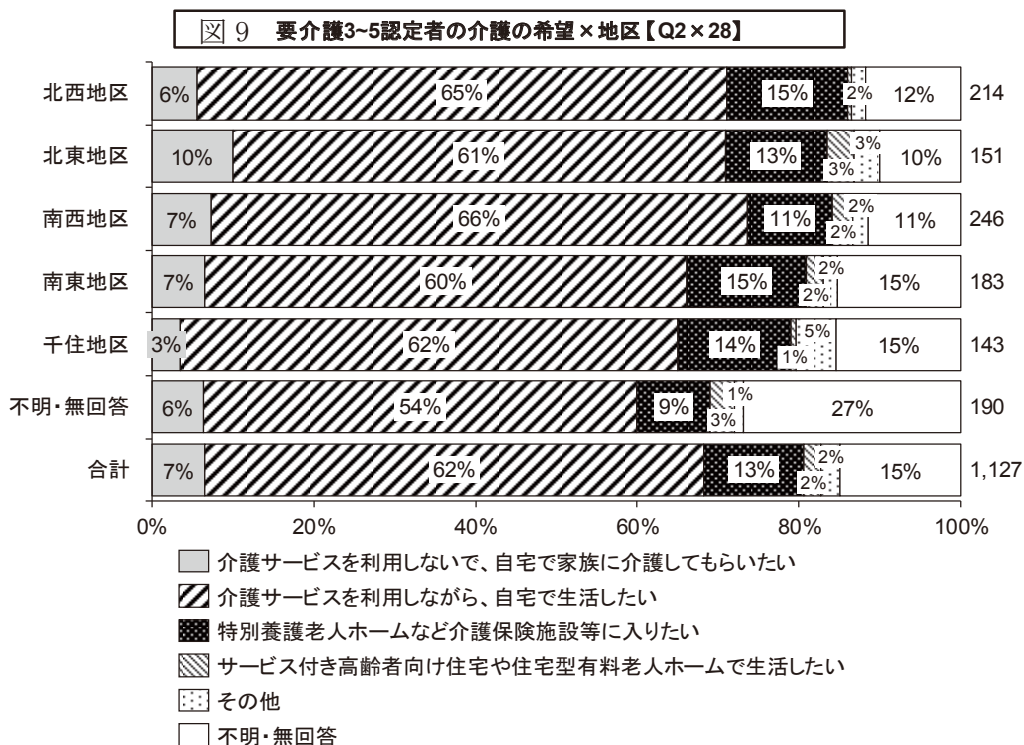


図8 令和2年度における優先度区分Aの点数別内訳人数



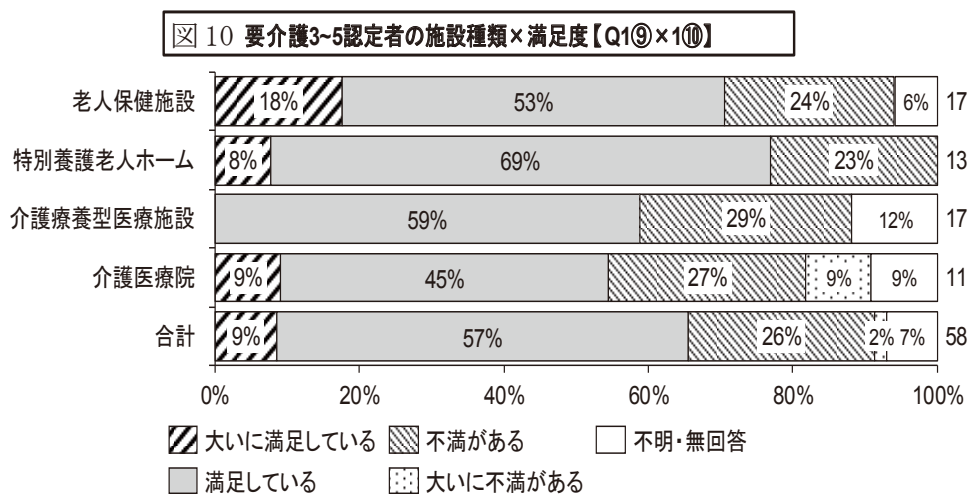
第3章 特別養護老人ホームの現状と課題

イ 要介護認定者実態調査（21ページ参照）では、要介護3以上の認定者の特養入所希望は13%となっており、認定者数からおよそ1,864名が特養申込希望者と推測されます。しかしながら、現在約2,500名の待機者がおり、特養待機時間の長さなどが影響していると推測されます。



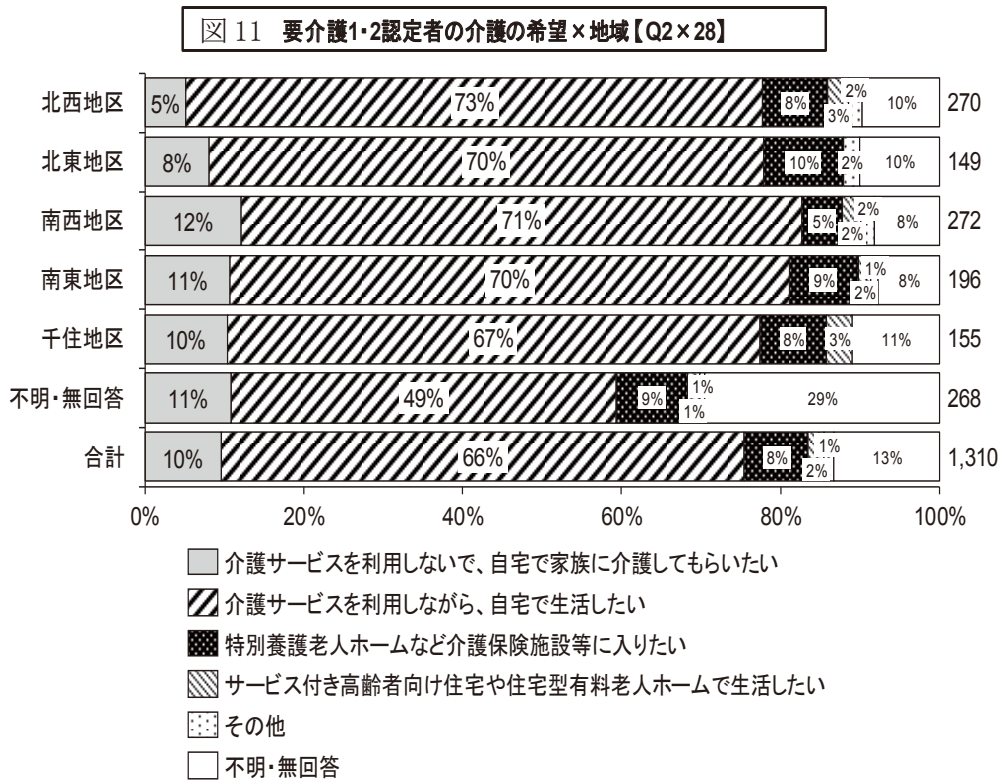
出典:要介護認定者実態調査 問2, 問28

ウ 要介護認定者実態調査において、要介護3以上の施設利用の高齢者では、特別養護老人ホームの満足度が77%と他の施設に比べ高くなっています。



出典:要介護認定者実態調査 問1⑨, 問1⑩

エ 要介護認定者実態調査において、要介護1・2認定者の高齢者で特別養護老人ホームなど介護保険施設等に入りたいと希望している割合が8%となっています。



出典: 要介護認定者実態調査 問2, 問28

(3) 特別養護老人ホーム入所者人数と施設回転率 (表5)

※ 各年度末現在の数字 (人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平均
入所者	634	695	747	692
全施設定員	2,583	2,811	2,813	2,736
回転率	25%	25%	27%	25%

※回転率とは、定員に対する年間の新規入所者の割合。新規入所者／定員で計算します。

(4) 特別養護老人ホーム退所者数 (表6)

※ 各年度末現在の数字 (人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平均
死亡退所	496	477	492	488
医療入院退所	121	96	141	119
その他	13	10	7	10
計	630	583	640	618

ア 特別養護老人ホームの入所者数と退所者数は、年間600名から700名の間で推移しており、施設の定員に対する回転率の平均は25%となっています。

第3章 特別養護老人ホームの現状と課題

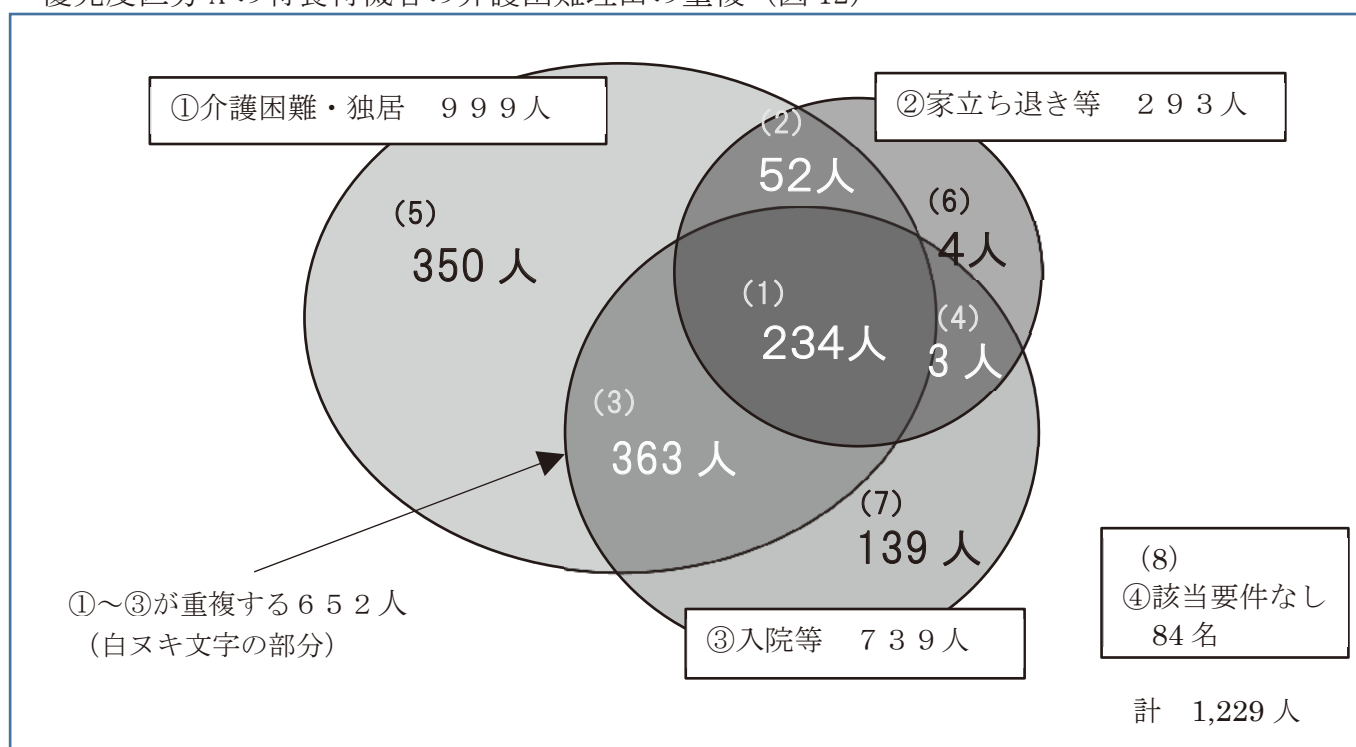
イ 令和元年度（令和2年3月末まで）の各施設における入所辞退の主な理由は、「医療ケアが必要になり入所できない」というやむを得ない理由（6人）の他に、「まだ入所しなくてもよい」や「他の施設に入所し、現在安定しているため」などという家族意向による辞退理由（15人）が目立ちます。

辞退者はその他の理由の4人を加え、合計25人となっています。このことから、家族意向による辞退者のような、「現在直ちに入所が必要」でない申込者が3%程度いることが推測できます。

3 入所待機者にかかわる課題

- (1) 従来から、入所の必要性の高さを判断する評価基準に基づき、入所待機者の優先度区分A・B・Cを決定していますが、本方針を策定するにあたり、優先度区分Aについて、介護困難理由の分析を行いました。
- (2) 優先度区分Aの待機者は、令和2年6月1日現在1,229名です。そのなかでも、「在宅ではなく、現在病院や老人保健施設などのなんらかの施設で生活している（③入院等）」人は739人で60%、「家を処分して戻るところがない（②家立ち退き等）」人は293人で24%となっています。
- (3) 介護者については、「介護者がいない単身者」も増えているほか、介護者自身が高齢のいわゆる「老老介護」や、「介護者に持病がある」「他にも介護しなければいけない人がいる」など、在宅での介護が困難な待機者（①介護困難・独居）は999人で、81%を占めています。
- (4) 「①介護困難・独居」「②家立ち退き等」「③入院等」のうち2つの理由が重複した待機者は418人（34%）、3つの理由が重複した待機者は234人（19%）で、合計で652人（53%）となります。
- (5) 今後高齢者人口がさらに増加していくなかで、施設への申込需要も増加するものと考えられます。中でも「①介護困難・独居」「②家立ち退き等」「③入院等」の**介護困難な理由が重複している待機者に対しては、その緊急性を鑑み、速やかに入所につなげていくことが必要**です。
そのため、当面は**優先度区分Aの待機者を、介護困難理由の重複度合いに応じて4段階に区分し、細かく実態把握**をしていきます。
- (6) 他県や近隣自治体における特別養護老人ホームの空き状況について情報を収集し、必要に応じて提供できるような取り組みも必要です。

優先度区分 A の特養待機者の介護困難理由の重複 (図 12)



優先度区分 A の特養待機者の介護困難理由の重複 (表 7)

段階	1段階	2段階			3段階			4段階	合計
理由	理由:3 重複	理由:2重複			理由:単独			該当 なし	
困難 度	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	
重複 理由	①介護困 難・独居 ②家立ち 退き等 ③入院等	①介護困 難・独居 ②家立ち 退き等	①介護困 難・独居 ③入院等	②家立ち 退き等 ③入院等	①介護困 難・独居	②家立ち 退き等	③入院等	④該当な し	
人数	234	52	363	3	350	4	139	84	1,229
合計	652				350	4	139	84	1,229

<重複理由について>

- (1) 「①介護困難・独居」「②家立ち退き等」「③入院等」の重複は、独居で介護者がいない方で、長期入院等で家を引き払い、病院や介護施設から家に戻れなくなっている方などです。
- (2) 「①介護困難・独居」「②家立ち退き等」の重複は、独居で介護者がいない方で、家やグループホーム等の介護施設からの立ち退き・退所を迫られている方などです。

第3章 特別養護老人ホームの現状と課題

- (3) 「①介護困難・独居」「③入院等」の重複は、独居で介護者がいない方で、在宅で生活できず病院等で過ごしている方などです。
- (4) 「②家立ち退き等」「③入院等」の重複は、長期入院等で家を引き払うことになり、病院や施設から家に戻れなくなっている方などです。
- (5) 「①介護困難・独居」とは、介護者が重大な病気があったり、複数の高齢者を介護していたりする介護困難や独居で介護者がいない方などです。
- (6) 「②家立ち退き等」とは、グループホーム等から退所することを迫られている方、家を引き払い、住所だけ親族の家に置いている方などです。
- (7) 「③入院等」は、在宅で生活できず、病院、老人保健施設等を何か所も変わりながら生活している方です。
- (8) 「④該当なし」は、在宅で介護者はおられるものの認知症等の症状が重度の方などです。

※ (1) から (8) は、図 12 に対応しています。

第4章 施設整備計画

1 施設整備の区の方

- (1) 特別養護老人ホームの施設整備にあたっては、**優先度区分Aのうち特に優先度の高い、介護困難理由が重複している入所待機者の解消をめざし**、今後10年間の整備目標を設定します。
- (2) 社会福祉法人が介護報酬により継続的かつ安定的に施設を運営できるよう、施設規模150床程度を基本とします。そのための施設建設用地は、おおむね3,000㎡以上必要です。
- (3) 老人短期入所施設を併設し、特別養護老人ホームの定員の1割以上とします。
- (4) 特別養護老人ホームの施設運営は、民設民営を基本とします。そのため、民有地での施設整備が原則となりますが、公有地の活用も積極的に行っていきます。

2 今後10年間の整備目標

- (1) 高齢者人口推計では、令和2年度から11年度までに、8%程度の高齢者人口の増加が見込まれ、要介護認定者数も同様です。
- (2) 令和2年6月現在の特別養護老人ホーム入所希望者は2,554名（優先度区分A1,229名）ですが、今後10年間で、そのすべてが入所できるように特別養護老人ホームを整備することは、3,000㎡以上の建設用地や人材、施設整備費の確保などの側面を考慮すると、現実的には非常に難しいと判断します。
- (3) そこでまずは優先度区分A1,229名のうち、介護度や介護者の緊急度を鑑み、優先度区分Aの中でも特に優先度の高い、介護困難理由が重複している方（652名）が1年を待たずに速やかに施設入所できることを最優先目標とします。そのため、高齢者人口の増加や新規入所者状況（施設の回転率）を折り込み、**令和3年度から7年度までの5年間に970床を目標**に特別養護老人ホームを整備します。
- (4) さらに、重複理由はなくても、多数の高齢者を介護していたり、自らが病を抱えながら在宅で介護をしている、深刻な介護困難理由を抱えている方（350名）が1年以内に施設入所できることを第2の目標とします。そのため、**令和8年度から11年度までの4年間に300床、累計1,270床を目標**に整備します。

3 今後の施設整備における課題・留意点

(1) 施設整備費

最近の例を参考に施設整備費の目安を示すと、150床規模の特別養護老人ホームを整備するには、施設整備費として約25億円を要し、そのうちの1割（2.5億円）が区負担と推計されます。

第4章 施設整備計画

(2) 介護保険料の上昇

特別養護老人ホームの増床に伴い介護保険料の上昇は避けられません。第8期に向けた試算では、100床の特別養護老人ホームを整備すると介護保険料は40円程度上がると見込んでいます。

そのため仮に上記の目標（1,270床）が実現できた場合、介護保険料500円程度の増を見込まなくてはなりません。

(3) 公有地の活用

特別養護老人ホームの整備にあたっては、民有地での施設整備が原則となりますが、公有地の活用も積極的に行っていきます。

(4) 福祉避難所としての機能

特別養護老人ホームには、従来のとおり災害備蓄倉庫を設置するとともに、福祉避難所としての指定を進めます。

(5) 多床室の整備

ユニット型個室より利用料が安い多床室について、国及び東京都と協議しながら増床に努めます。

(6) 安心かつ安定した施設運営

人材の確保を含め、安心かつ安定した施設運営ができる社会福祉法人を選定します。

(7) 他施設の整備

介護老人保健施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅については、当面の間、東京都の施設整備補助金を活用した新規施設の誘導は行いません。

第4章 施設整備計画

4 令和11年度までの整備スケジュール

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（8期・9期・10期）までの整備スケジュールを定め整備を進めます。

介護保険計画期		第7期（2018～2020年度）			第8期（2021～2023年度）		
		2018 平成30年度	2019 令和元年度	2020 令和2年度	2021 令和3年度	2022 令和4年度	2023 令和5年度
整備 目標	既存施設数		26 施設	26 施設	27 施設	28 施設	29 施設
	整備済数（床数）		2,813 床	2,813 床	2,903 床	3,053 床	3,183 床
	予定整備数（年度末）		0 床	0 床	90 床	150 床	130 床
	延べ新規整備数		0 床	0 床	90 床	240 床	370 床

特養整備計画表

No			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	中央本 町 二丁目	開設日 予定日	公募	→			2021.4.1		
		整備数 （床数）		特養90・ショート10 計100床 開設					
		工期		工期 2019.7.1～2021.1.31					
2	新田 一丁目	開設日 予定日		公募	→			2022.11.1	
		整備数 （床数）		特養150・ショート20 計170床 開設					
		工期		工期 2021.3～2022.8					
3	新規整備 1				公募	→			130 開設
4	新規整備 2					公募	→		
5	新規整備 3					公募	→		
6	新規整備 4						公募	→	
7	新規整備 5						公募	→	
8	新規整備 6								
9	新規整備 7								

【参考】申込人数の推移


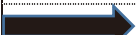




		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
整備 状況	既存施設数	16 施設	17 施設	17 施設	17 施設	21 施設	23 施設
	整備済数（床数）	1,589 床	1,739 床	1,739 床	1,789 床	2,183 床	2,443 床
	申込人数	3,747 人	3,977 人	4,082 人	3,838 人	3,838 人	2,304 人

※平成27年度から、毎年度、特養入所に関する意向確認を行うよう変更した。

第4章 施設整備計画

令和2年7月1日時点

第9期 (2024～2026年度)			第10期 (2027～2029年度)		
2024 令和6年度	2025 令和7年度	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
31 施設	33 施設	33 施設	34 施設	34 施設	35 施設
3,483 床	3,783 床	3,783 床	3,933 床	3,933 床	4,083 床
300 床	300 床	0 床	150 床	0 床	150 床
670 床	970 床	970 床	1,120 床	1,120 床	1,270 床

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
150 開設					
					
150 開設					
					
	150 開設				
					
	150 開設				
					
公募			150 開設		
					
		公募			150 開設
					

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
23 施設	24 施設	26 施設	26 施設	26 施設
2,443 床	2,583 床	2,811 床	2,813 床	2,813 床
2,511 人	2,340 人	2,473 人	2,475 人	2,554 人

資料

優先入所第一次評価基準 「足立区特別養護老人ホーム入所調整運営要領」による

1 介護認定

個別的状況	点数
要介護5	10
4	9
3	8
2	4
1	2

2 介護者の状況（複数に該当する場合、最も点数の高い項目でみる）

個別的状況	点数
本人には同居者がいない。	6
介護者に、病気（注1）や障がい等（注2）がある。	
介護者は、一人で本人を含め2人以上の障がい等がある方を介護している。	
介護者は、75歳以上である。	5
介護者は、週平均40時間以上勤務をしている。	
介護者は、65歳以上74歳以下である。	4
介護者は、週平均20時間以上40時間未満勤務をしている。	
介護者は、12歳以下（中学校入学前）の子どもを育児中である。	
介護のために仕事を退職した。	2
*その他に記載がある場合 その他の記述及び裏面特記事項の内容から判断し評価採点する。 ・介護者が未成年である。…1点 ・介護のために退学した。…3点 ・その他、意見書から介護者の状況を判断し、個別的状況の内容を鑑み、妥当と思われる点数をつける。	

（注1）「病気」とは長期の入院中、又は進行性・慢性疾患等のため定期的な通院を余儀なくされており、介護ができない状態をいう。

（注2）「障がい等」とは要支援1以上、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾病等の医療証の交付を受けている場合をいう。

3 認知症の周辺症状

個別的状況	点数
3項目以上該当	3
2項目該当	2
1項目該当	1
該当なし	0

※ 医療機器の使用、病気については評価しない。

4 住まいの状況

個別的状況	点数
住居（グループホーム及びケアハウスを含む。）から立ち退きを迫られている。	3
入院中・入所中であるが、住居を引き払った又は処分したことにより戻る家がない。	
有料老人ホーム等に入所中であるが、経済的理由で退所予定である。	2
部屋または家が2階以上にあるが、エレベーター等の昇降手段がない。	1
介護上の問題から住宅改修が必要だが、家主の承諾が得られない又は敷地が狭小等の理由で改修できない。	
介護上の問題から住宅改修が必要だが、経済的な理由で改修できない。	
住宅に介護上の問題はない。	0

5 区外申込者増要因

個別的状況	点数
区外申込者（葛飾区からの申込者を除く。）	- 8
葛飾区からの申込者	- 2
合 計	2 2

優先入所第二次評価基準 「足立区特別養護老人ホーム優先入所第二次評価基準取扱指針」による

※ 第一次評定において算定された点数に加点する

	あてはまる内容	加算する点数
ア	足立区から区外養護老人ホームに措置されたために住所が区外（葛飾区を除く。以下この表において同じ。）になった場合	8点
イ	足立区から葛飾区の養護老人ホームに措置されたために住所が葛飾区になった場合	2点
ウ	長期に足立区内に居住していて、主な介護者が死亡等ではなくなったため、区外の親族等に引き取られた場合 長期に足立区内に居住していて、介護老人保健施設、病院に入所し自宅を引き払ったが、足立区に親族がなく、やむを得ず住所を区外の親族宅にした場合	8点
エ	長期に足立区内に居住していて、主な介護者が死亡等ではなくなったため、葛飾区の親族等に引き取られた場合 長期に足立区内に居住していて、介護老人保健施設、病院に入所し自宅を引き払ったが、足立区に親族がなく、やむを得ず住所を葛飾区の親族宅にした場合	2点

資料（優先入所評価基準）

オ	介護老人保健施設、病院、介護療養型施設、グループホームに入所している場合	1点
カ	老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームに入所している場合	-8点
キ	介護老人保健施設、病院、介護療養型施設、グループホームへの入所若しくはショートステイの長期利用が1年以上経過している、又はこれらを1年以上転々としている場合	1点
ク	在宅サービス利用率が90%以上の場合	1点
ケ	その他早期入所が必要と思われる場合	1～3点

重要事項

- (1) 入所申込書に虚偽の記載があった場合は、入所できません。
- (2) 申込書の記載内容を確認するため、勤務先や通院先などがわかる資料の提示をお願いする場合があります。

高齢者等実態調査の概要

足立区の高齢者等の実態、介護事業所の状況把握のため、令和元年12月から令和2年2月にかけて、以下の9種類の調査を実施した。

	調査票	実施時期	対象者	今回			前回		
				発送数	回収数	回収率	発送数	回収数	回収率
区民対象調査	①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	令和元年 12月16日	65歳以上一般高齢者及び要支援認定者	7,500	4,103	54.7%	6,000	3,407	56.8%
	②高齢者単身世帯実態調査	～ 令和2年 1月17日	75歳以上単身高齢者	2,500	1,353	54.1%	2,000	929	46.5%
	③要介護認定者実態調査		要介護1～5の認定者	5,000	2,637	52.7%	4,000	2,069	51.7%
	④在宅介護実態調査	令和元年 12月～ 令和2年 2月	在宅生活中の要支援・要介護認定者（期間中に認定の更新を行った者） ※聞き取り調査	942	688	73.0%	800	625	78.1%
事業所対象調査	⑤介護保険在宅サービス事業所実態調査	令和元年 12月16日 ～ 令和2年 1月17日	在宅サービス提供事業者	738	449	60.8%	713	471	66.1%
	⑥居宅介護支援事業所実態調査		居宅介護支援事業所	219	156	71.2%	231	169	73.2%
	⑦介護保険施設実態調査		介護保険施設	44	36	81.8%	42	30	71.4%
	⑧有料老人ホーム施設実態調査		有料老人ホーム施設	45	19	42.2%	42	23	54.8%
	⑨サービス付き高齢者住宅実態調査		サービス付き高齢者向け住宅	36	22	61.1%	34	24	70.6%

足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度

令和3年3月 発行

発 行 足立区

編 集 足立区高齢者施策推進室

高齢福祉課

地域包括ケア推進課

介護保険課

東京都足立区中央本町1-17-1

電話03-3880-5111（代表）

令和3年3月

 足立区